

~~ 6月21日 (第7回目) ~~

1. 開議並びに散会時刻(午前10時17分~午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席

1番	天久	源太郎	2番	比嘉	亮六	3番	久村	天仲	雄果
4番	安次富	盛信	5番	川田	繁永	6番	里川城	安大	明昇昌助
7番	稻嶺	正穂	8番	石川	喜貞	9番	中里	申	泰安
10番	又吉	正弘	11番	石川	寿光	12番	吉波	中	幸
13番	伊佐	真得	14番	村佐	輝	15番	清次郎	波藏	清次郎
16番	富里	俊	17番	佐村	仲	18番			
19番	武島	行男	20番			21番			

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春醫 助 務 具盈 真徳 収入 務 仲村 泰松
經濟課長 沢し 安一 務務課長 松川 正義 財政課長 当山 譲喜
建設課長 島袋 昌榮 水道課長 國者 奥里 啓俊

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正義 書記 照昌 陳伊佐 正義

8. 議時日程は次の通りである。

日程第1 ~ 一級質問

9. 会議の顛末

議長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条によつて、議会は成立しております。只今より第7回目の会議を開きます。

(午前10時11分) お開きです。

議長～前回に引き続き一級質問に入ります。先ず最初に7番の稻嶺議員からお願い致します。

7番～行政區の未端行政の強化推進について、具体的に説明してもらいます。

~~ 6月21日 (第7回目) ~~

1. 開議並びに散会時刻(午前10時17分～午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	1番	天安	久次	豪太郎	2番	比石	嘉川	定真英	亮六	3番	天仲	久村	雄果
	4番	稻嶺	正信	信廉	5番	石	田川	繁永	正繁	6番	安大	里川	明昇
	7番	又吉	正弘	弘	8番	石	川村	邦貞	永寿	9番	宮中	城里	昌助
	10番	伊佐	佐	得行	11番	石	佐村	伊佐	光	12番	波	古波	春安
	13番	宮里	里	行	14番	仲	佐村	村		15番	中	藏	盛幸
	16番	武島	島	男	17番	伊	佐	佐		18番	古	波	清次郎
	19番				20番	仲				21番			

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村	春勝	助	役	吳屋	眞徳	収入役	仲村	春松
経済課長	沢し	安一	務課長	松川	正義	財政課長	当山	善喜	
建設課長	島袋	昌	水道課長	國吉	奥里	将俊			

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅 伊佐正義

8. 議時日程は次の通りである。

日程第1～一般質問

9. 会議の顕末

議長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条によつて、議会は成立しております。只今より第7回目の会議を開きます。
(午前10時11分)

議長～前回に引き続き一般質問に入ります。先ず最初に7番の稻嶺議員からお願い致します。

7番～行政区の末端行政の強化推進について、具体的に説明してもらいます。

市長～末端行政の今度の再編成については、議会の答申を載いてこの7月から実施する予定になつておりますが、この定期議会が済むと直ぐ部落に出かけて、その趣旨をよく部落民に伝えて、了解してもらつて、その部落末端の自治活動がスムースに行なわれる様に、そしてその各部落の自治活動を通じて施政が速かに執行される様に努力して行きたいとこう思つております。

7番～どう云うふうに強化される訳ですか。

議長～暫休憩致します。(午前10時13分)

議長～再開致します。(午前10時14分)

市長～強化と云うのは、充実させると云う意味であるが、弱くならないでしつかり活動してもらうようにすると云う意味であります。

7番～從来から見ました場合に、この末端行政は非常に強化推進していましたが、大体の部落はそうだと思いますが、繪師が安く、又各部落でその繪料を相当額負担して、その外に又班長に一方ならぬ協力を得て末端行政を遂行していますが、こう云う繪師についてはどうお考でおられますか。

市長～繪師は、今までよりは裏くはなつても悪くはならないと思います。もち論その部落が前に基本繪とそれから人口割がありますが、人口の減る所は少くなりますが、同じ人口の所であれば裏くなると思います。

7番～市の末端行政ですが、各部落に負担させて行くと思いますが、どうですか。

市長～それは部落の自治会長として聞いて載くのであるから負担して妥当だと思います。

9番～私もその問題で関連すると思いますので質問いたします。先程稻嶺さんもおつしやいましたんですが、区画の問題において議会で答申した通りやられるのでありますか、又それに従つた案でございますか。

市長～議会から答申されてから更に部落によつては、陳情まで出てきておりますので、その点はその両方の意向ちよく聞いて調整して実施したいとこう思つております。

9番～そうすると、その場合の案はまだ出来ておらん訳ですか。

市長～調整した案ですか。まだ出来ておりません。

市長～末端行政の今度の再編成については、議会の答申を戴いてこの7月から実施する予定になつておりますが、この定期議会が済むと直ぐ部落に出かけて、その趣旨をよく部落民に伝えて、了解してもらつて、その部落末端の自治活動がスムースに行なわれる様に、そしてその各部落の自治活動を通じて施政が速々と執行される様に努力して行きたいとこう思つております。

7番～どう云ふうに強化されると云ふうに執行される訳ですか。

議長～暫休憩致します。(午前10時13分)

議長～再開致します。(午前10時14分)

市長～強化と云うのは、充実させると云う意味であるが、弱くならないでしっかりと活動してもらうようにすると云う意味であります。

7番～従来から見ました場合に、この末端行政は非常に強化推進していましたが、大体の部落はそうだと思いますが、給料が安く、又各部落でその給料を相当負担して、その外に又班長に一方ならぬ協力を得て末端行政を遂行していますが、こう云う給料についてはどうお考でおられますか。

市長～給料は、今までよりは良くはなつても悪くはならないと思います
もち論その部落が前に基本給とそれから人口割がありますが、人口の減る所は少なくなりますけれども、同じ人口の所であれば良くなると思います。

7番～市の末端行政ですが、各部落民に負担させて行くと思いますが、どうですか。

市長～それは部落の自治会長として働いて戴くのであるから負担して当然だと思います。

9番～私もその問題で関連すると思ひますので質問いたします。先程猪瀬さんもおつしやいましたんですが、区画の問題において議会で答申した通りやられるのでありますか、又それに変つた案ござりますか

市長～議会から答申されてから更に部落によつては、陳情まで出ておりますので、その点はその両方の意向ちよく聞いて調整して実施したいとこう思つております。

9番～そうすると、その場合の案はまだ出来ておらん訳ですか。

市長～調整した案ですか。まだ出来ておりません。

9番～それから漸区画になつた場合の具体的にこうこう対策と云うのはまだ出来ておりませんですか。

市長～方法は、これからその部落に行つて今までと變つた点、それからなぜそう云うふうにかえなければいかんか、今まで不~~便~~不便な所を改善する為にこう云うふうにやつておるんだと云うことを良く納得してもらつて、今後は今度新しく區画された区域の範囲で自治会を盛り立てておるので、施政の執行についても、今まで以上に協力して戴く様に、こう指導勧言して行きたいとこう思つております。

議長～18番議員の出席を報告致します。

7番～2番**権威**蔵入について御説明願います。

市長～この件産業課長の方から計画について説明させてもらいます。

産業課長～これは、まだ入荷はしておりません。契約はしてあります、現在まだ入荷はしておりません。4箇目に分けて入りますので、今1箇目が配布されまして、2箇目が今検査署に入つております。それでこつちに2箇目に1頭は多分来ると予想しております。当方としては中部地区で順番をくじを引いて決めております。この場合、雄が13番目、メスが32番目と40番目になつておりますので、その順序で配布されますので2箇目と3箇目当たりには配布になるものと考えております。それから計画につきましては、これを委託。シ青させたいと云うふうに市は方針を立てまして、それを委託契約書の草案を作りました。區長会それから各部若のちく産組合長が集つて戴きまして、市が作つた所の委託契約書を認可をして、そしてそれでいいかどうか一応お語りしました所、その黨に皆賛成されましてその黨に詰づきました。その黨希望者をですか。各部若からちく産組合長並び区長が選定をして、メスの希望者一人、雄の希望者一人を推薦していただく様にお願いしました所、雄の方が3名、それからメスの方が3名、計6名の希望者が推薦されて来た訳であります。その6名の方から3名の委託者を選定しなけりやいかない訳でありますが、その場合には一応シ青者の履歴は我々が充分頼つておりますので、特に施設面、こう云う面を主管の係とそれから主管ジユウ係が圖りまして一応全部調査をしましたそしてその中から一応適格者と見られる人々をしほつてきました。そして選定に當つた訳でありますが、それでその選定の場合にまず一応雄の方から選定をしましたが、雄の場合3名の希望者でありますので、条件上2人の方がいいと云うことになりました。2人の内はどうしてもどちらがいいと云うことを決めかねまして、今度は2人くじを引いて決めました。その人は齊藤の比嘉盛範さんが、雄を決まつております。メスの方もそう云うふうにしほつて来てまして3名になつた訳であります。3名の内1人は齊藤の人が入つておりましたので、同じ部

9番～それから新区編になつた場合の具体的にこうこう対策と云うのはまだ出来ておりませんですか。

市長～方法は、これからその部落に行つて今までと変つた点、それからなぜそう云うふうにかえなければいかんか、今までで不便な所を改める為にこう云うふうにやつておるんだと云うこと良く納得してもらつて、今後は今度新しく区画された区域の住民で自治会を盛り立てておるので、施政の執行についても、今まで以上に協力して戴く様に、こう指導助言して行きたいとこう思つております。

議長～18番議員の出席を報告致します。

7番～2番目~~在~~購入について御説明願います。

市長～この件産業課長の方から計画について説明させてもらいます。

産業課長～これは、まだ入荷はしておりません。契約はしておりますが、現在まだ入荷しておりません。4回に分けて入りますので、今1回目が配布されまして、2回目が今検査署に入つております。それでこつちに2回目に1頭は多分来ると予想しております。当方としては中部地区で順番をくじを引いて決めております。その場合、雄が13番目、~~メス~~が32番目と40番目になつておりますので、その順序で配布されますので2回目と3回目当りには配布になるものと考えております。それから計画につきましては、これを委託、~~シ青~~させたいと云うふうに市は方針を立てまして、それを委託契約書の案を作りました。区長会それから各部落のちく産組合長が集つて戴きました。市が作つた所の委託契約書を説明致しまして、そしてそれでいいかどうか一応お詫びしました所、その案に皆賛成されましたその案に基づきまして、その希望者ですか。各部落からちく産組合長並び区長が選定をして、メスの希望者一人、雄の希望者一人を推薦していただきました所、雄の方が3名、それからメスの方が8名、計11名の希望者が推薦されて來た訳であります。その11名の方から3名の委託者を選定しなけりやいかない訳でありますが、その場合には一応シ青者の経歴は我々が充分知つておりますので、特に施設面、こう云う面を主管の係とそれから主管ジョウ医が圃りまして一応全部調査をしましたそしてその中から一応適格者と思われる人々をしほつてきました。そして選定に當つた訳でありますが、それでその選定の場合にまず一応雄の方から選定をしましたが、雄の場合3名の希望者がありましたので、条件上2人の方がいいと云うことになりました。2人の内はどうしてもどちらがいいと云うことを決めかねまして、今度は2人くじを引いて決めました。その人は野嵩の比嘉盛範さんが、雄を決まつておりますメスの方もそう云うふうにしほつて来てまして3名になつた訳であります。3名の内1人は野嵩の人が入つておりましたので、同じ部

落異にこれをやると云うことは、困ると思ひまして、哥嵩の人は、それから除きました、後2人になりましたので、メスの方はこの2人にし言わせる様になつております。一人真志喜の宮城真助、それから一人は志真志の墨瀬比盛と云ふうに決つております。墨瀬比盛につきまして以上であります。

10番～今先の課長さんの答弁の中にまだ購入してないと云うことでしたがまだ購入されておりませんか。

産業課長～まだ入つておりません。

10番～いわゆるこの予算通過後まだ順番が回つて来ないと云う訳ですか。
一宣哥湾市においては、

産業課長～まだ入荷する、いわゆる順番が決つていますから、その順番がない訳です。現在は、

7番～普天間中学校を設置したために從来あつた道路が中断されまして付近の住民が非常に困つて居りますが、それにつきまして、それに代るべき道路を作ると云うことでありましたがそれに代るべき道路の施設のための予算が計上されて居りませんが御説明願います。

市長～普天間の中学校の敷地を教育委員会で購入する場合にその敷地の中に農道があるが、これは学校の中をそのまま通しては困るので、敷地の中から圃りの方を通るようにして開けていいと云う話しあれをあそこに場所を決めて購入してあります。その道路はアスファルト道路ではなしに、石粉^{シロカ}したり、このいわゆるあぶし道ですか、それがあつたんであります。結局、学校の圃りを通れば、向うの様に歩くことは充分出来る訳でありますが、しかし、今日ではあの一番に農耕地もないのです。これから後、もしそこに道路を施設するすれば、いわゆる街、都市計画の道路として作るのが最も妥当でないかとこう思われるのですが、もし喜友名の部落が、この圃りの農道が是非あるとなれば、それはブルズ^{ブル}でいて人の通れる様には作れると思うんですが、最も困つて來るのは、その両先が、被問と1つになりはせんかと、その辺が問題だと思うんですが、それでこの点は教育委員としては、敷地の他の方から道路の分は取らしていいと云つていますが、果たして、その道路がほんとに利潤出来る様な道路になるかどうかと云うのが、ちょっと問題じやないかと思うんです。尚又、その先をどこに出すかと云うことですか、どう云う点はよく喜友名とも話し合つて、これから新設する道路について検討する必要があるんじゃないかとこう思つております。今すぐ本市としてこれの施策をすると云うこと、まだ着工することを講負つていることは職員からまだ聞いておりません。

落葉にこれをやると云うことは、困ると思いまして、署名の人は、それから除きましたし、後2人になりましたので、メスの方はこの2人にしきませる様になつております。一人眞志喜の富城真助、それから一人は志眞志の墨禰比盛増と云うふうに表つております。溝邊がつきまして以上であります。

10番～今先の課長さんの答弁の中にまだ購入してないと云うことでしたがまだ購入されておりませんか。

産業課長～まだ入つております。

10番～いわゆるこの予算通過後まだ順番が置つて来ないと云う訳ですか。
一直署名市においては、

産業課長～まだ入荷する、いわゆる順番が決つていますから、その順番がこない訳です。現在は、

7番～普天間中学校を設置したために從来あつた道路が申断されまして付近の住民が非常に困つて居りますが、それにつきまして、それに代るべき道路を作ると云うことありましたがそれに代るべき道路の施設のための予算が計上されて居りませんが御説明願います。

市長～普天間の中学校の敷地を教育委員会で購入する場合にその敷地の中に農道があるが、これは学校の中を通しては困るので、敷地の中から開りの方を通るようにして開けていいと云う話であれをそこに場所を決めて購入してあります。その道路はアスファルト道路ではなくに、石粉^{シロカ}したり、このいわゆるあぶし道ですか、それがあつたんであります結局、学校の開りを通れば、向うの様に歩くことは充分出来る訳であります、しかし、今日ではあの一番に農耕地もないで、これから後、もしそこに道路を施設するとすれば、いわゆる街、都市計画の道路として作るのが最も妥当でないかとこう思われるのですが、もし喜友名の部署が、この開りの農道が是非あるとなれば、それはブル^{ブル}でいい人の通れる様には作れると思うんですが、最も困つて来るのは、その両先が、被間と1つになりはせんかと、その辺が問題だと思うんですが、それでこの点は教育委員としては、敷地の他の方から道路の分は取らしていいと云つていますが、果たして、その道路がほんとに利便出来る様な道路になるかどうかと云うのが、ちょっと問題じやないかと思うんです。尚又、その先をどこに出すかと云うことですか、こう云う点はよく喜友名とも話し合つて、これから検討する道路については検討する必要があるんじやないかとこう思つております。今すぐ本市としてこれの施策をすると云うこと、まだ着工することを譲負つていることは職員からまだ聞いておりません。

落民にこれをやると云うことは、困ると思いまして、野嵩の人は、それから除きました、後2人になりましたので、メスの方はこの2人にし育させる様になつております。一人真志喜の宮城真助、それから一人は志真志の星彌比盛と云うふうに決つております。経過はつきまして以上であります。

10番～今先の課長さんの答弁の中にまだ購入してないと云うことでしたがまだ購入されておりませんか。

産業課長～まだ入つております。

10番～いわゆるこの予算通過後まだ順番が回つて来ないと云う訳ですか。宣野湾市においては、

産業課長～まだ入荷する、いわゆる順番が決つていますから、その順番がない訳です。現在は、

7番～普天間中学校を設置したために従来あつた道路が中断されまして付近の住民が非常に困つて居りますが、それにつきまして、それに代るべき道路を作ると云うことでありましたがそれに代る道路の施設のための予算が計上されて居りませんが御説明願います。

市長～普天間の中学校の敷地を教育委員会で購入する場合にその敷地の中に農道があるが、これは学校の中をそのまま通しては困るので、敷地の中から開けの方を通るようにして開けていいと云う話であれをあそこに場所を決めて購入してあります。その道路はアスファルト道路ではなくに、石畳したり、このいわゆるあぶし道ですか、それがあつたなんですが結局、学校の開けをすれば、向うの様に歩くことは充分出来る訳でありますが、しかし、今日ではあの一帯に農耕地もないのに、これから後、もしそこに道路を施設するとなれば、いわゆる街、都市計画の道路として作るのが最も~~も~~当でないかとこう思われるのですが、もし喜友名の部落が、この開けの農道が是非要るとなれば、それはブルドーザーで人の通れる様には作れると思うんですが、最も困つて來るのは、その両先が、被開けと1つになりはせんかと、その辺が問題だと思うんですが、それでこの点は教育委員としては、敷地の他の方から道路の分は取らせていいと云つていますが、果たして、その道路がほんとに利用出来る様な道路になるかどうかと云うのが、ちょっと問題じやないかと思うんです。尚又、その先をどこに出すかと云うことですか、こう云う点はよく喜友名とも話し合つて、これから新設する道路については検討する必要があるんじゃないかとこう思つております。今すぐ市としてこれの施策をすると云うことは、まだ着工することを譲負つていることは職員からまだ聞いておりません。

- 7 番～これは作るべき道を作ると云うことだつたと思いますが、
- 市長～道を残すと云う意味ですか、工事をすると云う意味の質問ですか。
- 7 番～代りの道が出来たら、？
- 市長～前の様な道を通すために土地を与えたらですか、かえつてあの耕地からでも、前以上によく歩ける。あれ以上はつきりした道は出来ると思いますが、工事と云うことになると又、そこに一考せにやなりませんですが、
- 7 番～道路と云いましても、馬車とかトラックとかを通す必要もない所ではあります、将来は通学路としても考えられ現を云いますと普天間小学校あたりには5号線を通つて何ともないですが、学校の方がかといでもやるとなればせまくなつて通行が不便になると云うようになりますがその点を、？
- 市長～それは、いざれは学校はその敷地内は問い合わせをするものとしてこの前の振興会でも早く問い合わせをしたいと云うことを云われておりましたが問い合わせをする場合には、一応その元あつた農道のはばの道路をその方に残して問い合わせしなければならんじやないかとこう思つておりますあの道路だから下を通すか、上の山手を通すかと云うことはまだはつきりはしておりません。
- 7 番～全然通れないかつ好であります、園面には接わされて居るんですが、その道路があるのかどうかも分らないですか。
- 市長～あいておつたらそこを通つていいです、あいておれば、
- 7 番～期に差支えない訳ですか。
- 市長～元の園面は、学校敷地の中に入つておますが、その場合に園りが取つていいと云うふうになつて、園面に出ておるはずです。
- 議長～11番、1番、19番議員の出席を報告致します。
- 議長～暫休憩致します。（午前10時28分）
- 議長～再開致します。（午前11時01分）
- 3 番～私の質問事項の中の2項と3項の方は昨日で一応終りましたので第1項だけ質問致したいと思います。4月25日付朝刊琉球新報掲載によつて弁護官府から行政主席に宣傳部市に対する厳しい警告書が

7 番～これは代るべき道を作ると云うことだつたと思ひますが、

市 長～道を残すと云う意味ですか。工事をすると云う意味の質問ですか。

7 番～代りの道が出来たら、？

市 長～前の様な道を通すために土地を与えたですか、かえつてあの耕地からでも、前以上によく歩ける。あれ以上なはつきりした道は出来ると思ひますが、工事と云うことになると又、そこに一考せにやなりませんですが、

7 番～道路と云いましても、馬車とかトラックとかを通す必要もない所ではあります、将来は通学路としても考えられ現を云いますと普天間小学校あたりには5号線を通つて何ともないですが、学校の方がかこいでちやるとなればせまくなつて通行が不便になると云うようになりますがその点を、？

市 長～それは、いづれは学校はその敷地内は開いをするものとしてこの前の振興会でも早く開いをしたいと云うことを云われておりましたが開いをする場合には、一応その元あつた農道のはばの道路をその方に残して開いはしなければならんじやないかとこう思つておりますあの道路だから下を通すか。上の山手を通すかと云うことはまだはつきりはしておりません。

7 番～全然通れないかつ好でありますが、圓面には變わされて居るんですが、その道路があるのかどうかも分らないですか。

市 長～あいておつたらそこを通つていいです。あいておれば、

7 番～別に差支えない訳ですか。

市 長～元の圓面は、学校敷地の中に入つておりますが、その場合に圓りか取つていいと云うふうになつて、圓面に出ておるはずです。

議 長～11番、1番、19番議員の出席を報告致します。

議 長～暫休憩致します。(午前10時28分)

議 長～再開致します。(午前11時01分)

8 番～私の質問事項の中の2項と3項の方は昨日で一応終りましたので第1項だけ質問致したいと思います。4月25日付朝刊琉球新報掲載によつて弁務官府から行政主席に宜野湾市に対する厳しい警告書が

送られておりますが、これは 10 項目からなつて届りますがこれに
対しましてはどう云う様な解しやすくをもつておられますか、

市長～この件はユダ番さんの 2 番の問い合わせに関連するんですが、このいきさつを申し上げますと、実は天溝通りからこの新星病院のうら側、あの一番にかけてオフリミツを打れたんです。去年の 7 月頃こうしてお医前でもあるし、早くこれを解除してもらうようにという医長さんから一応市長でもつて折衝してくれといつて私行つた訳ですが、オフリミツにした理由は、一番大きな理由が売春がおると云うことともうエタは貰の理由は、その一番の背景が悪いと云うこと、それから貰にはこの辺のときには、くらい所が多い、要は街灯なんかが準備されておらんというのが、市としてもこの辺にアメリカの人をこうアリビに行くように進める訳にむかない、だからあそこは行くなと云う札をはらねやいかんと云うのが向うのオフリミツの札をはつた理由になつておりました。どう云う具体的それじやどんな事とがあるかと云うので、この辺には売春が多いとか、この辺の家にはよく兵隊を引つばつて行くと、屋はこんなに賑まつておるが、晩はいつでも女がおるんだと云うことを現場を、その場合には、不思議に又、普段でしたら、けん兵隊の佐官や兵隊当りが来て調査に当たんですが、この現地調査の場合には、各部の代表者の大佐とか、申松、佐官級の人が大分見えたんですが、5～6 名そして立入検査をしたんです。したらひどくまずい所を指摘されて、ちゃんとけん兵隊の方では、どう云う所を見せてると云う悪い所をおさえておるんです。それを写真に写してからに、こう云う理由でオフリミツするんだと、これを放棄しないかぎり、ここは解くことは出来ないとう云われたんです。そして 1 ケ月間でもつて今指摘された悪い所はきれいにやつておきなさい。それできれいになつた場合には、いつでも合闇されたら又調査に来るからと云うことで更に市としても指摘された所を今日からどう云う所が悪いから皆んなよくする様にと云うことを伝達させて今度は道路の排水についても道に色んなきたない水の流れている所は抜張しきれいに衛生的になる様にしようと云うので、いきこんでやつたんですけれども、困つたことには、あの一番の地域には、実は外人相手の商売をしている人がおらないんです。ここで何もそんなに作る必要はない。私はアメリカを相手にする商売をやつていなかつたらと云う人がおつてからにどうしても思うように放棄が出来ない。例えば、写真も取つて私の方にも見せてありました。チリがちらかつていてる所、便所の悪い所ですかこう云うものも写真を取つてあり、或はポンプで臭水と並池の一筋に入つて来ておるがこれをこのほんとに検査した水だけ使つているんじやなしに、他の水も混せて使つててる様な形跡がある訳です。そこでいわゆる軍のそう云う兵隊の飲食するにはどうしてもあの辺の水道の水じやなげりやいかん、こんなものはぶちこわしてなくさん限り、あぶないと云うふうなことを云つておられました。そう云う

送られておりますが、これは 10 項目からなつて居りますがこれに
対しましてはどう云う様な解しやすくをもつておられますか、

市長～この件は 15 番さんの 2 番の間に関連するんですが、このいきさつを申し上げますと、実は天溝通りからこの新里病院のうら側、あの一帯にかけてオフリミツを打れたんです。去年の 7 月頃こうしてお盛前でもあるし、早くこれを解説してもらようようにという区長さんから一応市長でもつて折衝してくれといつて私行つた訳ですが、オフリミツにした理由は、一番大きな理由が薦春があると云うことともう一つは次の理由は、その一帯の衛生が悪いと云うこと、それから次にはこの衛生のときには、くらい所が多い。要は街灯なんかが準備されておらんというのが、市としてもこの辺にアメリカの人をこうアツビに行くように進める訳にいかない。だからあそこは行くなと云う札をはらねやいかんと云うのが向うのオフリミツの札をはつた理由になつております。どう云う具体的それじやどんなことがあるかと云うので、この辺には売春が多いとか、この辺の家にはよく兵隊を引つばつて行くと、屋はこんなに開まつてあるが、晩はいつでも女があるんだと云うことを現場を、その場合には、不思議に又、普段でしたら、けん兵隊の佐官や兵隊当りが来て調査に当たんですが、この現地調査の場合には、各部の代表者の大佐とか、申佐。佐官級の人が大分見えたんですが、5～6 名そして立入検査をしたんです。したらひどくまずい所を指摘されて、ちゃんとけん兵隊の方では、どう云う所を見ると云う悪い所をおさえておるんです。それを写真に写してからに、こうと云う理由でオフリミツするんだと、これを改善しないかぎり、ここは解くことは出来ないとこう云われたんです。そして 1 ケ月間でもつて今指摘された悪い所はきれいにやつておきなさい。それできれいになつた場合には、いつも合闇されたら又調査に来るからと云うことで更に市としても指摘された所を今日からどう云う所が悪いから皆んなよくする様にと云うことを伝達させて今度は道路の排水についても道に色んなきたない水の流れている所は抜張しきれいに衛生的になる様にしようと云うので、いきこんでやつたんですけども、困ったことには、あの一帯の地域には、実は外人相手の商売をしている人がおらないんです。ここで何もそんなに作る必要はない。私達はアメリカを相手にする商売をやつていないからと云う人がおつてからにどうしても思うように改善が出来ない。例えば、写真も取つて私の方にも見せてありましたが、チリがちらかっている所、便所の悪い所ですかこう云うものも写真を取つてあり、或はポンプで良水と排水の一謫に入つて来ておるがこれをこのほんとに検査した水だけ使つているんじやなしに、他の水も混せて使つている様な形跡がある訳です。そこでいわゆる軍のそう云う兵隊の飲食するにはどうしてもあの市の水道の水じやなけりやいかん。こんなものはぶちこわしてなくさん限り、あぶないと云うふうなことを云つておりました。そう云う

ことで又道路の工事にしても、地主の反対なんかがあつてどうしても出来ないと云うかつ好で、それでも一部の人は早く解除して下れ解説して下れと云うので、その途中の場合に更によくなつているから見て解説して呉れと云つたら、又来てからに崩壊かつたのをなおつてあるかどうか調べたらまだなおつてないと、だからオフリミツを解く訳にはいかないと、この札を取る訳にはいかないと、云うふうになつたんです。そのまだ出来ていない1番最後のがあの新聞に出た所の赤務官の方からの示達としてこう云うふうに云うた所をまだ直くしてないから、そこは解説することは出来ないと云うことがあります。こう云ういきさつでありますので、市としても出来るだけそこの住民の協力をえて、そのオフリミツを解説したいと努力は致しましたけれども、現在に至つてもまだ々道路のホウ装にしましてもそれから向こうから指摘された便所の改善や、或はその下水そう云う所の方が悪い所があるのでオフリミツの解説が出来ない様な状態にあります。市としては、特にああ云う目被きの所に札のはられているのは、非常に見苦しい件と思う。アメリカ人が立入つた場合には、アメリカ人が入つてそこであそぶ所としてはどうしても向こうから指摘された件を改善しなければ、ここにあそびに入つていと云うことは云えないと云うことで、今だにオフリミツの札がはられておる訳であります。市としては出来るこれを早く解説したいと云うことは努力はした訳であります。それから石田さんのご質問はこれで大体宣しゆうさせますか、いかように努力したかについてはこれでよろざいますか。

3 番～その例えは、対策ですが、赤務官から指摘された所の悪い所ですかそれに対する市としてはその期限までに対策が出来るか。

市長～これは、この家の便所の政策とか~~は~~ですかそれをやつてこう云うふうに指摘されておるから、きれいにしなさい。或はひどいことになると、タンクもぶちこわしなさい、もう井戸水も使うなとこう云うことを云つておるんですそう云うことは絶対に出来ないと云つておりますけれども、せめてあの衛生ですか。それはこちらでも説明は出来るんだけれども検査の場合には、何もその散水に便つてあると云うことは出来るんだけれども、あの道路のホウ装とか、便所とかと云うものはですか。この家でい直体でよくしてもらえない限りこれは市としても、どうにもならないんじやないかと、その件は区長にも再三云うて早くきれいにする様に云うけれども、区長としても云うけれども、何ちこちらはアメリカを入れんでもいいと云う人がおるのでどうも仕方がありますと云うふうになつておりますのでこれ以上手をつけ様がないんじやないかとこう思つておる訳です。要は早くそこの人々が理解して、オフリミツの札を取らす様に各自が衛生やその態勢を改善するのが、先決の問題じやないかとこう思う訳であります。対策といつてもここはこれ以上のことはとても出来ないんじやないかとこう思つております。

ことで又道路の工事にしても、地主の反対なんかがあつてどうしても出来ないと云うかつ好で、それでも一部の人は早く解除して下れ解除して下れと云うので、その途中の場合に更によくなつてゐるから見て解除して呉れと云つたら、又来てからに前悪かつたのをなおつておるかどうか調べたらまだなおつてないと、だからオフリミツを解く訳にはいかないと、この札を取る訳にはいかないと、云うふうになつたんです。そのまだ出来ていない1番最後のがあの新聞に出た所の弁務官の方からの示達としてこう云うふうに云うた所をまだ良くしてないから、そこは解除することは出来ないと云うことあります。こう云ういきさつでありますので、市としても出来るだけそこの住民の協力をえて、そのオフリミツを解除したいと努力は致しましたけれども、現在に至つてもまだ々道路のホウ装にしましてもそれから向こうから指摘された便所の改善や、或はその下水そう云う所の方が悪い所があるのでオフリミツの解除が出来ない様な状態にあります。市としては、特にああ云う目撃きの所に札のはられているのは、非常に見苦しい件と思う。アメリカ人が立入つた場合には、アメリカ人が入つてそこであそぶ所としてはどうしても向こうから指摘された件を改善しなければ、ここにあそびに入つていと云うことは云えないと云うことで、今だにオフリミツの札がはられておる訳であります。市としては出来るこれを早く解除したいと云うことは努力はした訳であります。それから石田さんのご質問はこれで大体宣しゆうさざいますか、いかように努力したかについてはこれでようござりますか。

8 番～その例えは、対策ですか、弁務官から指摘された所の悪い所ですかそれに対する市としてはその期限までに対策が出来るか、

市長～これは、この家の便所の政策とかでですかそれをやつてこう云うふうに指摘されておるから、きれいにしなさい。或はひどいことになると、タンクもぶちこわしなさい。もう井戸水も使うなとこう云うことを云つておるんですそう云うことは絶対に出来ないと云つておりますけれども、せめてあの衛生ですか。それはこちらでも説明は出来るんだけれども検査の場合には、何もその散水に使つてあると云うことは出来るんだけれども、あの道路のホウ装とか、便所とかと云うものはですか。この家てい自体でよくしてもらえない限りこれは市としても、どうにもならないんじやないかと、その件は区長にも再三云うて早くきれいにする様に云うけれども、区長としても云うけれども、何もこちらはアメリカを入れんでもいいと云う人がおるのでどうも仕方がありませんと云うふうになつておりますのでこれ以上手をつけ様がないんじやないかとこう思つておる訳です。要は早くそこの人々が理解して、オフリミツの札を取らす様に各自が衛生やその態勢で改善するのが、先決の問題じやないかとこう思う訳であります。対策といつてもここはこれ以上のことはとても出来ないんじやないかとこう思つております。

8 番～それじや向うがまつ先にですか。10月1日までに古井戸ですか、こう云つた水タンクと云うものを撤去してその水を入れるとか、これは10月1日までとなつておるものか。こう云う問題ですか。これは建築個々の問題であるから、と云えどそれまでですけれどもしかし、目~~被~~^接の通りオフリミツの着板がはり付けられたからには必ず一応の市のげん闇口でもあるし、非常に見にくくと云うことからしても、そのねつ意さえあればですか。それはそのことの佐賀市長においても古井戸を閉じたり、そして又タンクなんかも撤去してですか、水道にきりかえると云うことは出来はしないかとこう思ふんです。それに対する市当局も、もつとねつ意があつてよいんじやないかと思います。それからもう一つは、この不法建築物がある。それは10項目の中にあつたと思いますが、その不法建築物がこれも10月1日までに撤去せよと云うことだつたと思いますが、不法建築と云うことはこれは建築基準法で云う所の建築でありますけれどもこの問題は誰でもがくちばしを入れることが出来ない。建築条例の権限を持つておる市長しかこれは出来ないとそう云う意味で、市長としては、こう云う建築基準法に違反した建物が立つならばこれを撤去すると、これも10月1日までに撤去せよとこうなつております。御存知かと思いますが、いわゆる渾渾東側の高台のいわゆる普天間高台の方に確かにこれは建築基準法に違反した建物ではないかとこう思ふんですが、こう云つた問題はどう云ふうに考えておられますか。

市長～何かこれが社会に迷惑をかける様な何になつておりますか。

8 番～いや、社会に迷惑と云うよりも、建築基準法に違反した建物は撤去しなければいかないと。

市長～これが社会に迷惑になるとするならば、何んでもないんですか。

8 番～ときたま軽口ではないんですが、あそこによく赤はたが立つんですがその赤はたはどう云う赤はたであるか。当初はストに使うような赤はたであるのか、或は気象に使う赤はたであるのか、さつぱり分らないんですが、こう云う不法建築物の取締りについてはどう云うふうに考えておりますか。

市長～それは、法規問題だと思うんだが、とにかくさせつぶしに隠せば、ほんとに建築許可を得てない所の建物は極めに相当あると思うんですが、もしこの許可されてない建物は全部撤去すると云うことになると大きなこれは、ある一つだけやつて、後は残すと云うこともこれは問題だし。

8 番～ですから、市長さんとしては、どう云うような対策をしておるかです。

8 番～それじや向うがまつ先にですか。10月1日までに古井戸ですか。
こう云つた水タンクと云うものを撤去してその水を入れるとか、これは10月1日までとなつておるものか、こう云う問題ですか。
これは住民個々の問題であるから、と云えどそれまでですけれどもしかし、目板の通りオフリミツの着板がはり付けられたからにはです一応の市のげん開口でもあるし、非常に見にくくと云うことからしても、そのねつ意さえあればですか。それはそのこここの住民市民においても古井戸を開じたり、そして又タンクなんかも撤去してですか、水道にきりかえると云うことは出来はしないかとこう思ふんです。それに對して市当局も、もつとねつ意があつてよいんじやないかと思います。それからもう一つは、この不法建築物がある。それは10項目の中にあつたと思いますが、その不法建築物がこれも10月1日までに撤去せよと云うことだつたと思いますが、不法建築と云うことはこれは建築基準法で云う所の建築でありますけれどもこの問題は誰でもがくちばしを入れることが出来ない。建築条例の権限を持つておる市長しかこれは出来ないとそう云う意味で、市長としては、こう云う建築基準法に違反した建物が立つならばこれを撤去すると、これも10月1日までに撤去せよとこうなつております。御存知かと思いますが、いわゆる草創東側の高台のいわゆる普天間高台の方に確かにこれは建築基準法に違反した建物ではないかとこう思ふんですが、こう云つた問題はどう云ふうに考えておられますか。

市長～何かこれが社会に迷惑をかける様な何になつておりますか。

8 番～いや、社会に迷惑と云うよりも、建築基準法に違反した建物は撤去しなければいかないと、

市長～これが社会に迷惑になるとするならば、何んでもないんですか。

8 番～ときたま毎回ではないんですが、あそこによく赤はたが立つんです
がその赤はたはどう云う赤はたであるか。当初はストに使うような
赤はたであるのか、或は気象に使う赤はたであるのか、さつぱり分
らないんですが、こう云う不法建築物の取締りについてはどう云うふう
ふうに考えておりますか。

市長～それは、法規問題だと思うんだが、とにかくかぜつぶしに課せば、
ほんとに建築許可を得てない所の建物は他にも相当あると思うんで
すが、もしこの許可されてない建物は全部撤去すると云うことにな
ると大きなこれは、ある一つだけやつて、後は残すと云うこともこ
れは問題だし。

8 番～ですから、市長さんとしては、どう云うような対策をしておるかで
す。

市長～他に社会にその建物があるかないかについてはですか、不法に作られたりそれから、？

議長～14番の出席を報告致します。

議長～暫休憩致します。（午前11時15分）

議長～再開致します。（午前11時30分）

8番～結局單から指摘の点ですか、10項目にわたっておりますが、その内のFの方ですか、ABCDEF6番目Fの方いわゆる不法建築物を撤去する様に計画を立て12月1日までに赤務官に提出せよとうなつておりますが、それは結局どう云う処置を取られるんですか

市長～到底不可能です。それは、？

8番～到底不可能。そうするとです、これはおそらく検討をしないといけない~~わけない~~と思うんですが、

市長～いや、こちらからですか、解説してもらいたいと云うことに対する解説するにはこれ々やらない限り出来ないと云う。

8番～それじやですか、次のFの方ですか、薦薦關係の問題だらうと思うんですが、市は汚物処理制度が完成するまでは個人又は寮園の処理形態に対して、経済援助を行ない云々とあるが、この経済援助、その住民の方からの補助申請そう云つた問題があつた場合にはこの経済援助をする意志はあるか。

市長～それは街灯とか、道路の修理ですか、そう云うものには援助しています。

1番～只今の工事計画書を12月1日までに提出せよというふうな赤務官からの要求に対しまして、市長と致しましては、この工事が單に外人から要望されたために必要を感じておるのか、それとも又、外人のいわゆる業者外人を相手にしなくとも、その工事自体が必要であるのか、その辺について御見解を聞かせて戴きたいと思います。

市長～今の工事と云うのは、道路の工事が主になるかと思いますが、ほんとに町をよくするには、外人だけに必要でなしに、あるいは住民としても必要だとこう思います。

1番～その場合の工事計画書の提出について御ざいますが、一応計画書を作成させまして、赤務官の方に提出して、市の財源では、全面的

市長～他に社会にその建物があるかないかについてはですか、不法に作られたりそれから、？

議長～14番の出席を報告致します。

議長～暫休憩致します。(午後11時15分)

議長～再開致します。(午前11時30分)

8番～結局軍から指摘の点ですか、10項目にわたっておりますが、その内のFの方ですか、ABCDEF6番目Fの方いわゆる不法建築物を撤去する様に計画を立て12月1日までに弁務官に提出せよとこうなつておりますが、それは結局どう云う処置を取られるんですか

市長～到底不可能です。それは、？

8番～到底不可能。そうするとですか、これはおそらく検討をしないといけないといけないと思うんですが、

市長～いや、こちらからですか。解除してもらいたいと云うことに対する解除するにはこれ々やらない限り出来ないと云う。

8番～それじやですか。次のFの方ですか。衛生關係の問題だろうと思うんですが、市は汚物処理制度が完成するまでは個人又は集団の処理形態に対して、經濟的援助を行ない云々とあるが、この經濟援助、その住民の方からの補助申請そう云つた問題があつた場合にはこの經濟援助をする意志はあるか。

市長～それは街灯とか、道路の修理ですか、そう云うものには援助しています。

1番～只今の工事計画書を12月1日までに提出せよというふうな弁務官からの要求に対しまして、市長と致しましては、この工事が単に外人から要望されたために必要を感じておるのか、それとも又、外人のいわゆる業者外人を相手にしなくとも、その工事自体が必要であるのか、その辺について御見解を聞かせて戴きたいと思います。

市長～今の工事と云うのは、道路の工事が主になるかと思いますが、ほんとに面をよくするには、外人だけに必要でなしに、あるいは住民としても必要だとこう思います。

1番～その場合の工事計画書の提出について御ざいますが、一応計画書を作成させまして、弁務官の方に提出して、市の財源では、全面的

にはこれは不可能だから、その大部分を弁務官資金か或はその他の資金で援助してもらいたいと云う様な申し入れを行なつたことは御ざいますが、それとも計画書自体はまだ作成していない訳ですか。

市長～今のこのいきさつはですか、要するに最初住民の方から、そこのオフリミツを解除してもらいたいと云うことで、又市としてもこれは眞坂^おの通りで見苦しいから、これを早く解除しようと云うので、色々向こうに折衝して、解除の陳情をした訳です。そうしたら、今先の様に何回かそこを検査をしたら、大方の人がその改善の面でねつ意がないです、と云うのは何もこの辺は外人の相手の仕事をしておるんじやないかというが、向こうの気持なんです、それでその状況をこちらから解除をしてもらいたいという事に対して、向こうが再三調べてそして思わしくないもんだから弁務官の方にその報告をしたら又弁務官から今の様な通達があつて、これを改善しない限り解除は出来ないと云うふうなことであります。

1番～住民のねつ意のあるなしにかかわらず、改善すべき事項は市政の一環として、これは改めるべきものと私は考えております。従いまして先程の御答弁の中には計画もまだ立ててないと云うことでございますが、早急にこの工事計画書を立てまして、弁務官府の方に報告して戴きまして、出来得れば、全面的にその弁務官の補助でもつて本工事を遂行して戴きます様に市長が努力されることを要望致します。

市長～今工事と云うのは、私は便所とか、その作り変えとか、或はその衛生面かと思つたんですが、道路の工事や街灯の方は市でも計画ももつて工事もユツやつております。街灯も立つておるんじやないかと思うんです。それから街灯が残されたのは、地主が承諾しないで、後わざかやられてない所が残つております。それが地主がどうレズてもその家の前に立てることを承諾が轉られんで残つておりますが道路工事や街灯工事なんかは、やられておるんです。

3番～その便所ですか、街灯とか云うものは、結局補助申請があれば出来るでしょうが、いわゆるその下のおとし道を海に通ずる様にとこう云う事なんですが、市としては、これは出来ない予算の関係で出来ないでしょうが、結局こう云つた問題、一応この補助でもあおいでやれると云うねつ意があつていいじやないかと私はこう思うんですが市長さんはどうですか、

市長～向こうの補助してやつて戴ければ、それはそれに越した事はないと思います。

3番～だから、して戴ければと云うことだけでは何もなりません。一応やつて見ないとわかりません。一応お願いをして、それは出来るかど

にはこれは不可能だから、その大部分を弁務官資金か或はその他の資金で援助してもらいたいと云う様な申し入れを行なつたことは御ざいますが、それとも計画書自体はまだ作成していない訳ですか。

市長～今のこのいきさつはですか。要するに最初住民の方から、そこのオフリミツを解除してもらいたいと云うことだ、又市としてもこれは國坂目板きの通りで見苦しいから、これを早く解除しようと云うので、色々向こうに折衝して、解除の陳情をした訳です。そうしたら、今先の様に何回かそこを検査をしたら、大方の人がその改善の面でねつ意がないです。と云うのは何もこの辺は外人の相手の仕事をしておるんじやないかというのが、向こうの気持なんです。それでその状況をこちらから解除をしてもらいたいという事に対して、向こうが再三調べてそして思わしくないもんだから弁務官の方にその報告をしたら又弁務官から今の様な通達があつて、これを改善しない限り解除は出来ないと云うふうなことがあります。

1番～住民のねつ意のあるなしにかかわらず、改善すべき事項は市政の一環として、これは改めるべきものと私は考えております。従いまして先程の御答弁の中には計画もまだ立ててないと云うことでござりますが、早急にこの工事計画書を立てまして、弁務官府の方に報告して戴きまして、出来得れば、全面的にその弁務官の補助でもつて本工事を遂行して戴きます様に市長が努力されることを要望致します。

市長～今工事と云うのは、私は便所とか、その作り変えとか、或はその衛生面かと限つたんですが、道路の工事や街灯の方は市でも計画ももつて工事も1つやつております。街灯も立つておるんじやないかと思うんです。それから街灯が残されたのは、地主が承諾しないで、後わざかやられてない所が残つております。それが地主がどうレズてもその家の前に立てる事を承諾が得られんで残つておりますが道路工事や街灯工事なんかは、やられておるんです。

8番～その便所ですか、街灯とか云うものは、結局補助申請があれば出来るでしようが、いわゆるその下のおとし道を海に通ずる様にとこう云う事なんですが、市としては、これは出来ない予算の関係で出来ないでしようが、結局こう云つた問題、一応この補助でもあおいでやれると云うねつ意があつていいじやないかと私はこう思うんですが市長さんはどうですか。

市長～向こうの補助してやつて戴ければ、それはそれに越した事はないと思います。

8番～だから、して戴ければと云うことだけでは何もなりません。一応やつて見ないとわかりません。一応お願いをして、それは出来るかど

うかは分りませんが、一応お願いして市の発展のために、住民福しのためには、じや、やりましょうと云うことになりましょうと云うことになるんです。市の財源としてはあれだけの下水の方を海におとすと云う工事はおそらくこれは市の財源としては出来ないんです。そこで政府の補助も仰いでみたいと云う様なことを一応計画してもらいたいという要望です。

市長～はい。

5番～1番議員と今の石田議員の質問とは関係の内容の質問であります。更にもう少し念をおして質問したいと思ひます。今先のいわゆるこの10項目の要求の内の5項に対しては下水の布設の工事はやれなかつたと云うのは、やはり財源の関係から出来なかつたと云うことですか。

市長～大体が途中で出来上つていない所は、地主が承諾しないからであります。いわゆる下水と云うのは、主として道路の側面のことだとこう思つております。

5番～質問した議員に対する出来ない説明では、いわゆる出来ないのは財源の云々からの説明の内容だと思うんですが、そのことに付加えてまた関係地主の承諾が得られなかつたと云うふうな理由なんですが

市長～今市がやつている工事は出来なかつたのは、関係地主の承諾を得られなかつたのだが、その海まで通すと云うことになりますと云うとこれはとうてい。

8番～いや、海まで通すんじやなくて、海に通ずる様にと云うことになつておるはずです。

市長～その向こうの云うのは、ちょうどあの下水路ですか、海まで通する途中で川やいろんなものに流れていくんんだが、それだけこのバイパスで海にもつていくと云うことと私は解しておりますが、そう云うことは今の市としては出来ない。

5番～つまり、海に通ずる様にと云う次ぐの解しやくて、海まで排水を工事するものと云うふうに受取つたと云うふうな説明であります。それがそうであるのか、或はそうでないかは、要求者に直接対話会があれば即座にいわゆる明確になる問題であります。それと、もしこの要求の変更を仮に実施した場合には、私生活からその見地からの検討致しまして、そこのいわゆる現在計画を考えてさせると云うだけじやなくて、それ以外の後の市民、その他隣接の住民に対しても何らかのいわゆる利便を与えることにはなりますか、健康、衛生そ

うかは分りませんが、一応お願いして市の発展のために、住民福しのためには、じや、やりましょうと云うことにやりましょうと云うことになるんです。市の財源としてはあれだけの下水の方を海におとすと云う工事はおそらくこれは市の財源としては出来ないんです。そこで政府の補助も聞いてみたいと云う様なことを一応計画してもらいたいという要望です。

市長～はい。

5番～1番議員と今の石田議員の質問とは同様の内容の質問であります。更にもう少し愈をおして質問したいと思います。今先のいわゆるこの10項目の要求の内の1項に対しては下水の布設の工事はやれなかつたと云うのは、やはり財源の関係から出来なかつたと云うことですか。

市長～大体が途中で出来上つていない所は、地主が承諾しないからであります。いわゆる下水と云うのは、主として道路の側沟のことだとこう思っております。

5番～質問した議員に対する出来ない説明では、いわゆる出来ないのは財源の云々からの説明の内容だと思うんですが、そのことに付加えてまた関係地主の承諾が得られなかつたと云うふうな理由なんですが

市長～今市がやつている工事は出来なかつたのは、関係地主の承諾を得られなかつたのだが、その海まで通すと云うことになりますと云うとこれはとうてい。

8番～いや、海まで通すんじやなくて、海に通ずる様にと云うことになつておるはずです。

市長～その向こうの云うのは、ちょうどあの下水路をですか、海まで通ずる途中で川やいろんなものに流れていくんだが、それだけこのパイオニアで海にもっていくと云うことと私は解しておりますが、そう云うことは今の市としては出来ない。

5番～つまり、海に通する様にと云う文くの解しやくて、海まで排水を工事するものと云うふうに受取つたと云うふうな説明であります。それがそうであるのか、或はそうでないかは、要求者に直接疑義照会すれば即座にいわゆる明確になる問題であります。それと、もしこの要求の変更を仮に実施した場合には、私生活からその見地からの検討致しまして、そこのいわゆる現在計画を与えてさせると云うだけじやなくて、それ以外の後の市民、その他隣接の住民に対しても何らかのいわゆる利便を与えることにはなりますか。健康、衛生そ

その他、便宜、或は農作物に対する、害、或は排水そう云つた様な面から検討致しまして、その変更を向こうの要求通り実施した場合にはしないよりは、農民のためになりますか、

市長～衛生的にためになります。

5番～ためにはなりますか、そうするとためになるんだつたら、財源の問題さえ解説が出来たら、やはりやる意欲はある訳ですか。

市長～はい。

5番～当然弁務官の要求であるからには、それじや貴方が要求しているから只金がないんだ、ここでユつきみの弁務官資金を出して呉れんかそう云うふうに何故あたらなかつたですか、

市長～おそらく、当つてもやつてくれまいとこう云う。

5番～物は当つてくださるのであつて、当らない前からそう云うふうないわゆる満足的な考え方では、弁務官は、しかし市長が思つてることとは反対に、事が直瀬市の市長に関する限りは考えてやろうと思つて特別に金を準備してあるかも知れません。そこでそう云うふうなことは呉れないだろうと云うふうな前もつて自分かつてに決つけないで、1つ貴方の云う通りやるが、金を呉れと云つた様な態度今後こう云うふうな問題に直面した場合には、幸い諒しようもされますし、その面について自信をもつて、大いに活やくして載きたいことを要望をつけ加えておきます。

15番～私の質問の2番に関連しておりますので、質問いたします。今までの市長の御答弁からして、これ以上の改善はやれないと云うふうに考えますので、基本的な考え方を1つご見解を1つお願いします。つまりその10項目について、弁務官府から出されたのは、市長からの考え方としては個人的な考え方としては、弁務官の地方自治体に対する干涉であるのか、或は又市長のタイマンだと解してよろしいですか、

市長～これは、こちらから軍がオフリミツをはつてあるから、これを解除して取つてもらいたいと云うことに対して、向こうからこうと云うことを改善してもらわなければ取る訳には行かないと云う向うのこちらに対する返事でありますので、何でもなくて向こうから干渉した訳でもないので、干渉と云うふうに地方自治に対する干渉と云うふうに取り上げられる様な所まではいつていないとこう思います。それから、タイマンと云うふうに向こうが見ている様でありますがこととしては、タイマンじやなしに出来るだけのことは、農民にもよく話してそれを改善するようには努力をしておりますので、これ

の他、便宜、或は農作物に対する害、或は排水そう云つた様な面から検討致しまして、その変更を向こうの要求通り実施した場合にはしないよりは、住民のためになりますか、

市長～衛生的にためになります。

5番～ためにはなりますか、そうするとためになるんだつたら、財源の問題さえ解決が出来たら、やはりやる意欲はある訳ですか。

市長～はい。

5番～当然弁務官の要求であるからには、それじや貴方が要求しているから只金がないんだ、ここで1つきみの弁務官資金を出して呉れんかそう云うふうに伺故あたらなかつたですか、

市長～おそらく、当つてもやつてくれまいとこう思う。

5番～物は当つてくださるのであつて、当らない前からそう云うふうないわゆる消極的な考え方では、弁務官は、しかし市長が思つてることとは反対に、事が宜野湾市の市長に関する限りは考えてやろうと思つて特別に金を準備してあるかも知れません。そこでそう云うふうなことは呉れないだろうと云うふうな間もつて自分でかつてに決めつけないで、1つ貴方の云う通りやるが、金を呉れと云つた様な態度今後こう云うふうな問題に直面した場合には、幸い表しようもされまし、その面について自信をもつて、大いに活やくして戴きたいことを要望をつけ加えておきます。

15番～私の質問の2番に関連しておりますので、質問いたします。今までの市長の御答弁からして、これ以上の改善はやれないと云うふうに考えますので、基本的な考え方を1つご見解を1つお願いします。つまりその10項目について、弁務官府から出されたのは、市長自らの考え方としては個人的な考え方としては、弁務官の地方自治体に対する干涉であるのか、或は又市長のタイマンだと解してよろしいですか、

市長～これは、こちらから軍がオフリミツをはつてあるから、これを解除して取つてもらいたいと云うことに対する、向こうからこう々云うことの改善してもらわなければ取る訳には行かないと云う向うのこちらに対する返事でありますので、何でもなくして向こうから干渉した訳でもないので、干渉と云うふうに地方自治に対する干渉と云うふうに取り上げられる様な所まではいつていないとこう思います。それから、タイマンと云うふうに向こうが見ている様でありますがこととしては、タイマンじやなしに出来るだけのことは、住民にもよく話してこれを改善するようには努力をしておりますので、これ

も当らないとこう思つております。

15番～じやお尋ねしますけれども、先づき15番議員が掲挙なされたことは私から云わしむれば、タイマンと云うふうになりますけれども、いわゆるそれは今の様な異状千々回にあつて水もないと云うような時に井戸も埋めなさいとか、タンクもつぶしなさいと、そう云つた様なことを、これは市長自からは云えないことなんです。しかもこれは弁務官が一々そう云つた様な小さな点までやつてていることは、これは~~干渉~~あります。先にも申し上げました様にいわゆる毎にそのおとし口を通ずると云う様なことであれば、これは市自体の予算ではおそらく出来ないはずであります。ですからこう云つた問題はそれは幸いと云うことで、弁務官に直接市では予算がないからこう云うものはよこしなさいと云うふうに、いわゆる前向きのシ勢で要求するのが当然だと考えております。従つてこう云つたものはもつと積極的になりまして、要求すべきものね、ちゃんと要求して、すべての面にいわゆる至誠をもつてやつてもらいたいことを要望致します。

9番～御質問致します。機構改革により、どの様な事務処理能率が考えられておりますか？

市長～これは昨晩から繰り返されております様に財務についても、これから成績を上げると、それから今までの広報の活動や或は会議の運営についてもよくなるとこう思うのであります。次の事務処理能率を上げるために事務機の必要を検討していますかと云うことについては、たゞ検討して出来るだけ便利な機械を予算の範囲内で購入する様にやつております。

19番～一応検討をなされておられると云うことですですが、例えほどの様な事務機を使つた場合のどのやらいの事務能率が上がると云う様な点までお考えになつて届られますかどうかについて宜しくお願ひします。

市長～今作つておるのは、計算機やその他そう云うものだと思いますが、これを一々人が計算する場合と或は又戸籍の所で使つてゐる機械とを比較する場合は随効能率が上がるとこう思つております。

9番～それで新しく採用しようとする事務機の検討をなされておるかと云う件ですか。今お話しされたのは、従来まで使われてゐる事務機の方でと云う意味ですか？

市長～はい。

9番～新しく又採用しなければいかないと云う。

も当らないとこう思つております。

15番～じやお尋ねしますけれども、先つき5番議員が指摘なされたことは私から云わしむれば、タイマンと云うふうになりますけれども、いわゆるそれは今の様な異状千魁にあつて水もないと云うような時に井戸も埋めなさいとか、タンクもつぶしなさいと、そう云つた様なことを、これは市長自からは云えないことなんです。しかもこれは弁務官が一々そう云つた様な小さな点までやつてゐることは、これは干渉であります。先にも申し上げました様にいわゆる海にそのおとし口を通ずると云う様なことであれば、これは市自体の予算ではおそらく出来ないはずであります。ですからこう云つた問題はそれは幸いと云うことであつて、弁務官に直接市では予算がないからこう云うものはよこしなさいと云うふうに、いわゆる前向きのシ勢で要求するのが当然だと考えております。従つてこう云つたものはもつと積極的になりまして、要求すべきものは、ちゃんと要求して、すべての面にいわゆる至誠をもつてやつてもらいたいことを要望致します。

9番～御質問致します。機械改革により、どの様な事務処理能率を考えられておりますか、

市長～これは昨日から繰り返されております様に財務についても、これから成績を上げると、それから今までの広報の活動や或は各課の連係についてもよくなるとこう思うのであります。次の事務処理能率を上げるために事務機の必要を検討していますかと云うことについては、たゞ検討して出来るだけ便利な機械を予算の路範囲内で購入する様にやつております。

19番～一応検討をなされると云うことですですが、例えばどの様な事務機を使つた場合のどのぐらゐの事務能率が上がると云う様な点までお考えになつて居られますかどうかについて宜しくお願ひします。

市長～今作つておるのは、計算機やその他そう云うものだと思ひますが、これを一々人が計算する場合と或は又戸籍の所で使つている機械とを比較する場合は随分能率が上がるとこう思つております。

9番～それで新しく採用しようとする事務機の検討をなされておるかと云う件ですか。今お話しされたのは、従来まで使われている事務機の方でと云う意味ですか。

市長～はい。

9番～新しく又採用しなければいかないと云う。

- 市長～購入しなければいけない、
- 9番～そう云う面の検討がなされておられるかどうか。
- 市長～それについては、購入の問題については総務課の方で取り扱つて届りますので課長の方から答弁してもらいます。

総務課長～現在、私の課だけの分を申し上げますと、一応事務機については必要量はそろつておると思いますが、同時ににおいては、現在使われておる、例えばタイプとか、それからそう云う計算機などを増やしていくとかと云うふうに考えておりますが、現在総務課の部所内における機械については、着調においては、その程度で今充分でないかと云うふうに考えております。

財政課長～現在販っております、財政の器具を申し上げますと、英文タイプですか、これは外人關係が相当ありますので、大体こう云つた様なものであります。よく日本本土で販つておられる事務機が大きいのがあると、と云いますのは領便それから手帳、それから督促状等そう云つたのも一冊に印刷してしまうと、そうすれば、手間がかからないと云うような話であります。ここにおいては、そう云つた所までは、まだ行かんじやないかと云うふうに考えておりますと云いますとあらかじめ督促状までも打つておくと云うことになりますと、その打つた領便などを無だにするし、そう云うのがありますので、今の所割にこれと云うような欲しい機械はまだ考えてはおりませんが、割に非常に便利な機械でもあればですか、まずよくこう云つた事務機の機能を見て買って求めて見たいとは考えておりますが、

5番～安里議員の事務処理能率と云うことは、いわゆる当市の市民に対するサービスのあり方、それと関連致しますので、この議会に市長にお聞きしたいことがあります。はつきりしたあいまいな要を得ないような答弁でなくてはつきりした答弁をして戴きたい。旧軍用地、いわゆるマーシー地区であります。ここは最多数地主が集つて、地主にとつては、今後の利益になると云う立場から、解放陳情を提出しておりますが、こういつた解放陳情に対して如何なる回答が来るかと云うのは、やはり提出者側である、地主は、これはユリ千秋の思いじやなくともとにかく待つておられます。そこで自分達が提出した解放陳情に対して如何なる回答が来るか、非常に待つているという地主、いわゆる市民の気持を觸つていたならば、そして市当局が軍に回答に軍側の回答の内容が何んであるか、解つていた場合は早めに知らせた方が市民に対するサービスだと思いますか、それとも別に知らさなくてもいいと云うふうにお考えになりますか、

市長～早目に知らすべきだと思います。

市長～購入しなければいけない。

9番～そう云う面の検討がなされておられるかどうか。

市長～それについては、購入の問題については総務課の方で取り扱つて居りますので課長の方から答弁してもらいます。

総務課長～現在、私の課だけの分を申し上げますと、一応事務機については必要量はそろつておると思います。周間ににおいては、現在使われてある。例えばタイプとか、それからそう云う計算機などを増やしていくとかと云うふうに考えておりますが、現在総務課の部所内における機械については、種類においては、その程度で今充分でないかと云うふうに考えております。

財政課長～現在使つております。財政の器具を申し上げますと、英文タイプですか。これは外人関係が相当ありますので、大体こう云つた様なものであります。よく日本本土で使つておられる事務機が大きいのがあると、と云いするのは無駄それから令書、それから督促状等そう云つたのも一パンに印刷してしまうと、そうすれば、手間がかからないと云うような話であります。ここにおいては、そう云つた所までは、まだ行かんじやないかと云うふうに考えておりますと云いますとあらかじめ督促状までも打つておくと云うことになりますと、その打つた用紙なども無だになるし、そう云うのがありますので、今の所別にこれと云うような欲しい機械はまだ考えておりませんが、別に非常に便利な機械でもあればですか、まずよくこう云つた事務機の性能を見て買って求めて見たいとは考えておりますが、

5番～安里議員の車両処理能率と云うことは、いわゆる当市の市民に対するサービスのあり方、それと関連致しますので、この機会に市長にお聞きしたいことがあります。はつきりしたあいまいなを得ないよう答弁でなではつきりした答弁をして載きたい。旧軍用地、いわゆるマーシー地区であります。ここは多くの地主が集つて、地主にとつては、今後の利益になると云う立場から、解放陳情を提出しておりますが、こういつた解放陳情に対して如何なる回答が来るかと云うのは、やはり提出者側である、地主は、これは1日千秋の思いじやなくともとにかく持ちわびてあります。そこで自分達が提出した解放陳情に対して如何なる回答が来るか、非常に待つているという地主、いわゆる市民の気持を知つていたならば、そして市当局が軍に回答に軍側の回答の内容が何んであるか、解つていた場合は早めに知らせた方が市民に対するサービスだと思いますか、それとも別に知らさなくてもいいと云うふうにお考えになりますか。

市長～早目に知らすべきだと思います。

5 番～しかば、お尋ね致しますが、今の旧軍病院敷地の解放陳情に対しまして、市の市長の副申書を添付してつまり市当局を経由して政府機関に提出してあります、それに対する何らかの回答がありますか。

市長～まだ受けておりません。

5 番～まだ来てないのは、はつきりしておりますか。

市長～私の所へは、

5 番～私昨日國政官室の新田少佐それから法務局の係に直接電話で連絡致しました所、6月15日付で直郵市当局に発送されておるそうです。そこで念を押してもう一度確かめます。まだ解答文は市当局に届いていませんか。

市長～私の所にはまだ来ませんが、あー市長の所まで届いている様であります。

5 番～明確にして戴きたい。16日は日曜ですから、17・18・19日20・21日今日までに5日間になります。神龜本島内では、合ふうその恤天災事変がない限りは、2～3日では回答でもつても届くはずと想うんですが、市民が地主がしかも多數の地主が非常に自分達の要望に対して如何なる回答が来るかと待ちぼうけしているにかかわらず、当然それに対して、自から回答文を受理された場合には即座に末端行政の担当者その他の方法で、周知せしめるのが市当局の合理的これは義務であるべきであります。それにもかかわらず放つたらかしてあるとすれば、これは只では地主は、いわゆる承諾はしないはずであります。市当局は末端行政の問題に致しましても、住民をして協力させる協力をさせると云うだけをいつも考えておられる様でありますが、協力をさせるためには、先ず自からのサービスを市民に提供して、かかる後に協力を與れと要求すべきであつて、サービスの面は忘れて協力を與れと云つても、これは市が意図する様な効果は上がらないはずであります。この問題と関連致しまして、更にお聞き致します。例の真志喜の軍病院敷地の後は定期5ヶ年の賃貸借であります、現在まで丁度これが5月の末日だったか、5月の末日をもつてその5ヶ年の定期満了になりますこれを議会に軍としては、不定期の賃貸借契約の取得要求が來ているはずであります。布令20号によりますと、D.E.の隊長はそう云ふうに軍が使用するためには、住民の土地について、賃貸借権の取得をなししたい場合には、市町村長にその旨の要求書類が、発送される様になつております。そこで当然D.E.当局は、その手続を取つたはずでありますが、市長様はその賃借権取得についての要求書類を受理されましたか、來ていたら何日位の受理になつておりますか

5 番～しかば、お尋ね致しますが、今の旧軍病院用地の解放陳情に対しまして、市の市長の副申書を添付してつまり市当局を経由して政府機関に提出してあります。それに対する何らかの回答がありますか。

市長～まだ受けておりません。

5 番～まだ来てないのは、はつきりしておりますか。

市長～私の所へは。

5 番～私昨日民政官室の新田少佐それから法務局の係に直接電話で連絡致しました所、6月15日付で宜野湾市当局に発送されておるそうです。そこで念を押してもう一度確かめます。まだ解答文は市当局に届いていませんか。

市長～私の所にはまだ来ませんが、あー市長の所まで届いている様であります。

5 番～明確にして載きたい。16日は日曜ですから、17・18・19日20・21日今日までに5日間になります。沖縄本島内では、台ふうその他天災事変がない限りは、2~3日では郵送でもつても届くはずとはうんですが、市民が地主がしかも多数の地主が非常に自分達の要望に對して如何なる回答が来るかと待ちぼうけしているにかかわらず、当然それに対して、自から回答文を受理された場合には即座に末端行政の担当者その他の方法で、周知せしめるのが市当局の合理的これは義務であるべきであるはずであります。それにもかかわらず放つたらかしてあるとすれば、これは只では地主は、いわゆる承認はしないはずであります。市当局は末端行政の問題に致しましても、住民をして協力させる協力させると云うだけをいつも考えておられる様であります。協力させるためには、先ず自からのサービスを市民に提供して、かかる後に協力して呉れと要求すべきであつて、サービスの面は忘れて協力して呉れと云つても、これは市が意図する様な効果は上がらないはずであります。この問題と関連致しまして、更にお聞き致します。例の真志喜の軍病院敷地の後は定期5ヶ月年の賃貸借であります。現在まで丁度これが5月の末日だ。日だつたか、5月の末日をもつてその5ヶ月年の定期満了になりますこれを機会に軍としては、不定期の賃貸借契約の取得要求が来ているはずであります。布令20号によりますと、この隊長はそう云ふように軍が使用するために、住民の土地について、賃貸借権の取得をなしたい場合には、市町村長にその旨の要求告知書が、発送される様になつております。そこで当然○○当局は、その手続を取つたはずでありますが、市長はその賃貸借権取得についての要求告知を受けられましたか、來ていたら何日付の受理になつておりますか

直勝市当局の何員付の受理になつておりますか。

市長～6月17日で受付けられております。

5番～17日に受付になつていたら、そのあくる日の18日に地主側に連絡の手紙を取ると思うが、とつくに取られていなくちやいけない期間であります。明らかにタイマンであります。タイマンと思われませんか。

市長～19日です。

5番～19日でも、例えそのあくる日、昨日まで連絡が出来るはずであります。やらないと云うのは明らかにタイマンであります。

市長～これは17日に受付けて、19日には真志喜宛てに配つてあります

5番～真志喜の区長は、昨日の連絡によりますと、そう受理はしてないという報告をしています。

市長～確かにこれは手違いです。

5番～手違いにや許されません。

市長～どうなされるんですか。

5番～手違いと云うふうな受理は成立致しません。こう云うものは、手違いのない様に当然事務は明確に処理すべきであることは条例規則にうたわれております。都合の悪い場合は、手違いであつたと云うふうな理由は通りません。そう云うのは手違いによつて市民側に迷惑をかけたと思われますか。それじや早く周知させるべきのを自らの手違いでそれが遅れたと云うことは、専ら裏心的の真似は感じないです。

市長～桑文を受けてですか。17日に受けて19日にこの回答起算して送るのが大体間に1日ぐらいは間をおいてもらわんと出来ないと思ひますが、

5番～17日に受理されてるんですか、お日本近代の政治思想家といふ

市長～はい、ああ、19日です。おもに賛成の立場について、お問合せの取

5番～これは御謎ですか、

市長～回答は？

宣野溝市当局の何日付の受理になつておりますか。

市長～6月17日で受付けられております。

5番～17日に受付になつていたら、そのあくる日の18日に地主側に連絡の手紙を取ると思うが、とつくに取られていなくちやいけない期間であります。明らかにタイマンであります。タイマンと思われませんか。

市長～19日です。

5番～19日でも、例えそのあくる日、昨日まで連絡が出来るはずであります。やらないと云うのは明らかにタイマンであります。

市長～これは17日に受付けて、19日には真恵喜宛てに配つてあります

5番～真恵喜の区長は、昨日の連絡によりますと、そう受理はしてないという報告をしています。

市長～確かにこれは手違いです。

5番～手違いじや許されません。

市長～どうなされるんですか。

5番～手違いと云うふうな受理は成立致しません。こう云うものは、手違いのない様に当然事務は明確に処理すべきであることは条例規則にうたわれております。都合の悪い場合は、手違いであつたと云うふうな理由は通りません。そう云うのは手違いによつて市民側に迷惑をかけたと思われますか。それじや早く周知させるべきのを自から手置いてそれが遅れたと云うことは、何ら良心的の責任は感じないです。

市長～公文を受けてですか。17日に受けて19日にこの回答起案して送るのが大体間に1日やらいは間をおいてもらわんと出来ないと思いますが。

5番～17日に受理されてるんですか。

市長～はい、ああ、19日です。

5番～これは郵送ですか。

市長～回答は？

5 番～昨日の朝の 10 時に電話で連絡したら眞志喜の区長は、そう云う回答は、回答も連絡も市当局からは何も受けていないと云うふうな連絡であります、もし眞志喜の区長の連絡が事実に違わないとする場合には、今の説明は成り立ちますが、

市 長～17 日に受付印を押してですか、そして 19 日には回答文を起草し
て発送してあると云うふうに課長の話であります。

5 番～書類上はそうなついていても、事実そうなされましたか、

市 長～その事務は、財政課の各課の方で取り扱つておりますので、そう云
うふうにしたと云うふうになつております。

5 番～私が云うのは、書類上どうなつておりますかを聞いておりません。
実際にどうなされましたかを聞いています。資料が来るまで次の質問を進めます。

市 長～いや、資料は来ています。

5 番～今、時間がもつたいないですから次に進めます。いわゆるこの不~~定~~
期の賃借権取得のためにその要求告頒件が、O.E. から宜野湾市長宛
に送達されているはずであります、この受理した日付を説明をお願いします。

議 長～暫休憩致します。（午後零時 02 分）

議 長～再開致します。（午後零時 03 分）

5 番～今資料を取りよせに行っておりますのは、眞志喜の区長にそれが発
送されたかどうか調べる為でありますか、

市 長～どう云うふうにして便丁に持たせたのか、或は郵便で出したのかを
調べに行っております。
もう一つは、いつ来たかと云うのを調べるためにあります。

5 番～この質問に対しての当局の答弁振りだけからしても、いかに優秀な
事務処理状態が無~~秩序~~序であるかに異論~~有~~難~~有~~しておられます。条例規
則は~~は~~運~~は~~化しようじやないはずです。あくまで市当局は法規条例規
則に基づいて施策の執行がなされていると云うふうに私達はこの
前提で色々と質問をしている訳であります、今日だけに限らず本
議会が再開されてから現在に至るまで 1 都をのぞいて、その中の答
弁は全然なつておません。これでは実際に市当局は執行の責任は
我々にあるんだと云うふうな大きな声を出して云えないはずであります。
どう云うふうにそう云う無~~秩序~~序ぶりを發揮しておりますか、

5 番～昨日の朝の 10 時に電話で連絡したら眞志喜の区長は、そう云う回答は、聞答も連絡も市当局からは何も受けていないと云うふうな連絡であります。もし眞志喜の区長の連絡が事実に適わないとする場合には、今の説明は成り立ちますが、

市 長～17日に受付印を押してですか、そして19日には回答文を起草し
て発送してあると云うふうに課長の話であります。

5 番～書類上はそうなつていても、事実そうなされましたか、

市 長～その事務は、財政課の各課の方で取り扱つておりますので、そう云
うふうにしたと云うふうになつております。

5 番～私が云うのは、書類上どうなつておりますかを聞いておりません。
実際にどうなされましたかを聞いているんです。資料が来るまで次の質問を進めます。

市 長～いや、資料は来ています。

5 番～今、時間がちつたいいですから次に詫めます。いわゆるこの不定期の賃借権取得のためにその要求書類が、○○から宜野湾市長宛
に送達されているはずでありますが、この受理した日付を説明をお願いします。

議 長～暫休憩致します。（午後零時02分）

議 長～再開致します。（午後零時03分）

5 番～今資料を取りよせに行っておりますのは、眞志喜の区長にそれが發
送されたかどうかを調べる為でありますか、

市 長～どう云うふうにして使丁に持たせたのか、或は郵便で出したのかを
調べに行っております。
もう一つは、いつ来たかと云うのを調べるためにあります。

5 番～この質問に対しての当局の答弁振りだけからしても、いかに役所内の事務処理状態が無秩序であるかに具現化しております。条例規則は伊達や化しようじやないはずです。あくまで市当局は法規条例規則に基づいて施策の執行がなされていると云うふうに私達はこの前提で色々と質問をしている訳でありますが、今日だけに限らず本議会が再開されてから現在に至るまで二部をのぞいて、その中の答弁は全然なつておりません。これでは実際に市当局は執行の責任は我々にあるんだと云うふうな大きな声を出して云えないはずであります。どう云うふうにそう云う無秩序ぶりを發揮しておりますか。

そのへんの事について市長の感想なりをこの時間に聞かせてもらいたい。

市長～中に今の様に文書処理で遅れたものもあつたかと思いますが、市長としては、全然無秩序が全然ないと云う感じはもつておりません。

5番～文書がいつ受理されたのか、そして発送すべきものを何時限るべき位置を取つたか、これに対する答弁さえ時間をついやしているのに、その事実に対して無秩序でないと云う考え方とはこれは常識人じやない。人が數ず云い方あります。どうしても見解の相違だけじやすまされないと思います。明らかに事務処理がなされていない事実に当局は当然無秩序と云う言葉で表現してもよい問題であります。これに対して無秩序とは思わないと云う市長の考え方とすれば、これは、どうも感覚のずれでもないんだし、非常にこの真意を解しかねる訳で御ざいますが、本当に市長は真心から無秩序ではないと云うお考えをお持ちですか。

市長～はい。

5番～本当にそうですか。

市長～はい。

5番～わかりました。そう云ふうになすべきことをちゃんとなされていない事実があるにもかかわらず、尚ほ所内の事務処理その他の状態が無秩序ではないと、そう云ふうにお考えになつてゐる市長のセンスの問題、政治感覚の問題、はつきりわかりました。以後質問が重いてからその点質問します。

市長～来たのが2月の28日付になつてゐる様であります。△Eからの告示ですか。

5番～△Eからの告示が宜野湾市役所にいつ来たかと云う質問に答弁するまで10分かかるております。宜野湾市役所の事務処理状況を良く變わっています。そこで何月何日ですか。

市長～2月28日です。

5番～2月28日でございますか。これ受理した月日ですか。

市長～はい。

5番～命令によりますと、2月28日に受理した市長はその後当然なすべき法的義務と道義的義務が重つておりますが、どう云ふうにこの要求

そのへんの事について市長の感想なりをこの時間に聞かせてもらいたい。

市長～中に今の様に文書処理で遅れたものもあつたかと思ひますが、市長としては、全然秩序が全然ないと云う感じはもつておりません。

5番～文書がいつ受理されたのか、そして発送すべきものを何時然るべき処置を取つたか、これに対する答弁さえ時間をついやしているのに、その事実に対する無秩序でないと云う考え方方はこれは常識人じやない。人が致す云い方でありますと、どうしても見解の相違だけじやすまされないと思ひます。明らかに事務処理がなされていない事実に当局は当然無秩序と云う言葉で表現してもよい問題でありますと、これに対する無秩序とは思わないと云う市長の考え方とすれば、これは、どうも感覚のずれでもないんだし、非常にこの真意を解しかねる訳で御ざいますが、本当に市長は真心から無秩序ではないと云うお考えをお持ちですか。

市長～はい。

5番～本当にそうですか。

市長～はい。

5番～わかりました。そう云ふうになすべきことをちゃんととなされていない事実があるにもかかわらず、尚ほ所内の事務処理その他の状態が無秩序ではないと、そう云ふうにお考えになつてある市長のセンスの問題、政治感覚の問題、はつきりわかりました。以後資料が届いてからその点質問します。

市長～来たのが2月の28日付になつてある様であります。~~ACE~~からの告示ですか。

5番～~~ACE~~からの告示が宜野湾市役所にいつ来たかと云う質問に答弁するまで10分かかるつております。宜野湾市役所の事務処理状況を良く表わしています。そこで何月何日ですか。

市長～2月28日です。

5番～2月28日でございますか。これ受理した月日ですか。

市長～はい。

5番～布令によりますと、2月28日に受理した市長はその後当然なすべき法的義務と道義的事務が重つておりますが、どう云ふうにこの要求

告知書を受理してから、これに市長が取つた具体的な方法を説明お願いします、告知書を受理してから、現在に至るまでこの告知書に因縁して取つた市長の処置、具体的に説明して下さい。

市長～この告頃は掲示板に告示すると共に口頭で区長に伝えたと云うことになつております。

5番～質問を更に続けます、掲示板にはいつ掲示なされましたか。

市長～実はですか、こう云う書類の受付月日と云うのは、

5番～私が質問しているのは、掲示板に掲示したと云う市長の説明ですからいつ掲示したのかを質問しております。

市長～土地係の方で告知した様であります、今職員がおらないと云うので1応控えをさがしてから、月日を知らせたいと思つております。

5番～それでは、掲示板に掲示した事実ははつきりしておりますか。

市長～はい。

5番～更に次に区長に連絡したと云うふうな脱稿がありました、何時誰がどう云うふうな方法で連絡したか、それも具体的に説明お願いします

市長～係が来てから1応お答えする様に致します。

5番～それでは、今の説明の中には、たしかに区長に連絡したと云う説明がありました、これは想像でそう云うふうに答弁しているのですか。

市長～いや課長からの報告があつて私は、

5番～課長に聞きましょう、課長は想像によつてこう云う報告を市長にやつたんですか。

財政課長～この告頃の件は、

5番～いや、私が聞いているのは区長に連絡したと云う事を課長は課長の立場で市長に今報告しましたその報告は貴方自身が指示してさせたからこう云う報告したんですか、又現に区長に職員が連絡したのを目撃しましたから、或はそう云う連絡を受けたからそう云う報告をしたんですか、それとも自から区長にそう云うふうな連絡をしたんですか、

財政課長～いや、係がです、これは今係がおりませんのでどうとは云えませんが、しょつちゅう真志喜の区長とは連絡を取り合つておりますので直

告知書を受理してから、これに市長が取つた具体的な方法を説明お願いします。告知書を受理してから、現在に至るまでこの告知書に関連して取つた市長の処置、具体的に説明して下さい。

市長～この告知は掲示板に告示すると共に口頭で区長に伝えたと云うことになっております。

5番～質問を更に続きます。掲示板にはいつ掲示なされましたか。

市長～実はですか。こう云う書類の受付月日と云うのは、

5番～私が質問しているのは、掲示板に掲示したと云う市長の説明ですからいつ掲示したのかを質問しております。

市長～土地係の方で告知した様であります。今職員がおらないと云うので1応捜えをさがしてから、月日を知らせたいと思っております。

5番～それでは、掲示板に掲示した事実ははつきりしておりますか。

市長～はい。

5番～更に次に区長に連絡したと云うふうな説明がありました。何時誰がどう云うふうな方法で連絡したか、それも具体的に説明お願いします。

市長～係が来てから1応お答えする様に致します。

5番～それでは、今の説明の中には、たしかに区長に連絡したと云う説明がありました。これは想像でそう云うふうに答弁しているのですか。

市長～いや課長からの報告があつて私は、

5番～課長に聞きましょう。課長は想像によつてこう云う報告を市長にやつたんですか。

財政課長～この告知の件は、

5番～いや、私が聞いているのは区長に連絡したと云う事を課長は課長の立場で市長に今報告しました。その報告は貴方自身が指示してさせたからこう云う報告したんですか。又現に区長に職員が連絡したのを目撃したから、或はそう云う連絡を受たからそう云う報告をしたんですか。それとも自から区長にそう云うふうな連絡をしたんですか。

財政課長～いや、係がです。これは今係がおりませんのでどうとは云えませんが、しょつちゅう眞志喜の区長とは連絡を取り合つておりますので直

ちにこの告白をしたと云う様な内密でも充分かみこされたものと思つております。

5番～今の説明と先づきの説明を良く聞いて下さい。市長も課長も4つのみみをそろえて先程の市長の説明は区長にも連絡をすませたと云う事を云つてあります。そうでしよう。しかしそうであると云うことをそのまま信じた場合には当然これは区長に連絡した事になりますか、私は疑問を持ちますから、続けて質問致しました。そうすると同じ質問に對して現在の質問は多分そしたであろうと云う想像の立場から説明をしている。なぜそう云うような良いかげんな説明を致しますか、面白半分に重要な問題に対する答弁をなされたら困ります。真けんに答弁して下さい。私自身が真けんに質問しておりますから面白半分では困ります。

財政課長～直接そう云つた連絡を取り合つているのは、軍需地係と云うものがあります。

5番～先づきの市長ですか、市長に報告した、市長に連絡したと云うその報告はですか、想像でやつた訳ですか、たぶん連絡もたであろうと云う想像に基づいて市長に連絡してありますと云う市長に報告となつた訳ですか。

財政課長～そうです。

5番～そうでしよう。あるからにはたしかめてない事実に基づいて想像に基づいての報告はこれはどうですか、それで妥当と思いますか、妥当じやなければその場で訂正していただきたい。訂正しなくても良いです。訂正して戴きたいと云うのは私の要望でありますと訂正しなくても良いです。

財政課長～いや直接取つてゐる人は今いないんですが、

5番～いや、私の質問に答えて下さい。自分の意見は別にです。私の質問に答えるのが貴方の義務です今は市長はです、区長に連絡しましたと云う答弁は明らかにやつておりますか、それを更に私が続けて質問致しましたら、課長の報告に基づいたそこで報告した課長である貴方の話が引き質問を続行したらいいわゆる連絡した事を事実によつてたしかめたんじやなくして、たぶん報告したであろうと云う想像に基づいて市長に報告した事は貴方自身の今の口から出た言葉ではつきりしているでしよう。そこで先づきの市長に対する報告は妥当じやない報告であると云う事は、これは自ずからはつきりしている訳であります。私の今の要求は妥当じやない報告を市長にした事はそれに対して訂正する考えはないですかを聞いています。訂正じやなくて、わざるべきです。貴方は、？

ちにこの告示をしたと云う様な内容でも充分かみこされたものと思つております。

5 番～今の説明と先づきの説明を良く聞いて下さい。市長も課長も4つののみをそろえて先程の市長の説明は区長にも連絡をすませたと云う事を云つております。そうでしょう。しかしそうであると云うことをそのまま信じた場合には当然これは区長に連絡した事になりますか、私は疑問を持ちますから、続けて質問致しました。そうすると同じ質問に對して現在の質問は多分そうしたであろうと云う想像の立場から説明をしている。なぜそう云うふうな良いかけんな説明を致しますか、面白半分に重要な問題に対する答弁をなされたら困ります。真けんに答弁して下さい。私自身が真けんに質問しておりますから面白半分では困ります。

財政課長～直接そう云つた連絡を取り合つているのは、軍用地係と云うものがあります。

5 番～先づきの市長ですか、市長に報告した、市長に連絡したと云うその報告はですか、想像でやつた訳ですな、たぶん連絡あたであろうと云う想像に基づいて市長に連絡してありますと云う市長に報告となつた訳ですか。

財政課長～そうです。

5 番～そうでしょう。であるからにはたしかめてない事実に基づいて想像に基づいての報告はこれはどうですか。それで妥当と思いますか、妥当じやなければその場で訂正していただきたい。訂正しなくても良いです。訂正して戴きたいと云うのは私の要望でありまして訂正しなくても良いです。

財政課長～いや直接取つてゐる人は今いないんですが、

5 番～いや、私の質問に答えて下さい。自分の意見は別にです。私の質問に答えるのが貴方の義務です今は市長はです、区長に連絡しましたと云う答弁は明らかにやつておりますか、それを更に私が統けて質問致ましたら、課長の報告に基づいたそこで報告した課長である貴方の話が引き続き質問を続行したらいわゆる連絡した事を事実によつてたしかめたんじやなくして、たぶん報告したであろうと云う想像に基づいて市長に報告した事は貴方自身の今の口から出た言葉ではつきりしているでしょう。そこで先づきの市長に対する報告は妥当じやない報告であると云う事は、これは自ずからはつきりしている訳でありますが私の今の要求は妥当じやない報告を市長にした事はそれに対して訂正する考え方ですかを聞いているんです。訂正じやなくて、わざるべきです。貴方は、？

財政課長～訂正します。くわしい事は後で係が来た場合にです、報告します。

5番～それでは今玄管課長と責任者の市長がわかるべき立場にある両人がわからない訳ですから私自身から説明致しましよう。しかも係である所の武島さんが直接地主協会で明確に説明した事をそのまま引用いたします。要求告知書が来てから4～5日頃たついつかの日、丁度優所前でぐう然に真志喜の区長と、かおを合わせたから、そう云うふうな事が来ておりますよ。良く聞いて下さい。そう云うふうにDEから要求告知書が来ておりますよ。この範囲内の言葉で区長に見えそう云つたそうです。そこで私が係に訪ねました。それだけですかと云つたらそれは係から末端行政の担当者をして住民に周知させる目的を持つて、区長に云つたのとは違うんじやないかと、只前の前に区長が居つたから個人的に口から只出ただけの話じゃないか、そうでしようと云つたとありますと、いわゆるそれは同一の事実であります。これは私の想像じゃありません。武島さん自身が真志喜の地主協会の時に私の質問に対して説明した内容であります。この事実からしても市当局は区長に対してなん等の連絡も取られておりません。要求告知書が来ているぞと云う事を全然取られていない事実はこれははつきりしているはずであります。そこでお訪ねしますが、布令20号の第2項のD項そこには要求告知書を受理した市長は、つまり市長村長は掲示板にそのむねを掲示して、これは当然法的義務であります。更にそれだけじゃなくてあります。更に公簿上の所有権者又既知の利害関係者に早急に周知させる事は、市長村長の責務とすると云うふうな条項が掲げられております。これは私なりの解しやすくから致しますと明らかに道義的義務を果せた条文だと思います。前文は法的義務、後文は市長は市民の福しと云う立場からこう云うふうに要求告知書が来ているぞと云う事は法的義務じゃないにしても、道義的立場から市民に対するサービスと云う立場から当然可能な譲りの手段を持つて、いわゆる所有者、利害関係者に通知させると云う事は義務体をしてうたわれておりますにもかかわらず私達私自身も、地主の1員であります。旧軍病院の敷地の地主全員が私が知つております範囲においては地主協会において議会において私がお訪ねして知つた事であります。1人位いは知つていたかなあと思われる人がおりますが、いわゆるこの1人以外の全地主は取得要求告知書が宜野湾市役所に来ている事を知つたのは4月の11日であります。そうすると今直野湾市当局がDEからの要求告知書を受理してから地主がこの事を知つた4月11日までは相当の期間を経過しております。布令50号の第2項にはこの要求告知書が発行されてから、60日を経過した場合には市当局は強制取扱が出来ると云うふうにうたわれております。そこで発送されてから60日間と云う差があえてその期間をもうけたのは地主に対

財政課長～訂生します。くわしい事は後で係が来た場合にです。報告します。

5番～それでは今主管課長と責任者の市長がわかるべき立場にある両人がわからない説ですから私自身から説明致しましよう。しかも係である所の武島さんが直接地主総会で明確に説明した事をそのまま引用いたします。要求告知書が来てから4～5日頃たつたいつかの日、丁度役所前でやう然に真志喜の区長と、かおを合わせたから、そう云うふうな事が来ておりますよ。良く聞いて下さい。そう云うふうにひいから要求告知書が来ておりますよ。この範囲内の言葉で区長に只そう云つたそうです。そこで私が係に訪ねました。それだけですかと云つたらそれだけですとそれじやひいから市当局に要求告知書が来ているだから真志喜の区長は1つよろしく関係地主にその様に伝えてもらいたいこう云うふうに貴方は区長に云いましたな、と云つたら、いやそうではありません。只要求告知書が来ているよ。それだけ云つたと、それでは係から末端行政の担当者をして住民に周知させる目的を持つて、区長に云つたのとは違うんじゃないかと、只前の前に区長が居つたから個人的に口から只出ただけの話じゃないか。そうでしようと云つたらそうでありますと、いわゆるそれは一の事実であります。これは私の想像じゃありません。武島さん自身が真志喜の地主総会の時に私の質問に対して説明した内容であります。この事実からしても市当局は区長に対してなん等の連絡も取られておりません。要求告知書が来ているぞと云う事を全然取られていない事実はこれははつきりしているはずであります。そこでお訪ねしますが、布令20号の第2項の○項そこには要求告知書を受理した市長は、つまり市長村長は掲示板にそのむねを掲示して、これは当然法的義務であります。更にそれだけじめやすまされておりません。更に公簿上の所有権者又既知の利害関係者に早急に周知させる事は、市長村長の責任とすると云うふうな条項が掲げられています。これは私なりの解しやすくから致しますと明らかに道義的義務を果せた条文だと思います。前文は法的義務、後文は市長は市民の福しと云う立場からこう云うふうに要求告知書が来ているぞと云う事は法的義務じゃないにしても、道義的立場から市民に対するサービスと云う立場から当然可能な限りの手段を持つて、いわゆる所有者、利害関係者に通知させると云う事は義務法をしてうたわれておりますにもかかわらず私達私自身も、地主の1員でありますが旧軍病院の敷地の地主全員が私が知つております範囲においては地主総会において総会において私がお訪ねして知つた事であります。1人位いは知つていたかなあと思われる人がおりますが、いわゆるこの1人以外の全地主は取得要求告知書が宜野湾市役所に来ている事を知つたのは4月の11日であります。そうすると今の宜野湾市当局がひいからの要求告知書を受理してから地主がこの事を知つた4月11日までは相当の期間を経過しております。布令50号の第2項にはこの要求告知書が発行されてから、60日を経過した場合には市当局は強制執行が出来ると云うふうにうたわれております。そこで発送されてから60日間と云う差があえてその期間をもうけたのは地主に対

してそう云う事が来た事に新しい事実に対して、地主は自からのいわゆる契約するかしないか、と云つた様な自からの立場を考えさせる為の地主の利点をはかつての余ゆう期間だとと思われます。この60日を過ぎて120日間以内に若しその委託されておる琉球政府が地主と契約折衝が出来なかつた場合に強制取用と云ふうな行政措置が出来る様な条文がうたわれております。市當局が、この問題にとつて来た態度は非常に納得出来ない点があります。と申しますのは、軍用地の賃借権取得の場合に地主と折衝或は説得の後をあおせつかつた者は琉球政府の法務局監督のいわゆる土地事務所であります。従つて土地事務所は自分に委託された職務でありますから、いやでも、応でも当然職務上の義務と云う立場から地主に早めに契約しようと云ふうな行動に出でてくるなら、1応はうなずけます。しかしながら、地主の利益の立場になつて、その問題に対処すべき宜津湾市當局の職員が地主の意向を完全に無視して、あきらかに④当局の立場、すなわち土地地主の立場早めに土地を契約しよう。早めにそう云ふうな事実に持つて行こうと云ふうな計画的に策謀した事実があります。市長はこう云ふうな行動は、これはあるべきがただと云ふうに思われますか地主自身は、地主総会において、かりに現状からおして軍當局は確かに解放しないで有ろうと云う事が1応予想されても将来の為を考えて向こうから借りたいから契約に印をおしてくれと来た場合に、すぐ賛成しようと印を押すよりも、その前に我々は実際は自分が使いたいから解放賃借書を提出したと云う既成事實を設うけた方が将来の為に有利になると云う考え方方に立ちまして急いでその要求書が来ている事を知つた日のあくる日にそれこそいわゆる夜中の作業を続けさせて陳情書の手続を完了した訳であります。そう云ふうな事実を知つていながら、その次から早く契約してくれ、早く契約してくれ聞く所によると早く契約した方が、地代を早くもらえるとか、更に又若し契約をしぶつていた場合には強制取用されるおそれがある、強制取用された場合には隨意契約の場合は当然地主の方がいくらか不利になるんだとか、と云つた様な全く④当局の立場、地主側の利益に相反する様なまつたく反対の立場から動いている事が有りますが、これは百歩ゆずつても善意に諒しやすくする事は出来ません、こう云ふうに市長は部下職員にして当らしめておるんですか。この問題で非常に重要事が懸念される事を若しお気付にならなかつたら過日私が又しかるべき態度に出る用意を持つております。だからあいまいな答弁でござさないではつきりとしてこの問題に答弁して戴きたい。旧軍病院の敷地はおよそ何万坪でありますか、財政課長答弁して戴きたい軍用地は財政課の所管になつております。財産だけはわかつてもらわんと困りますから、

財政課長～今それ私資料持つておりませんが、後で職員、？

5番～大体でもおわかりないですか、300坪位いか、100万坪位いか、
そう云ふうな大体はおわかりじやないですか、或は10万坪だとか

してそう云う事が来た事に新しい事実に対し、地主は自からのいわゆる契約するかしないか、と云つた様な自からの立場を考えさせる為の地主の利点をはかつての余ゆう期間だと思われます。この60日を過ぎて120日間以内に若しその委託されておる琉球政府が地主と契約折衝が出来なかつた場合に強制取用と云うふうな行政措置が出来る様な条文がうたわれております。市当局が、この問題にとつて來た態度は非常に納得出来ない点があります。と申しますのは、軍用地の賃借権取得の場合に地主と折衝或は説得の役をあおせつかつた者は琉球政府の法務局管轄のいわゆる土地事務所であります。従つて土地事務所は自分に与えられた職務でありますから、いやでも、応ても当然職務上の義務と云う立場から地主に早めに契約しようと云うふうな行動に出に出てくるなら、1応はうなずけます。しかしながら、地主の利益の立場になつて、その問題に対処すべき宜野湾市当局の職員が地主の意向を完全に無視して、あきらかに~~ある~~当局の立場、すなわち土地地主の立場早めに土地を契約しよう。早めにそう云うふうな事実に持つて行こうと云うふうな計画的に策~~謀~~した事実があります。市長はこう云うふうな行動は、これはあるべきがたと云うふうに思われますか地主自身は、地主懇親会において、かりに現状からおして軍当局は確かに解放しないで有ろうと云う事が1応予想されても将来の為を考えて向こうから借りたいから契約に印をおしてくれと來た場合に、すぐ貸しましようと印を押すよりも、その前に我々は實際は自分が使いたいから解放陳情書を提出したと云う既成事実を設うけた方が将来の為に有利になると云う考え方方に立ちまして急いでその要求告知書が来ている事を知つた日のあくる日にそれこそいわゆる夜中の作業を続けさせて陳情書の手続を完了した訳であります。そう云うふうな事実を知つていながら、その次から早く契約してくれ、早く契約してくれ聞く所によると早く契約した方が、地代を早くもらえるとか、更に又若し契約をしぶつていた場合には強制取用されるおそれがある、強制取用された場合には~~隨~~意契約の場合よりは当然地主の方がいくらか不利になるんだとか、と云つた様な全たく~~の~~当局の立場、地主側の利益に相反する様なまつたく反対の立場から動いている事が有りますが、これは百歩ゆずつても善意に解しやくする事は出来ません。こう云うふうに市長は部下職員にして当らしめておるんですか、この問題で非常に重要性が懸念される事を若しお気付にならなかつたら過日私が又しかるべき態度に出て用意を持つております。だからあいまいな答弁でござないですつきりとしてこの問題に答弁して戴きたい。旧軍病院の敷地はおよそ何万坪ですか、財政課長答弁して戴きたい軍用地は財政課の所管になつております。財産だけはわかつてもらわんと困りますから。

財政課長～今それ私資料持つておりませんが、後で職員、？

5 番～大体でもおわかりないですか。300坪位いか、100万坪位いか、
そう云うふうな大体はおわかりじやないですか、或は10方坪だとか

それでは感心出来ません。軍用土地は現在においての財政課の所管事項じやないですか。（そうです、と答える）

それじやです。この100坪の土地は軍用土地は所有者は誰であると云つた様な悪い事は答弁する必要はありません。然し1括して相当ぼく大な面積を有する旧軍用地のか上をの種類をえわからないと云うことは市当局が軍用地に對しては全然無関心で有ると云う証立てあります。こう云うふうに受取つてよろしいですか。1応わからなければわからぬで良いと致しまして、そう云うふうに相当坪数の軍用地は、これは飼民の經濟的立場からも又これが色々の面から非常に大きな問題であります。これは決して1都地主と云うふうな問題ではありません。おそらく50万坪以上じやありませんか。こう云つたぼく大な面積に関する重要な問題に對してわかりませんとか、とにかくわかりません主義では困ります。これは布令20号にさかのぼつてまだあの報告に対しまだ市長は答弁なされてないですが、もしなければ布令の条文を準備して下さい。眞偽要約取得についてこの議題の布令第20号の第2項の8項いわゆるこれに先づも私が質問の中に云いました要求告頒書を受理した市長は、それを掲示すると同時に掲示は法的義務であります。更にその末びには關係地主、更に利害關係者にそのものを早急にいわゆるいつでも良いと云うんじやありません。早急に周知させる事は市町村長の責務とするとなつています。これは当然市長は住民の利便を圖ると云う立場から解しやすくした場合には通常の連絡を取るべきであると云うふうに私は解しやすくしております。そこでそう云う解しやくて進める訳でありますが、そう云つた問題も先づの様に区長に連絡したとか、はつきり連絡したなら連絡した事を書面でもつて明らかにすべきであつて人の口と云うのは都合が悪ければやつた事も、やらないとか、やらなかつた事もやつたとか、そう云うふうな事実は過去にしても、新聞紙上にしても色々人のみみに聞いて、或は夕読んだりして知つております。だから連絡したとか、しなかつたとか問題の余地を残さない落には書面をもつて連絡すれば何もそこに不關ゆかいな事は残さないですむのに、どうしてそう云うふうなルーズなやり方やりますか、もし私が先に説明した係は区長に連絡してないと云う事実が本当だとする場合市長はそう云つたその要求告頒書をめぐつて市当局が取つた自からの取つた態度にどう云うふうにお考えですか、ザックバランでもよろしいですからヨリ考え方を答弁して戴きたいと思ひます。

市長～そう云う大事な事実を法規通りに行なつてないと云う事はまちがいがあります。今後もまちがいをおこさない様に充分注意したいと思つております。

5番～本当に冷静な気持になつて市長がそう云うふうなお考えがありますならばすぐこの場でこの問題を打切ります。今後もまちがいは間違いであつたと云うふうに率直な気持になるんだつたら私は取れて質疑を続行

それでは感心出来ません。軍用土地は現在においての財政課の所管事項じゃないですか。（そうです。と答える）

それじやです。この100坪の土地は軍用土地は所有者は誰であるかと云つた様な細い事は答弁する必要はありません。然し1括して相当ぼく大な面積を有する旧軍病院地の~~の~~よその鷲敷さえわからないと云うことは市当局が軍用地に対しては全然無関心で有ると云う証~~こ~~であります。こう云うふうに受取つてよろしいですか。1応わからなければわからないで良いと致しまして、そう云うふうに相当坪数の軍用地は、これは住民の経済的立場からも又これが色々の面から非常に大きな問題でありますとして決して1部地主と云うふうな問題ではありません。おそらく50万坪以上じやありませんか。こう云つたばく大な面積に関する重要問題に対してわかりませんとか、とにかくわかりません主義では困ります。これは布令20号にさかのぼつてまだあの報告に対しまだ市長は答弁なされてないですが、もしなければ布令の条文を準備して下さい。賃借契約取得についてこの様題の布令第20号の第2項の頃いわゆるこれに先づきも私が質問の中に云いました要求告知書を受理した市長は、それを掲示すると同時に掲示は法的義務であります。更にその末びには関係地主、更に利害関係者にそのものを早急にいわゆるいつでも良いと云うんじやありません。早急に周知させる事は市町村長の責任とするとなつています。これは当然市長は住民の利便を図ると云う立場から解しやくした場合には通知の連絡を取るべきであると云うふうに私は解しやくしております。そこでそう云う解しやくで進める説でありますが、そう云つた問題も先づきの様に区長に連絡したとか、はつきり連絡したなら連絡した事を書面でもつて明らかにすべきであつて人の口と云うのは都合が悪ければやつた事も、やらないとか、やらなかつた事もやつたとか、そう云うふうな事実は過去にしても、新聞紙上にしても色々人のみみに聞いて、或は又読んだりして知つております。だから連絡したとか、しなかつたとか問題の余地を残さない為には書面をもつて連絡すれば何もそこに不釈ゆか的な事は残さないですむのに、どうしてそう云うふうなルーズなやり方やりますか、もし私が先に説明した係は区長に連絡していないと云う事実が本当だとする場合市長はそう云つたその要求告知書をめぐつて市当局が取つた自からの取つた態度にどう云うふうにお考えですか、ザックリ~~ラン~~でもよろしいですからユツ考~~え~~方を答弁して戴きたいと思~~ま~~ます。

市長～そう云う大事な事務を法規通りに行なつてないと云う事はまちがいがあります。今後そう云うまちがいをおこさない様に充分注意したいと思つております。

5番～率直に冷静な気持になつて市長がそう云うふうなお考えがありますならばすぐこの場でこの問題を打切ります。今後もまちがいは間違いであつたと云うふうに率直な気持になるんだつたら私は~~れて~~質疑を続行~~め~~

行致しません。以後そう云うふうな事がない様に1つ細心の注意をはらつて督政執行その他の委かされた業務をやつてもらいたい事をかねて要望致します。

議長～暫休憩致します。(午後零時39分)

議長～再開致します。(午後2時10分)

9番～私の2番目の質問はすでに済みましたが、3番目に移ります。すでに今まで補助を続けられて来ました。3つの問題がありますがその件について質問します。廃止された補助がいかなる実績をあげて来たか、その事実のあらましを説明してもらいたい。又新しく補助をされる様なものがありましたら、それについて御説明願います。

経済課長～私の方から御説明申し上げます。荒地の解説の問題であります。この方はその実積が61年が2千アール、それから62年が2千アール翌年から1660アールと云う合計をして5600アールの荒地を解説しております。市としてこれがキビ作に利用されておりまして相当生産増強になつております。それから口は出荷対策補助金でありますが、この方は協同出荷を奨励すると云う意味におきまして、玉ネギとそれから馬レイ等の協同出荷を奨励を通じてやつておりますが、この方も年々200箱程度の出荷をやつております。それから(ハ)の方のチクウ購入利子補助金は実積が61年で106頭62年が179頭現年度が248頭計533頭になつております。この3ついずれも1応市の~~対象~~としておりますところの農産物の生産状況とそれから琉球機構の整備と云う様な意味からこの補助金をやつた訳であります。1応我々が~~想~~つておる所の目的は達成されたと云うふうに考えております。新らしい補助金についてあります。今後の補助金のあり方としましては真に市の経済が発展する様ないわゆる生産投資と云う様な面に補助金を向けて行くべきじゃないかと考えております。その場合には非常に多額の補助金を交付しなければいけないと又それを受入れる。その農業の企業化と云う問題を農家の方が自から企画をしたければいけないと云う事がまずなければ実施出来ない訳でありますので、その面に付ましては今後又色々農業の合理化近代化と云う意味から啓蒙指導致しましてそう云う態勢が出来た時にそう云う面の補助金を今後は考えて行きたいと云うふうに考えております。

9番～4番と5番は間違して読りましたので、6番目の区画整理事業については早急に進めるべきだと思いますが、その認可と大体の予定はいつ頃からやる様に考えて居りますか？

市長～この件は後でお答えします。

行致しません。以後そう云うふうな事がない様に1つ細心の注意をはらつて行政執行その他の委かされた業務をやつてもらいたい事をかねて要望致します。

議 長～暫休憩致します。（午後零時39分）

議 長～再開致します。（午後2時10分）

9 番～私の2番目の質問はすでに済ませましたので3番目に移ります。
すでに今まで補助を続けられて来ました。3つの問題がありますがその件について質問します。廢止された補助がいかなる実績を挙げて来たか、その事実のあらましを説明してもらいたい。又新しく補助をされる様なものがありましたら、それについて御説明願います

経済課長～私の方から御説明申し上げます。~~荒~~廻地の解消の問題であります
が、この方はその実積が61年が2千アール、それから62年が2
千アール現年から1660アールと云う合計しまして5600アールの~~荒~~廻地を解消しております。市としてこれがキビ作に利用され
ておりますして相当生産増強になつております。それから口は出荷対
策補助金でありますが、この方は協同本荷を奨励すると云う意味に
おきまして、玉ネギとそれから馬レイ暑の協同出荷を農協を通じて
やつておりますが、この方も年々200箱程度の出荷をやつております。
それから(ハ)の方のチク~~ト~~譲入利子補助金は実積が61年
で106頭62年が179頭現年度が248頭計533頭になつて
おります。この3ついずれも1応市の~~主~~としておりますところの
農産物の生産状況とそれから施設機器の整備と云う様な意味からこの
補助金をやつた訳であります。1応我々が~~取~~つておる所の目的は
達成されたと云うふうに考えております。新らしい補助金について
であります。今後の補助金のあり方としましては真に市の経済が発展
する様ないわゆる生産投資と云う様な面に補助金を向けて行くべき
じやないかと考えております。その場合には非常に多額の補助金を
交付しなければいけないと又それを受入れる。その農業の企業化と
云う問題を農家の方が自から企画をしなければいけないと云う事が
まずなければ実施出来ない訳でありますので、その面に付ましては
今後又色々農業の合理化近代化と云う意味から啓~~テ~~指導致しまして
そう云う態勢が出来た時にそう云う面の補助金を今後は考えて行き
たいと云うふうに考えております。

9 番～4番と5番は関連して終りましたので、6番目の区画整理事業につ
いては早急に推進なさるべきだと思いますが、その認可と大体の予
定はいつ頃からやる様に考えて居りますか。

市 長～この件は後でお答えします。

10番～第1番目に市長は市町村自治法第77条により毎年2回以上予算の状況収入の状況並びに予算更正さらに1年間入れ金の現在高その他の財産に関する事項を公表しなければならないとあり、その規定を積極的に適用し予算と市民とのつながりをいつそう深める為の努力を払うべきだと思いますが、市長は現在までどの様な方法で行なつて来たか、尚今いか様な方法で行なうかお伺い致します。

市長～その件は条例にもありますてこれを5～6回まで統けて来たんだがその後強制してないと云うので私からも課長に良くきました条例通りにこれを公表する様に云うてあります。今後是非公表を出す様にして行きたいとこう思つております。

10番～何年位前まではなされた訳ですか、

財政課長～61年の3月まではやつております。

10番～法にもうたわれておるし、いわゆる予算の状況そう云うすべてのものが市民にわかつて詰めて協力と云うものが生まれて来るんじやないかと思うので御ざいます。ぜひ2回以上を公表して戴く様要望致します。

1番～61年度までこの規定を適用して公表したとおつしやいますが、その後断続した理由については、どう云う理由でござりますか、

財政課長～再三申上げる様でございますが、庶務的仕事は私がほとんどやつておりますて、その後賦課事務に職員減額部専念している様なもので目中は普通の仕事におわれてどうしても残業しなけりやならんと云う様な寧願になつてゐる訳であります。それに尚今度の場合も3月にはやろうと云ふうに考えておりました。62年度の決算の分まで工賃に合わせてやるうと云ふうに考えていましたけれども4月になつても充分に処理されておりませんでしたので、次に62年の決算も63年度の執行状況も合わせて公表したいと云う様な考えで今進んでおります。

15番～これはどう云つた方法で配布されておつたか、

財政課長～それは世帯割にしてですか、その世帯に応じて各班まわりにでも見てもらおうと思いましてその割に部落に配分してやつて行つた訳であります。

10番～次は都計の都計事業についてでございますが、その問題については先程から色々と回答をなされておる様でございますが、いわゆる私がお伺い致しますのは、早期実施、早期実現の為に市として起債を

10番～第1番目に市長は市町村自治177条により毎年2回以上予算の状況収入の状況並びに予算更正さらに1時借入れ金の現在高その他財産に関する事項を住民に公表しなければならないとあり、その規定を積極的に適用し予算と住民とのつながりをいつそう深める為の努力を払うべきだと思いますが、市長は現在までどの様な方法で行なつて来たか、尚今後いか様な方法で行なうかお伺い致します。

市長～その件は条例にもありますてこれを5～6回まで続けて来たんだがその後施行してないと云うので私からも課長に良くきまつた条例の通りにこれを公表する様に云うてあります。今後是非公表を出す様にして行きたいとこう思つております。

10番～何年位前まではなされた訳ですか。

財政課長～61年の3月まではやつております。

10番～法にもうたわれておるし、いわゆる予算の状況そう云うすべてのものが住民にわかつて始めて協力と云うものが生まれて来るんじやないかと思うので御ざいます。ぜひ2回以上を公表して戴く様要望致します。

1番～61年度までこの規定を適用して公表したとおつしやいますが、その後断続した理由については、どう云う理由でござりますか。

財政課長～再三申上げる様でございますが、庶務的仕事は私がほとんどやつておりまして、その後賦課事務に職員は全部専念している様なもんで目中は普通の仕事におわれてどうしても残業しなけりやならんと云う様な事態になつてゐる訳であります。それに尚今度の場合も3月にはやろうと云うふうに考えておりましたが、62年度の決算の分まで1諦に合わせてやあうと云うふうに考えていましたけれども4月になつても充分に処理されておりませんでしたので、次に62年の決算も63年度の執行状況も合わせて公表したいと云う様な考えて今進めております。

15番～これはどう云つた方法で配布されておつたか。

財政課長～それは世帯割にしてですか、その世帯に応じて各班まわりにでも見てもらおうと思いましてその割に部落に配分してやつて行つた訳であります。

10番～次は都計の都計事業についてでございますが、その問題については先程から色々と回答をなされておる様でございますが、いわゆる私がお伺い致しますのは、早期実施、早期実現の為に市として起債を

なして事業を進める考え方を持つておられるかどうかをお伺い致します。

市長～そのつもりであります。

10番～時期は大体見通しはいつごろですか？

市長～先づきの9番議員の答えと1議にお答え致しますがその時期に来ていわゆる済歩率で持つてその目を計算して或は起債をおこす事が来るかも知れません。はつきりしたことは関係課長が来なければできないと、？

10番～この問題については関係課長が来なければ出来ないと云うことありますので3番に移ります。水道料金の延滞者は商業地区と農業地区とどちらが多いか、現年度分月別徴収率による納期と比率を示せ。

- (イ) 徴収員1人の受持件数は現在何件か、最高件数までは出来ると思うか。
- (ロ) 徴収率はおもわしくないが、どこに欠そんがあつたか、
- (ハ) その対策は如何に、

市長～本件に関して資料を水道課長が準備しておりますので後程お配りします。

水道課長～水道料金の延滞の区別でございますが、水道料金の都市地区と農村地区とを分けた場合にはやつぱり件数においても総水栓数においても商業地区の都市地区が相当多いのです。その割に商業地区の方が延滞者は多い事になつております。現年度分の徴収率による納期と比率を示せと云う聞いてございますが、条例の方ではその月分はよく月の月末までに納付と云う事になつております。それでそこには比率を出してあります。その月分、その納付期間内で入ったのは21.2%それから8月分が、7月から順をおうてパーセンテージを申上げます。7月が21.2%，8月が23.4%，9月が27.9%，10月分が29.5%，11月が31.9%，12月が22.5%，1月が29.2%，2月が30.3%，3月が28.7%，4月が38.6%とそう云ふようになつております。それから(イ)問にお答えします。

現在の受持件数は700件から、800件とこう云ふうに件数が必ずもつとはつきり申上げますと、685件を1人受持つております。もう1人は814件それからもう1人879.1件、こう云ふうに現在件数を受持つております。それから最高件数まで出来るかと云う御質問でございますが、私の方としましては1000件までは大じよう夫可能であるとこう思つております。それから(ロ)の方に徴収率は思わしくないがどこに缺陷があるかこう云ふうな聞いてござります。欠陥と申しますとこれを具体的に

なして事業を進める考え方を持つておられるかどうかをお伺い致します。

市長～そのつもりでおります。

10番～時期は大体見通しはいつごろですか、

市長～先づきの9番議員の答えと1諸にお答え致しますがその時期に来て
いわゆる講歩車で持つてその日を計算して或は起債をおこす時が来る
かも知れません。はつきりしたことは関係課長が来なければできないと、？

10番～この問題については関係課長が来なければ出来ないと云うことであ
りますので3番に移ります。水道料金の延滞者は商業地区と農業地区とどちらが多いか、現年度分月別徴収率条例による納期と比率を示せ。

(1) 徴収員工人の受持件数は現在何件か、最高何件までは出来る
と居うか。

(2) 徴収率はおもわしくないが、どこに欠そんがあつたか、

(3) その対策は如何に、

市長～本件に関して資料を水道課長が準備しておりますので後程お配りします。

水道課長～水道料金の延滞の区別でございますが、水道料金の都市地区と農
村地区とを分けた場合にはやつぱり件数においても給水栓数においても商業地区の都市地区が相当多いのです。その割に商業地区の方が延滞者は多い事になつております。現年度分の徴収率
条例による納期と比率を示せと云う聞いてございますが、条例の方ではその月分はよく月の月末までに納付と云う事になつておりますそれでそこには比率を出してあります。その月分、その納付期間内で入つたのは21,2%それから8月分が、7月から順をおろてペ
ーントーナーを申上げます。7月が21,2%, 8月が23,4% 9月が27,9%, 10月分が29,5% 11月が31,9% 12月が22,5% 1月
が29,2% 2月が30,3% 3月が28,7% 4月が38,6%とそう云ふようになつております。それから(1)問にお答えします。

現在の受持件数は700件から、800件とこう云ふように件数が大
もつとはつきり申上げますと、685件を1人受持つております。
もう1人は814件それからもう1人は791件、こう云ふように現在
件数を受持つております。それから最高何件まで出来るかと云う御質問でございますが、私の方としましては1000件までは大
じよう夫可能であるとこう思つております。

それから(2)の方に徴収率は思わしくないがどこに缺點があるかこ
う云ふうな聞いてございます。欠點と申しますとこれを具体的に

解明して行つた場合にはより多く納期までの徴収期間を持つと云う事がこの収金に非常に影響してくるんじやないかとこう思います。だから実際に検針係が検針を始めて、そして調定をする期間を出来るだけ短くして、そして集金人の期間を可能な限り長く持つと云う事になるんじやないかと現在の所はこう云うふうに考えております。その対策として(A)のどう云うふうにするかと云う御質問で御ざいますが、現在検針係が2名で3000件の検針をやつておりますが、宜野湾は普天間から喜友名、伊佐、大山、大諱名、宇迫済、真栄原、神山とやがて地域的には全市内に範囲は広がつている様な事になつておりますので、そこで検針の場合に活動範を特たせるとこう云う意味で今度予算にも計上してあります様に、オートバイを購入したいとこう云う事でありますので、それで検針を可能な限り短期間で検針してしまうとそれから調査が検針を終つて調査をその1件、1件の調査が出来上がりましたら早速徴収集金人への徴収業務を開始させると云う事はもう論でありますが、1応集金人が回つて歩いてこの後に徴収不能が集金人の方と良く連絡してこれは取れなかずたと云う様な連絡があれば今度の後の事後処理の面の強化としての滞納整理係に早速連絡をしてそれでこの面の処理を行くとこう云う様な方法でもつて徴収の強化を図つて行きたいとこう云うふうに考えております。

10番～この比率は後で良いですから、別物にしてお願ひします。今先の御答弁によりますと、徴収の期間を長くするとおつしやつておりますが、それはどう云う意味ですか、

水道課長～結局検針して実際に集金人がよく月の末日までの納期の期間をですか。長く出来るだけ可能な限り短くしてそう云う納期までの徴収の期間を多く持つと云う意味です。

10番～すると水道料金は、いわゆる引続き徴収する様になつておるんですか、いわゆる3ヶ月位い或は1ヶ月後徴収をやれば、それまでに事務的に出来ないと云う意味ですか、

水道課長～これは事務的に出来ないと云うよりはこれは？

10番～事務が完備されてない訳ですか、

水道課長～集金と云うものは、納期内の分だけに限られて滞納の処理は2ヶ月も3ヶ月分もとまつてしているものは結局それだけの金額を当然払わんので毎月々々回つて一番集金の期間においては、回る日数を多くすると云うことによつて成績を挙げると言ふ意味です。

10番～いわゆる課長さんの方はいわゆるよく月までには徴収は出来ないから、いわゆる条例にはよく月なつております。その33条を変え

解明して行つた場合にはより多く納期までの徴収期間を持つと云う事がこの収金に非常に影響してくるんじやないかとこう思います。だから実際に検針係が検針を始めて、そして調定をする期間を出来るだけ短くして、そして集金人の期間を可能なかぎり長く持つと云う事になるんじやないかと現在の所はこう云うふうに考えております。その対策として(ハ)のどう云うふうにするかと云う御質問で御ざいますが、現在検針係が2名で3000件の検針をやつておりますが、宜野湾は普天間から喜友名、伊佐、大山、大謝名、宇地浦、真栄原、神山とやがて地域的には全市内に範囲は広がつている様な事になつておりますので、そこで検針の場合に活動性を持たせるとこう云う意味で今度予算にも計上してあります様に、オートバイを購入したいとこう云う事でありますので、それで検針を可能な限り短期間で検針してしまうとそれから調定が検針を終つて調定をその1件、1件の調定が出来上がりましたら早速徴収集金人への徴収業務を開始させると云う事はもち論でありますが、1応集金人が圃つて歩いてこの後に徴収不能が集金人の方と良く連絡してこれは取れなかずたと云う様な連絡があれば今後の後の事後処理の面の強化としての滞納整理係に早速連絡をしてそれでこの面の処理をして行くとこう云う様な方法でもつて徴収の強化を図つて行きたいとこう云うふうに考えております。

10番～この比率は後で良いですから、刷物にしてお願ひします。今先の御答弁によりますと、徴収の期間を長くするとおつしやつておりますが、それはどう云う意味ですか。

水道課長～結局検針して実際に集金人がよく月の末日までの納期の期間をですか。長く出来るだけ可能な限り短くしてそう云う納期までの徴収の期間を多く持つと云う意味です。

10番～すると水道料金は、いわゆる引続き徴収する様になつておるんですか、いわゆる3ヶ月位い或は1ヶ月後徴収をやれば、それまでに事務的に出来ないと云う意味ですか。

水道課長～これは事務的に出来ないと云うよりはこれは？

10番～事務が完備されてない訳ですか。

水道課長～集金と云うものは、納期内の分だけに限られて滞納の処理は2ヶ月も3ヶ月分もとまつてゐるものは結局それだけの金額を当然払わんで毎日々々回つてゐる集金の期間においては、回る日数を多くすると云うことによつて成績を挙げると云う意味です。

10番～いわゆる課長さんの方はいわゆるよく月までには徴収は出来ないから、いわゆる条例にはよく月なつております。その33条を變え

る事によつて徴収率が上ると云うふうな御見解ですか、

水道課長～結局延滞者に対して徴収人の回る回数を多くすることによつて徴収のパーセンテージを上げると云う意味です。

19番～今の検針からですか、検針ですね、料金伝票の配布まで大体どれ位かかっていますか、そしてそのいわゆる検針されて来たその水量計算してですか、伝票を作つて配布するまでに必要とする人數ですかそれは現在何名でやつておられますか。

水道課長～検針係が現在の所2名換金が3名、5名それに又これの調定に關係しているのが、2名でございます。

19番～検針はこれだけと持つて来ますか、それによつて料金を計算して配布するまでにどれ位かかりますか、その事務処理は何名でやつておりますか。

水道課長～2名でやつております。

19番～2名ですか。

水道課長～はい。

19番～大体何日位かかりますか。

水道課長～現在の所大体1ヶ月と40日を要する。

19番～1ヶ月から40日ですか、相当スピードのある資料を内地の事務資料をもつて来てありますが、その中に確しか事務機の何が書いた資料があると思います。この現在持つている事務機械と云うのは英語のタイプライター1個だけですか。

水道課長～そうであります。

19番～水耕ですか、金額が同時に打てる様な販売用タイプ計算機と云うのがあります。その購入について課長導えた事がありますか。そうした場合です、この検針からですが、令書発行までには1人ですか、確か3000件余りは2日～3日位いで可能だと思います。もしそれを検討されてなければ下さい。1応御検討して下さい。

水道課長～最後の件は1応事務機は問い合わせて係の方とも話して見たんですが、それで現在のタイプをその機械に変えた方が良いんじゃないかと云う様な事も進めたんですが、その機械よりは書いた方が早い

る事によつて徴収率が上ると云うふうな御見解ですか。

水道課長～結局延滞者に対して徴収人の回る回数を多くすることによつて徴収のパーセンテージを上げると云う意味です。

19番～今の検針からですか、検針ですね、料金伝票の配布まで大体どれ位かかっていますか、そしてそのいわゆる検針されて来たその水量計算ですか、伝票を作つて配布するまでに必要とする人数ですかそれは現在何名でやつておられますか。

水道課長～検針係が現在の所2名集金が3名、5名それに又これの調定に關係しているのが、2名でございます。

19番～検針はこれだけと持つて来ますか、それによつて料金を計算して配布するまでにどれ位かかりますか、その事務処理は何名でやつておりますか。

水道課長～2名でやつております。

19番～2名ですか。

水道課長～はい。

19番～大体何日位かかりますか。

水道課長～現在の所大体1ヶ月と40日を要する。

19番～1ヶ月から40日ですか、相当スピードのある資料を内地の事務資料をもつて来てありますが、その中に確しか事務機の何が書いた資料があると思います。この現在持つている事務機械と云うのは英語のタイプライター1個だけですか。

水道課長～そうであります。

19番～水料ですか、金額が同時に打てる様な東レはタイプ計算機と云うのがあります。その購入について課長考えた事がありますか。そうした場合です、この検針からですが、令書発行までには1人ですか、確か3000件余りは2日～3日位いで可能だと思います。もしそれで検討されてなければです。1応御検討して下さい。

水道課長～最後の件は1応事務機は問い合わせて係の方とも話して見たんですが、それで現在のタイプをその機械に変えた方が良いんじゃないかと云う様な事も進めたんですが、その機械よりは書いた方が早い

と云うことで、具仕上りはきれいいんだがと云うことでした。

19番～いや、これは機械の種類が違うかも知れません、このいわゆる換算の票ですか、あれでやればですか、水道もです今度は水量の片方で微少さえ打てば、両方でやるんです、結局タイプ自体が計算したことになりそれを両方でタイプをたなければ、片方では計算が出来ます片方では水量がメーターに換算される、そう云つた機械なんですね。

16番～只今の課長さんの御説明を聞いておりますと換算してから、調定して領収書の発行まで30日から30日位かかると云う事になりますと当然条例の改正と云う事も微少なくちやいけない訳ですが、それについて条例の改正についてお考えになつた事が御ざいますか、又只今19番さんがおつしやた様に車両機械を購入する事によって現条例をそのままにして条例の枠内において可能だと云う様なお考えですか。

水道課長～条例の附付期を変えると云う様な気持は毛頭持つておりません、そう云う欠陥を出来るだけ改善して、それで条例通りの納期内で有効な微取をやつて行くとそう云うふうに努めたいと思つております

議長～暫休憩致します。(午後2時40分)

議長～再開致します。(午後2時45分)

10番～本土においては件数譲負制により相当水実績を上げておるが、本市においても件数譲負制を採用すれば相当な実績が得るものと思うが現在実施出来る段階にあるかどうか。

水道課長～この譲負制と云うのは度々水道料金の微取問題において出る事でございますが、現在公営企業法と云うのがありますとこれの施行規則がまだまとめておりません、それでこの面も我々の水道関係市町村の云々は振りの場合政府に強く要望しておりますが近い内これが規則が出来ると思つております、その中でこの市町村の基金を取扱うものの自治法にうたわれている特例でございますがこの特例のはつきり規則でうたわれる様な事になると想ひます、それでこの議員についてはその際のお互いの研究課題として当然出ると思いますので現在の所においては譲負制を実施すると云う事は考えておりません、地方公務員としての職員で出来るだけ可能な限りにおいて微取実績を上げて行くと云う面で現在は努力で行きたいとこう思つております。

13番～只今譲負制の話しが止まましたが、今の所考えてないと云う事であるんだがこれは出来るかどうか、譲負制でもつて行く場合に法にあれ

と云うこととて、只仕上りはきれいいんだがと云うことでした。

19番～いや、これは機械の種類が違うかも知れません。このいわゆる検針の票ですか、あれでやればですか。水量もです今度は水量の片方で数字さえ打てば、両方でやるんです。結局タイプ自体が計算したことになりそれを1方でタイプをたたけば、片方では計算が出来ます片方では水量がメーターに換算される。そう云つた機械なんです。

16番～只今の課長さんの御説明を聞いておりますと検針してから、調定して徴収書の発行まで30日から30日位かかると云う事になりますと当然条例の改正と云う事も教えなくちやいけない訳ですが、それについて条例の改正についてお考えになつた事が御ざいますか、又只今19番さんがおつしやた様に事務機械を購入する事によつて現条例をそのままにして条例の枠内において可能だと云う様なお考えですか。

水道課長～条例の納付期を変えると云う様な気持は頭持つております。そう云う欠點を出来るだけ改善して、それで条例通りの納期内で有効な徴収をやつて行くとそう云ふように努めたいと思つております

議長～暫休憩致します。(午後2時40分)

議長～再開致します。(午後2時45分)

10番～本土においては件数請負制により相当な実績を上げておるが、本市においても件数請負制を採用すれば相当な実績が得るものと思うが現在実施出来る段階にあるかどうか。

水道課長～この請負制と云うのは度々水道料金の徴収問題において出る事でございますが、現在公営企業法と云うのがありますとこれの施行規則がまだきまつております。それでこの面も我々の水道関係市町村の云々は集りの場合政府に強く要望しておりますが近い内これが規則が出来ると思つております。その中でこの市町村の公金を取扱うものの自治法にうたわれている特例でございますがこの特例のはつきり規則でうたわれる様な事になると思います。それでこの議員についてはその時のお互いの研究課題として当然出ると思ひますので現在の所においては請負制を実施すると云う事は考えておりません。地方公務員としての職員で出来るだけ可能な限りにおいて徴収成績を上げて行くと云う面で現在は努めて行きたいとこう思つております。

18番～只今請負制の話しが出ましたが、今の所考へてないと云う事であるんだがこれは出来るかどうか、請負制でもつて行く場合に法にふれ

ないかどうか、そのへんを検討した事がありますか？

水道課長～これは公営企業ですから、法にふれるんじやないかとこう思つております。

18番～175条の3項ですか？

水道課長～いや、この請負制ですか、公営企業においては必ずしもどうしなければならないと云う事はない訳なんですが、実際これを私とか或は公営団体とかにそう云うものに請負させて公金を徴収させると云う場合にどう云う方法でやると云う事はつきりした線が示めされてない訳です、だから個人とか、団体に請負團にして公金を徴せると云うことは現在において是不可能じやないかとこう思つております。

18番～不可能であると思う、と云う事じやなくしてこの法はですか、175条の3項と云うのははつきり出来ないと云う事であるのか、或は又本島内においてそう云つた制度を設けた事があるかどうか。例えば団体、個人とありますが、税務所とか那覇市のあたりは納税所とか、銀行とか、或はその他機関にですか委託した所もあるかと聞いておりますが、その場合はどう云う法に基づいてやつているか、これやはりこの3項に該当するのかそのへんを？もし調査研究されておるんだつたら御説明願います。

水道課長～私の徴収と云うのは、これは源水で175条の償還書で委託することも出来る様になつて届りますが、原則としては公金の取扱いは出来ないと思いますが償還書で公営企業においてはそう云う取扱いは可能であると云う事になる訳であります、然しそれを取扱う場合にどう云う方法でやると云うふうにやりなさい、開示されていないだからそこを今度の政府と企業監督署と一議になつてその面を研究してみようとこう思つてゐる訳であります。

18番～これは請入じやなくて徴収と云うことですが、この173条は納入と云う事になれば、結局はできるんじやないかと思ひますが、例えば税金なんかは銀行とか或は相互金庫とか機関あたり、納税所とか納入所とか取扱い所とか云うふうにあります、その場合のそれと割合の立場にしておるのか？

総務課長～この方針ですか、175条の3項と云うのは公金の徴収、若しくは支出しの権限ですか、今那覇市の様な銀行を通じてやつてあるんですが、こう云うことはいわゆる権限を与えるんじやなくて、いわゆるその請める手続きにおいて直接いわゆる窓口の方で手続きをすると云うことで金融機関と云うのは1つのそう云うふうな金の送り受付ですか、そう云うふうな業務が1つの法的に認められた業務に

ないかどうか、そのへんを検討した事がありますか。

水道課長～これは公営企業ですから、法にふれるんじゃないかとう思つております。

18番～175条の3項ですか。

水道課長～いや、この請負制ですか、公営企業においては必ずしもどうしなければならないと云う事はない訳なんですが、実際これを私とか或は公共団体とかにそう云うものに請負させて公金を徴収させると云う場合にどう云う方法でやると云う事をはつきりした線が示めされてない訳です。だから個人とか、団体に請負制にして公金を任せると云うことは現在においては不可能じやないかとう思つております。

18番～不可能であると思う、と云う事じやなくしてこの法はですか、175条の3項と云うのははつきり出来ないと云う事であるのか、或は又本島内においてそう云つた制度を設けた事があるかどうか。例えば団体、個人とありますが、税務所とか那覇市のあたりは納税所とか、銀行とか、或はその他機関にですか委託した所もあるかと聞いておりますが、その場合はどう云う法に基いてやつているか、これやはりこの3項に該当するのかそのへんを？もし調査研究されておるんだつたら御説明願います。

水道課長～税の徴収と云うのは、これは源水で175条の個別書で委任することも出来る様になつて居りますが、原則としては公金の取扱いは出来ないと思いますが個別書で公営企業においてはそう云う取扱いは可能であると云う事になる訳であります、然しそれを取扱う場合にどう云う方法でやると云うふうにやりなさい。明示されていないだからそこを今度の政府と企業監督署と一諸になつてその面を研究してみようとう思つてます。

18番～これは納入じやなくて徴収と云うことですが、この173条は納入と云う事になれば、結局はできるんじやないかと思いますが、例えば税金なんかは銀行とか或は相互金庫とか農協あたり、納税所とか納入所とか取扱い所とか云うふうにあります、その場合のそれと別個の立場にしておるのか、

総務課長～この方はですか、175条の3項と云うのは公金の徴収、若しくは支出の権限ですか、今那覇市の様な銀行を通じてやつているんですが、こう云うことはいわゆる権限を与えるんじやなくて、いわゆるその納める手続きにおいて直接いわゆる窓口の方で手続きをすると云うことで金融機関と云うのは1つのそう云うふうな金の送り受付ですか、そう云うふうな業務が1つの法的に認められた業務に

なつておりますか。その法的に認められた業務行為を通して納税の方法をすると云う事でありますて、175条3項の適用じやない訳です。本人が納入するのをですか、例えば郵便局を通して郵政法によつてこれをやるとか、或は直接納入すると云うそれその銀行とかそう云う所に貯金とか支拂とそのものの権限を与えられたと貯金の為に与えられたと云う事にならないですか。

18番～市町村長は徴税人を任命する事が出来ますか。その場合任命すれば別にそう云つたものは關係ないと思うんですが、任務の~~署名~~及び~~署名~~云々などと云ふ事務のですか、いわゆる任務取り扱いと云う事は方法によつて任命の力によつては出来るんじやないかと云うふうに~~考~~見えますが。

総務課長～徴税人の任命と云う事になりますと、これ様いわゆる職務の分限であつて地方自治法で云ういわゆる任命にはならないんじやないかと思います。その任務の申で徴税を担当すると云う事でありますので任命と云う場合にはやはり徴収事務をまとめる様な職員の任命しか出来ない訳です。今度は職員が公金を扱うと云うのは結局租税徴収法でもつてまた定義があるとそう云うふうなことがあります。

議長～質休憩致します。（午後3時00分）

議長～再開致します。（午後3時02分）

10番～質問5は前もつて関連質問として終つておりますので6に移ります労働講義を年1回以上してもらいたいと市民から要望がありますが特に講義をやる場合には軍作業並に軍労務の多い関係上布令116号について詳しい講師を望んで居りますが？

市長～この前も労働局の方から講座をもつて良く労働関係のこう講演を聞いて居りますが、御質問の要望に答えるには軍関係の問題について今後人事課にも交渉して1諸になつて聞こうしたいとこう思つております。

9番～区画整理事業については既に計画は出来ておると思いますが、その認可はいつになりますか。

建設課長～9番議員さんの区画整理事業について御ざいますが、区画整理事業は、事業実施は認可後になつておりますので来年の3月と云うことになつております。それで実際の認可に当りまして1応計画を伴いますから事实上は計画は進めておる訳であります。それでこの認可がおりると云うことは1応権利者である地主の方々の調整をしてそれが認可する訳であります。その中で特に纏かい賃貸地と

なつておりますか、その法的に認められた業務行為を通して納税の方法をすると云う事でありますて、175条3項の適用じやない訳です。本人が納入するのをですか、例えば郵便局を通して郵政法によつてこれをやるとか、或は直接納入すると云うそれその銀行とかそう云う所に徴収とか支拂とそのものの権限を与えたと徴収の為に与えられたと云う事にならないですか。

18番～市町村長は徴税人を任命する事が出来ますか。その場合任明すれば別にそう云つたものは関係ないと思うんですが、任務の限界及びど云うなどには取扱のですか、いわゆる任務取り扱いと云う事は方法によつて任命の力によつては出来るんじやないかと云うふうに尋えますが。

総務課長～徴税人の任命と云う事になりますと。これ嫌いわゆる職務の分限であつて地方自治法で云ういわゆる任務にはならないんじやないかと思います。その任務の中で徴税を担当すると云う事でありますので任命と云う場合にはやはり徴収事務をまとめる様な職員の任命しか出来ない訳です。今度は職員が公金を扱うと云うのは結局租税徴収法でもつてまた定義があるとそう云うふうなことがあります。

議長～暫休憩致します。(午後3時00分)

議長～再開致します。(午後3時02分)

10番～質問者は前もつて関連質問として終つておりますので6に移ります労働講義を年1回以上してもらいたいと市民から要望がありますが特に講義をやる場合には軍作業並に軍労務の多い関係上布令116号について詳しい講師を望んで居りますが？。

市長～この前も労働局の方から講座をもつて良く労働関係のこう演会を開いて居りますか。御質問の要望に答えるには軍関係の問題について今後人事課にも交渉して1諸になつて開こうしたいとこう思つております。

9番～区画整理事業については既に計画は出来ておると思いますが、その認可はいつになりますか。

建設課長～9番議員さんの区画整理事業について御ざいますが、区画整理事業は、事業実施は認可後になつておりますので来年の3月と云うことになつております。それで実際の認可に当りまして1応計画を作りますから事実上は計画は進めておる訳であります。それでこの認可がおりると云うことは1応権利者である地主の方々の調整をしてそれが認可する訳であります。その中で特に細かい賃費地と

か云う様な問題については認可には出来ない訳でありますと、そう云つた所が向こうの方で査定になる訳であります。そうすると事業認可までには大体3分か4分の仕事量は進めて行かなければ認可まで持つて荷げないと云うこと御ざいます。だから事實上は作業は進めて行く訳で御ざいます。実際の調査となりますと、これは認可なつて後正式な手続によつて地主に対しても通知を発送する様なつております。以上であります。

9番～ 駅民としては、一体区画整理は何時頃から始まるかと仕事に行つた場合に早めに事業をするのに簡単に行くと思ひますが、これが長ければ長びく程区画整理がむつかしくなつて行くと思いますので早めにやつてもらう様お願ひします。

10番～ 私の質問の2番で御ざいますが先程お伺い致しましたので、読む事を承諾致します。市長さんの答弁において起債をおこして事業を推進すると云うお考えがあると返答されましたのでその時期についてお伺いします。

建設課長～ 2番の御質問の起債の件で御ざいますが、これは現在本市で考へている起債と云いますのは区画整理事業を起債によつてやりたいとこう考へております。その起債は特別会計による地元負担金を抵当にして起債をしこの負担する金額を前償すると云うかつ好になる訳であります。起債の方法は銀行との関係も御ざいますが事業年度一杯借りて年次費還て返済すると？

10番～ 私の質問はこの時期いつ頃から出来るかと云う訳です。時期です

建設課長～ その時期に付ましては認可後になると思います。それでこれは必要がありますからはつきりは申し上げられません。

10番～ 法定決定後でなければ出来ない訳ですか。

建設課長～ 1点それは？

10番～たとへその組合がです。権利を提供し市の財産に名義を変えて権利を提供しても、いわゆる法定決定後でなければ出来ないですか。

建設課長～この場合は金額がこの権利になる所の土地でございますが、その数字がはつきりしない限り起債の方向に持つて行けない訳であります。

10番～結局法定決定後でないと出来ないと云う事に變りはない訳ですか。

か云う様な問題については認可には出来ない訳でありますと、そ
う云つた所が向こうの方で査定になる訳であります。そうすると
事業認可までには大体3分か4分の仕事量は進めて行かなければ
認可まで持つて行けないと云うことで御ざいます。だから事業上
は作業は進めて行く訳で御ざいます。実際の開始となりますと、
これは認可なつて後正式な手続によつて地主に對しても通知を發
送する様になつております。以上であります。

9番～住民としては、一体区画整理は何時頃から始まるかと仕事に行つた場合に早めに事業をするのに簡単に行くと感想いますが、これが長びければ長びく程区画整理がむつかしくなつて行くと思ひますので早めにやつてもらう様お願ひします。

10番～私の質問の2番で御ざいますが先程お伺い致しましたので、読む事を承諾致します。市長さんの答弁において起債をおこして事業を推進すると云うお考えがあると返答されましたのでその時期についてお伺いします。

建設課長～2番の御質問の起債の件で御ざいますが、これは現在本市で考
えている起債と云いますのは区画整理事業を起債によつてやりたいと
こう考えております。その起債は特別会計による地元負担金を抵当にして起債をしこの負担する金額を前借すると云うかつ好
になる訳であります。起債の方法は銀行との関係も御ざいますが事業年度一杯借りて年次償還で返済すると？。

10番～私の質問はこの時期いつ頃から出来るかと云う訳です。時期です

建設課長～その時期に付ましては認可後になると思います。それでこれは必要がありますからつきりは申し上げられません。

10番～法定決定後でなければ出来ない訳ですか。

建設課長～1応それは？。

10番～たとへその組合がです。租借を提供し市の財産に名義を変えて租借を提供しても、いわゆる法定決定後でなければ出来ないです。

建設課長～この場合は金額がこの租借になる所の土地でございますが、その数字がつきりしない限り起債の方向に持つて行けない訳であります。

10番～結局法定決定後でないと出来ないと云う事に變りはない訳ですか。

建設課長～たとへば起債をする場合にしますと、後所の方うで測量し、そして又これが財産としてうたわれた場合に対象になると云う訳であります。

10番～若しそう云うものがあつたとした場合その陳審は整つておりますか
建設課長～現在の段階ではそれに当る人員は充分整つてはいない訳であります。

10番～いわゆるまだ整つていないと云うことであれば、いわゆる次年度において、人員を増さにやならん、今の人員でもいわゆる出来ないと云う見解に立たれるんだつたら、いわゆる次年度内にはこう云う事をも出来ないと云う事になる訳ですか。

建設課長～陳審の問題でありますが、これは事業が発足して、その事業によつて事業の大きさ、時限、こう云うものを勘案して人員も与えていく訳であります。

議長～暫休憩致します。(午後3時15分)

議長～再開致します。(午後3時16分)

11番～御質問致します。1番目の6年前となつておりますが、これは1957年であります。1957年前瀬非編分地の賣賣料が1圓だけ各部落に配分されその後配当されたことがありますかが市の財源として入れるべきか、関係部落に配分すべきか、法的見解を問う他市町村はどうなつて居りますか、御質問致します。

市長～これは市の財源として市の予算に入れるべきだとこう思います。前に配ると云うお話しがありました、土地代現金の配分と云うよりは補助金を部落に出したんじやないかとこう思います。他の市町村の場合でも歩合でこれを分配している話は聞いて居りません。私の考へでは現金を配るよりも事業として部落の市の予算でもつて事業して上げるのが適当じゃないかとこう思つております。

11番～只今の市長の答弁では法的に市の収入に繰り入れるべきであると云う御答弁で御ざいますけれども、57年に1圓配分したと云うのはどこに理由がありますか、法的にどうなつておりますか、1圓だけ配分したと云う理由を御説明願います。

市長～今助農が席をはずしてこれについてよく聞いておりませんが、やつたとすれば金を分配したのではなくに何かの事情があつて交付金として出して居るところ思ひます。

建設課長～たとへば起債をする場合にしますと、役所の方うで測量し、そして又これが財産としてうたわれた場合に対象になると云う訳であります。

10番～若しそう云うものがあつたとした場合その陳容は整つておりますか
建設課長～現在の段階ではそれに当る人員は充分整つてはいない訳であります。

10番～いわゆるまだ整つていないと云うことであれば、いわゆる次年度において、人員を増さにやならん。今の人員でもいわゆる出来ないと云う見解に立たれるんだつたら、いわゆる次年度内にはこう云う事をも出来ないと云う事になる訳ですか。

建設課長～陳容の問題でありますが、これは事業が発足して、その事業によつて事業の大きさ、时限、こう云うものを勘案して人員も与えていく訳であります。

議長～暫休憩致します。(午後3時15分)

議長～再開致します。(午後3時16分)

11番～御質問致します。1番目の6年前となつておりますが、これは1957年であります。1957年前瀬非難分地の貢賃料が1圓だけ各部落に配分されその後配当されたことがありませんが市の財源として入れるべきか、関係部落に配分すべきか、法的見解を問う他市町村はどうなつて居りますか、御質問致します。

市長～これは市の財源として市の予算に入れるべきだと思う。前に配ると云うお話しがありました、土地代現金の配分と云うよりは補助金を部落に出したんじやないかとこう思います。他の市町村の場合でも歩合でこれを分配している話は聞いて居りません。私の考えでは現金を配るよりも事業として部落の市の予算でもつて事業して上げるのが適当じやないかとこう思つております。

11番～只今の市長の答弁では法的に市の収入に繰り入れるべきであると云う御答弁で御ざいますけれども、57年に1圓配分したと云うのはどこに理由がありますか、法的にどうなつておりますか、1圓だけ配分したと云う理由を御説明願います。

市長～今助役が席をはずしてこれについてはよく聞いておりませんが、やつたとすれば金を分配したのではなくに何かの事情があつて交付金として出して居るところ思っています。

議長～暫休憩致します。(午後3時19分)

議長～再開致します。(午後3時21分)

11番～2番目に移ります。市長は事業はやりたいのだが、自己財源がとほしく困るとよくおつしやいますが、今後自己財源だけにたよらず政府の補助金その他起債の方法で事業計画しそれが実現に努力すべく意志がありますか。

市長～おつしやる通りに補助金それから必要によつて起債もしてやり度いと思つて居ります。

11番～御意志はある訳ですか。

市長～はい。

11番～それじやありましたら計画だけじやなくして任期中に準備出来る様にして具体的に説明してもらいたいと思います。

市長～これは非常にむつかしいんですが、と申しますのは、まず政府の補助金がどの程度出されるか、又起債にもつて行くべき事業の中で先に課長が云われた様に認可を受けて法の手続まで地主も承諾させてどの程度までこれを進めるかと云う目年間にどれだけと云う分量は今はつきり申上げられないと云う訳であります。

11番～任期中に実現可能な事業としては全然諦めない訳ですか。

市長～全然じやなくて事と次第によつてと予定はありますけれども、これが今年のもので今決まつたのは、一級土木の事業としては先申上げました排水や或は農道それから育小瀬の排水工事の予定、次年度においても、真栄原の橋のか設等がありますが、これだけは出ると云うこととはつきり申し上げておきます。尚その他の事業については先お話をした火そう場の問題でも、三ヶ市村の話合いによつては出来るんじやないかと思つております。

11番～4番5番は前に御答弁が御ざいましたので良くなかつておりますが3番目の件につきまして御要望申上げたいと思います。前から政府の補助金獲得につきましては、相当質疑が出されておりますけれども、私今の考え方では政府或は弁務官あたりに対しての市長のこしがちよつと弱いと云う感じを受けております。どつちかと申しますと政府、弁務官は、市長は多分わかつておるんじやないかと云う感じをもつもんであります。特に宜野湾市は市に昇格致しましてまだ1ヶ年しかたつておりません。これからと云う所でありますので

議長～暫休憩致します。(午後3時19分)

議長～再開致します。(午後3時21分)

11番～2番目に移ります。市長は事業はやりたいのだが、自己財源がとぼしく困るとよくおつしやいますが、今後自己財源だけにたよらず政府の補助金その他起債の方法で事業計画しそれが実現に努力すべく意志がありますか。

市長～おつしやる通りに補助金それから必要によつて起債もしてやり度いと思つて居ります。

11番～御意志はある訳ですか。

市長～はい。

11番～それじやありましたら計画だけじやなくして任期中に準備出来る様にして具体的に説明してもらいたいと思います。

市長～これは非常にむつかしいんですが、と申しますのは、まず政府の補助金がどの程度出されるか、又起債にもつて行くべき事業の中で先に課長が云われた様に認可を受けて法の手続まで地主も承諾させてどの程度までこれを進めるかと云う四ヶ年間にどれだけと云う分量は今はつきり申上げられないと云う訳であります。

11番～任期中に実現可能な事業としては全然認めない訳ですか。

市長～全然じやなくて事と次第によつてと予定はありますけれども、これが今年のもので今決まつたのは、一般土木の事業としては先申上げました排水や或は農道それから育小堀の排水工事の予定、次年度においても、真栄原の橋のか設等がありますが、これだけは生きると云うこととははつきり申し上げておきます。尚その他の事業については先お話しました火そう場の問題でも、三ヶ市村の話しによつては出来るんじやないかと思つております。

11番～4番5番は前に御答弁が御ざいましたので良くわかつておりますが3番目の件につきまして御要望申上げたいと思います。前から政府の補助金獲得につきましては、相当質疑が出されておりますけれども、私今の考え方では政府或は弁務官あたりに対する市長のこしがちよつと弱いと云う感じを受けております。どつちかと申しますと政府、弁務官は、市長は多分わかつておるんじやないかと云う感じをもつもんであります。特に宜野湾市は市に昇格致しましてまだ1ヶ年しかたつておりません。これからと云う所でありますので

どうかそう云つた政府あたりの補助金獲に当りましては積極的に試意を発揮なされまして、その獲得に万金を期して戴きます様お願い致します。

議長～進行致します。

12番～現在、地図が畑になつております、そしてその地図が道路に使用されている道が若かん市内にはあると想いますが、このつぶれ地まで固定資産税が課せられていると聞いております。将来市として測量などしてこの道路に使用されているつぶれ地等については免稅する考えがあるかどうか、又速かに補償をなし、そして市の認定によりまして、市によつて管理されるべきだと思うが当局はどうお考えですか、

市長～これにつきましては、私は免稅すべきだと思います。それからそれをそのまま全部市の管理に置くことは検討を要する問題だと思います。

12番～そうしますと、免稅すべきではあるとおつしやつておりますが、現在は課せられて居るのにいつごろからそれを実施されますか、

市長～それから前にも普天間の解放地にそう云う所があると云うので免稅すべきだと云う話がありましたが実際にはまだ免稅までは行つてしません。

12番～普天間中学校附近において非行児によるぼう力事件が発生して、子供達をおびやかしていると聞いておりますが、市長は教育委員としてもこの事件を知つておられますか、

市長～聞いております。それで10日程前全市の校長、教頭、教育委員一団になつての青英進行会の席上で教育委員会からも、生徒としての学校生活であるところの生活指導面には充分気を配つてそして特に学級においての指導かん護については貢の通りにしてもらいたいと応朝学校へ行つて帰るまでは学校で生徒をすべてががない様に問題ないをおこさない様にかん護すべき責任は学校にあると思うので勝手に校外にも外出せん様にしてもらいたいと云う事を要望申上げてあります。

12番～市長がお聞きになつたのは校内でのぼう力発生ですか、

市長～何んでも授業を終えて清掃をしている時に校外でけんかをしてケガさせたと云う話してありました。

12番～私が頼つておるのは放課後ですか、家に帰るその道中で御ざいます

どうかそう云つた政府あたりの補助金獲に当りましては積極的に誠意を發揮なされまして、その獲得に方全を期して載ります様お願ひ致します。

議長～進行致します。

12番～現在、地面が畑になつておあります、そしてその地目が道路に使用されている道が若かん市内にはあると思いますが、このつぶれ地まで固定資産税が課せられていると聞いております。将来市として測量が量などしてこの道路に使用されているつぶれ地等については免稅する考え方があるかどうか、又速かに補償をなし、そして市の認定によりまして、市によつて管理されるべきだと思うが当局はどうお考えですか。

市長～これにつきましては、私は免稅すべきだと思います。それからそれをそのまま全部市の管理に置くことは検討をする問題だと思います。

12番～そうしますと、免稅すべきではあるとおつしやつておりますが、現在は課せられて居るのにいつさろからそれを実施されますか。

市長～それから前にも普天間の解放地にそう云う所があると云うので免稅すべきだと云う話がありましたが実際にはまだ免稅までは行つておりません。

12番～普天間中学校附近において非行児によるぼう力事件が発生して、子供達をおびやかしていると聞いておりますが、市長は教育委員としてもこの事件を知つておられますか。

市長～聞いております。それで10日程前全市の校長・教頭・教育委員一諸になつての青英進行会の席上で教育委員会からも、生徒としての学校生活であるところの生活指導面には充分気を配つてそして特にに学校においての指導かん護については次の通りにしてもらいたい
1 应朝学校へ行つて帰るまでは学校で生徒をすべてががない様に問題無いをおこさない様にかん護すべき責任は学校にあると思うので勝手に校外にも外出させん様にしてちらいたいと云う事を要望申上げてあります。

12番～市長がお聞きになつたのは校内でのぼう力発生ですか。

市長～何んでも授業を終えて掃掃をしている時に校外でけんかをしてケガさせたと云う話してありました。

12番～私が知つておるのは放課後ですか、家に帰るその道中で御ざいます

その点はお聞きなされておりませんか。野嵩入口から普天間中学校への近道は仰ざいますが、道路が悪い為に遠回りして通学している現状で御ざいます。その通学路を改善して子供達の便宜を計つてのいわゆる心があるべきと私は思考して居ります。この問題についてどう考えておられますか。又先申上げたあの事件も野嵩から通ずる所の中学校までの間に行なわれております。その点を申添えます。

市長～道路を調査して若し早急に修理する箇所があればやりたいと思います。

議長～暫休憩致します。（午後3時30分）

議長～再開致します。（午後3時31分）

10番～只今の大川議員から提出されました野嵩から中学校までの道路を私からも早めに工事をして戴く様御要望申上ます。

議長～進行致します。

12番～都計については先程から論議されておるので省略度いと思います。今後当局としましては、質問に対しては只答弁するだけでなくして誠意を持つてこの質問に将来応えて戴きたく様お願い並に希望を申上げまして質問を終ります。

15番～かん害対策について質問致します。かん害による市民の生活は予想以上に被害を受けておりますが、次の点について質問致します。飲料水の供給や貯水池の保護施設等はどうなつておりますか。もう1つ農作物や家畜等の被害は具体的に調査なされておりますか。もし調査なされておりましたら説明して戴きたい。かん害による生活手当世帯も出ると予想されておりますが、調査は進められておりますか。以上の様なかん害に対する緊急対策はどの様に計画され又予算はどうなつておるか、さらに恒久対策はどの様に計画されておりますか御質問致します。

市長～飲料水については水道課長の方で現調。施設の状況を説明してもらいます。それから農作物の被害状況については経済課長の方からその状況の説明を願います。補給車のことについては総務課長の方から説明させます。以上の平害に対する対策の計画は先に示した通り交付金による所の予算も計上しております。それから恒久対策については今後特に飲料水と致しましては1号線1槽の方どうしても今後必ずかんぱつがあつても毎年車で運搬して積水すると云う事がない様に今後新しい年度でここに計画して水道を施設していきたい。尚この問題については政府にもお願いして水源を確保してもらう様にしたいと思います。

その点はお聞きなされておりませんか。野嵩入口から普天間中学校への近道は御ざいますが、道路が悪い為に遠回りして通学している現状で御ざいます。その通学路を改善して子供達の便宜を計つてのいわゆる心があるべきと私は思考して居ります。この問題についてどう考えておられますか。又先申上げたあの事件も野嵩から通ずる所の中学校までの間に行なわれております。その点を申添えます。

市長～道路を調査して若し早急に修理する箇所があればやりたいと思います。

議長～暫休憩致します。（午後3時30分）

議長～再開致します。（午後3時31分）

10番～只今の大川議員から提出されました野嵩から中学校までの道路を私からも早めに工事をして戴く様御要望申上ます。

議長～進行致します。

12番～都計については先程から論議されておるので省き度いと思います。今後当局としましては、質問に対しては只答弁するだけでなくして誠意を持つてこの質問に将来応えて戴きたく様お願い並に希望を申上げまして質問を終ります。

15番～かん害対策について質問致します。かん害による市民の生活は予想以上に被害を受けておりますが、次の点について質問致します。飲料水の供給や貯水池の保護施設等はどうなつておりますか、もう1つ農作物や家畜等の被害は具体的に調査なされておりますか、もし調査なされておりましたら説明して戴きたい。かん害による生活キュウ者世帯も出ると予想されておりますが、調査は進められておりますか、以上の様なかん害に対する緊急対策はどの様に計画され貯予算はどうなつておるか、さらに恒久対策はどの様に計画されておりますか御質問致します。

市長～飲料水については水道課長の方で現況、施設の状況を説明してもらいます。それから農作物の被害状況については経済課長の方からその状況の説明を願います。補給車のことについては総務課長の方から説明させます。以上の旱害に対する対策の計画は先に示した通り交付金による所の予算も計上しております。それから恒久対策については今後特に飲料水と致しましては5号線1帯の方どうしても今後手つかずがあつても毎年車で巡回して給水すると云う事がない様に今後新しい年度でここに計画して水道を施設していきたい。尚この問題については政府にもお願いして水源を確保してもらう様にしたいと思います。

淨

水道課長～(イ)の御質問にお答え致します。飲料水の供給それからモト水地の保護施設にて御ざいますが飲料水の供給は6月4日から始まりまして1,200ガロン入のバージー船駆してトラック2台を備用致しまして後明日起て毎日給水を致しております。それでこれの平均が4,000人のタケ部落、4,000人の対象で御ざいますが、1日当たり1人3ガロンから5ガロンの給水をやつております。しかしながらそれ以上にマリン駅からの直接のその応援が御ざいまして3加ロんから5ガロンであります。それが以上の給水になつております。ほうふうて各部落に問い合わせまして今の所まに合つているからと云う事でありますので2・3日間又実情を見て再開するつもりであります。それから伊佐浜の水源地の保護施設は去つた14日に建設事務所を通じて建設局に申請をしてこれが4,000\$の負担決定がなされたと云う事を先日聞いて又新らしい設計書を添えて今日4部提出してあります。これは400\$の補助が確定しております。

経済課長～(ロ)の方から説明申上げます。農作物家ちくの被害調査はしております。その数字を申上げます。まず農作物の被害でありますがこれは6月1日大体におきまして想定した損害であります。それはこの被害、金額被害率はその後の状況の変化によつて必ずしも固定化されるもんじやないと云うことを念頭において戴きたいと思います。キビの方が植付面積が22,193アールになりまして被害額が47%被害金額にしまして\$16,8363。伊豆の方が6745アール被害率は50%、金額が\$36423。水稻が4354アール被害率が70%金額が\$16,458。これはかん害だけじゃなくして、寒波の害によりまして苗が足りなくて植付してない面積これを全部見積つてあります。それから大ずの方が480アールに90%の損害で\$1,296。タバコの方が100アール70%の被害で2,116。野さいの方が2500アール70%にしまして\$428,75合計しまして\$267,431と云う様な損害額と見積りしております。その内で1番被害が大きい所の金額の大きいキビでありますが、これは丁度今がキビの最も生長期になつておりますので、今適当な降雨があれば大部損害は軽減されるもんだと思つております。それからちく産の被害でありますが、この方は直接かん害によつて變じとか、こう云う様な損害は御ざいません。いわゆるそのかん害によつてシ青頭穂が落つたと云う事が家ちくの被害だと見ておりますが、これが12月末の頭数と現在の頭数を比較しますとこれはいわゆる農産物に影響のある家ちくだけ取り上げて申し上げますと、うしが12月の現在が282頭おりましたが現在は296頭。ぶたの方が12月に2950頭おるのが今2,220頭と云うふうになつておりますが、しかしこの頭数全部がかん害によつてし群不足による被害だとは云えないと思つております。これは1つのいわゆる出荷関係によつて後の購入の関係とか、こう云う問題もいくらかありますので、直接全部が全部この被害だとは云えませんが、かん害によつてし群による頭数の減はあると考えられます。

水道課長～(イ)の御質問にお答え致します。飲料水の供給それからセイ水地の保護施設にて御ざいますが飲料水の供給は6月4日から始めまして1,200ガロン入のバージー船輸してトラック2台を借用致しまして後明目まで連日給水を致しております。それでこれの平均が4,000人の9ヶ部落、4,000人の対象で御ざいますが、1日当り1人3加ロンから5加ロンの給水をやつております。しかしながらそれ以上にマリン隊からの直接のその応援が御ざいまして3加ロンから5ガロンでありますですがそれ以上の給水になつております。ほうふうで各部落に問い合わせまして今の所まに合つているからと云う事でありますので2・3日間又実情を見て再開するつもりであります。それから伊佐浜の水濱地の保護施設は去つた14日に建設事務所を通じて建設局に申請をしてこれが4,000\$の負担決定がなされたと云う事を先日聞いて又新らしい設計書を添えて今日4分提出してあります。これは400\$の補助が確定しております。

経済課長～(ロ)の方から説明申上げます。農作物家ちくの被害調査はしております。その数字を申上げます。まず農作物の被害であります。これは6月1日大体におきまして想定した損害であります。それではこの被害、金額被害率はその後の状況の変化によつて必ずしも固定化されるもんじやないと云うことを念頭において載きたいと思います。キビの方が植付面積が22,193アールになりまして被害額が47%被害金額にしまして\$16,8363イ元の方が6745アール被害率は50%，金額が\$36423水稻が4354アール被害率が70%金額が\$16,458これはかん害だけじゃなくして、兎士の害によりまして苗が足りなくて植付していない面積これを全部見積つてあります。それから大ずの方が480アールに90%の損害で\$1,296タバコの方が160アール70%の被害で2,116\$野さいの方が2500アール70%にしまして\$428,75合計しまして\$267,431と云う様な損害額と見積りしております。その内で1番被害が大きい所の金額の大きいキビでありますが、これは丁度今がキビの最も生长期になつておりますので、今適当な降雨があれば大部損害は軽減されるもんだと思つております。それからちくの被害であります。この方は直接かん害によつて優しとか、こう云う様な損害は御ざいません。いわゆるそのかん害によつてシ青頭数が減つたと云う事が家ちくの被害だと見ておりますが、これが12月末の頭数と現在の頭数を比較しますとこれはいわゆる農産物に影響のある家ちくだけ取り上げて申し上げますと、うしが12月の現在が282頭おりましたのが現在は236頭、ぶたの方が12月に2350頭おるのが今2,220頭と云うふうになつておりますが、しかしこの頭数全部がかん害によつてし料不足による被害だとは云えないと思つております。これは1つのいわゆる出荷関係によつて後の購入の関係とか、こう云う問題もいくらかありますので、直接全部が全部この被害だとは云えませんが、かん害によつてし料難による頭数の減はあると考えられます

総務課長～それから（八）を補足申上げます。この方は生活困きゆうと云う者に対する救済処置、これは政府の方の生活保護法と云うのが御ざいましてどつちかと云えども実質的な事が過激であると云う事ではあります、現在政府の方で企画なされているのが普通通常の年はいわゆる扶助者として或は単款済者と云うふうな何として困窮人員が約9万人位い普通想定されております、それだけが1応リバウク物資とかそう云うふうな援助対象として設つておりますが特に今國政府としても約その倍位になるんじやないかと云うふうな想定でそして物資の調達などについてもどんどん進めている様であります。本市の状況でありますと通常こちらの方が取り扱つておりますのが、3月4世帯で1536と云うのが今まで扱われておりました困きゆう世帯としてキヤウチされた分であります、それで政府の方も今度のかん害に対しては特に早急な調査が必要だと云う事で政府もタイアツブ改しまして、新たな困きゆう世帯の実態をもつたと云う事で調査しましたのが175件人員にして953名これは6月10現在で、キヤウチされております、且し生活面に対する困きゆうと云うのはかん害においてはこれはすぐ現れるものじやないと云う事は実際生活面に影響してくるのは、或はあと2、3ヶ月かも知れませんとそう云つた事で普通的にはこれ以上にあると云う事を予想されると考えております、それで現在は1応そう云うふうな程度のキヤウチがされて政廳としての各市町村からそう云う資料をまとめて緊急対策と講じておる様であります、それからここでお願ひ申上げますのは1応はこちらの場合には区長とか、それから政府から派遣された福シ主事それから市の社会事業関係の担当者こう云う人々が今タイアツブ改しまして、実情調査をすつと継続しておりますが、中には調査もれと云うふうな事が出るおそれもありますので皆様方の部落或は地域周辺に特に生活に対して困きゆうな状態に陥つていると云うものはどんどん1つお知らせ願いましてそう云う救済の対象にさせて戴く様お願い致します。

15番～これはあとで資料にしてもらいませんか、この問題に対する緊急対策で御ざいますが、これは新年度の予算にもこの1号線一帯に水道を延長して起債をして立てやると云うことは非常に喜んでおりますしかし現在の様な状態ではおそらくこの水道を延長するだけでも精しろ断水をすれば、これは出来ない誤でありますのでこの供給源でやつておる様なやり方ですか、つまり湧水地をもう少し手を入れれば飲料水として可能な所もあるかと聞いております。そして又実際見て御りますと云うともう少し手を加えればそこに相当水がたまつてそんなにまで不自由しなくて良い様な所もありますし、今度の場合しかも政府からかん害対策要請ですか、その中にもちろん50戸～70戸位い湧水の場合それを整理するために必要な予算を70万一千円から50万一千円と位補助されるんだと云うふうに聞いておりますので單に水道線を延長するだけじやなしに現在は良いとしていかなる場合又超るか知れませんのでこう云つた観点からも

総務課長～それから（八）を補足申上げます。この方は生活困きゆうと云う者に対する権利処置、これは政府の方の生活保護法と云うのが御ざいましてどつちかと云えば実質的な事が適当であると云う事ではあります、現在政府の方で企画なされているのが普通通常の年はいわゆる扶助者として或は準救済者と云うふうな何として困り人員が約9万人位い普通想定されております。これだけが1応リバツク物資とかそう云うふうな援助対象として扱つておりますが特に今國政府としても約その倍位いになるんじやないかと云うふうな想定でそして物資の調達などについてもどんどん進めている様であります。本市の状況でありますが通常こちらの方が取り扱つておりますのが、384世帯で1536と云うのが今まで扱われておりました困きゆう世帯としてキヤウチされた分であります。それで政府の方も今度のかん害に対しては特に早急な調査が必要だと云う事で政府もタイアツブ致しまして、新たな困きゆう世帯の実態をもつたと云う事で調査しましたのが175件人員にして953名これは6月10現在で、キヤウチされております。但し生活面に対する困きゆうと云うのはかん害においてはこれはすぐ現れるものじやないと云う事は実際生活面に影響してくるのは、或はあと2・3ヶ月かも知れませんとそう云つた事で普通的にはこれ以上にあると云う事を予想されると考えております。それで現在は1応そう云うふうな程度のキヤウチがされて政府としての各市町村からそう云う資料をまとめて緊急対策と講じておる様であります。それからここでお願い申上げるのは1応はこちらの場合には区長とか、それから政府から派遣された福シ主事それから市の社会事業関係の担当者こう云う人々が今タイアツブしまして、実情調査をずっと継続しておりますが、中には調査もれと云うふうな事が出るおそれもありますので皆様方の部落或は地域周辺に特に生活に対して困きゆうな状態についていると云うものはどんどん1つお知らせ願いましてそう云う救済の対象にさせて戴く様お願い致します。

15番～これはあとで資料にしてもらえませんか。この問題に対する応急対策を御ざいますが、これは新年度の予算にもこの5号線一帯に水道を延長して起債をしてまでやると云うことは非常に喜んでおりますしかし現在の様な状態ではおそらくこの水道を延長するだけでも何しろ断水をすれば、これは出来ない訳でありますのでこの伊佐浜でやつておる様なやり方ですか。つまり水地をもう少し手を入れれば飲料水として可能な所もあるかと聞いております。そして又実際見て回りますと云うともう少し手を加えればそこに相当水がたまつてそんなにまで不自由しなくても良い様な所もありますし、今度の場合しかも政府からかん害対策要綱ですか、その中にもちゃんと50%～70%位い水の場合それを整理するために必要な予算を70%セントから50%セント位補助されるんだと云うふうに聞いておりますので単に水道網を延長するだけじゃなしに現在は良いとしていかなる場合又起るか知れませんのでこう云つた趣旨からも

是非考へてもらいたい事を要請致します。

議長～暫休憩致します。（午後3時46分）

議長～再開致します。（午後3時47分）

4番～それだけのぼく大な被害額を出しておりますが、1番に解決すると云う事は大変困難な問題であります。しかしながらいずれにしても恒久対策の1環として新年度においてもある程度の対策がなされなくちやいかんと云ふふうに考えますが、施政方針の中でこの問題が取り上げられてない理由それから先程課長の説明によりますと家ちくにおいても大発生していると云う御説明ですが、その施政方針の中では家ちくのうしの頭数においても増しております。と云つた様な食い違いが出ておりますがそれについての御説明をお願い致します。

市長～かん害対策について施政方針に出てないのは、かん害対策は別に立てて予算を組成いたしましたので施政方針で主なるものを取り上げてこちらでやるものを片づけながら全部挙げると云うことは必要ないと云うのでこれは餘くと、それからうしの頭数が前には殖えておるんだがかん害に入つてから減っていると云うことになつていて云うことになつていてこう思つてあります。

4番～しかば、施政方針の中ではこう云つたのは非常に重大な問題だとこう思つております。そこで他の事業はストップしてでもこのかん害対策なるものがあらざると云う事ですが、新年度においてはどの様な対策が考えられ、そしてその20万\$余り被害額に対しての開通する予算があるかどうか、予算が計上されているとそれについて御説明願います。

市長～20,000\$を補償、いわゆる？

4番～20,000\$余りの、

市長～今度の救済を救済すると云う予算はもつて居りません。只今後そう云うかん害が起つた場合特にこの度の様に水をその都度運搬しては困るので恒久対策としては5号線一帯の飲料水の水道の配管を延長するを云う計画を新年度で進めたいと云う訳で被害を受けた方々への救済は今考へておりません。

4番～しかば政府においての政府施策として今度もこのかん害に對して大きな予算を受けるとそれでその予算によつてある程度の救済策や或はそれによる所の色々の恒久対策が講じられると云ふふうに聞いておりますが市長と致しましてはこの20,000\$余りの損害額被

是非考え方を要望致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時46分)

議長～再開致します。(午後3時47分)

4番～それだけのばく大な被害額を出しておりますが、1番に解決すると云う事は大変困難な問題であります。しかしながらいずれにしても恒久対策の工環とともに新年度においてもある程度の対策がなされなくちやいかんと云ふうに考えますが、施政方針の中でこの問題が取り上げられてない理由それから先程課長の説明によりますと家々においても大分減っていると云う御説明ですが、その施政方針の中では大家ちくのうしの頭数においても増しております。と云つた様な食い違いが出ておりますがそれについての御説明をお願い致します。

市長～かん害対策について施政方針に出してないのは、かん害対策は別に立てて予算を編成いたしましたので施政方針で主なるものを取り上げてこちらでやるものを見つばしから全部挙げると云うことは必要ないと云うのでこれは除くと、それからうしの頭数が前には残えてあるんだがかん害に入つてから減っていると云うことになつて云うことになつているとこう思う訳であります。

4番～しかば、施政方針の中ではこう云つたのは非常に重大な問題だとう思つております。そこで他の事業はストップしてでもこのかん害対策なるものがあられると云う事ですが、新年度においてはどの様な対策が支えられ、そしてその20万\$余り被害額に対しての関連する予算があるかどうか、予算が計上されているとそれについて御説明願います。

市長～20,000\$を補償、いわゆる？。

4番～20,000\$余りの、

市長～今度の被害を救済すると云う予算はもつて居りません。只今後そう云うかん害が起つた場合特にこの度の様に水をその都度運搬しては困るので恒久対策としては5号線一帯の飲料水の水道の配管を延長すると云う計画を新年度で進めたいと云う訳で被害を受けた方達への救済は今考えておりません。

4番～しかば政府においての政府施策として今度もこのかん害に対して大きな予算を受けるとそれでその予算によつてある程度の救済策や或はそれによる所の色々の恒久対策が講じられると云ふうに聞いておりますが市長と致しましてはこの20,000\$余りの損害額被

害に對しては別にこれから記り得るであろう所の対策を立てるんであるのか、それについては別に救済策でも良いし或はその他色々なそれに対する対策が講じられると云うふうな事も考究されますがそれについては別に対策はないと云うふうなことですか。

経済課長～今度のかん害に対する対策でありますか、これはもちろん政府の施策にも政府が当然すべき仕事でありますので政府の方でも大分それはそれぞれやつている様であります。先ずそれは損失の補償と云う事はまず全然念頭においておりませんが対策としては1応生産手段としては、經濟局の担当するとそれから生活困きゆうに対しましてはこれは厚生局が担当すると云うふうに大体大まかに分けられておりまして經濟局が担当している所は着生産手段の問題に対しては緊急対策とそれからかん害根本的な対策としては恒久的なかん害の施設の問題と云うものがある訳であります。先ず緊急対策として着生産対策としては政府としても1応着もみの補助金を出しますそれからその外はほとんどこの七料なんかは融資の方になつていてそう云うふうに1応大まかな要綱は今政府の方で査定されて皆さん方も御承知かと思いますがあの要綱を見た場合実施する場合どう云うふうに実際やるのかと云う事になると全然あれでは見当付けられない訳です、進められない訳です。その問題について実際問題としていかなる方法でこの問題をやるのかと政府に問いたらしだ所が、いやこれは只方針であつてその詳しい実際的なやり方については今次書を作成して送つてなければ近い内に届くと思うのでそれに基づいて仕事をやつてもらいたいと云う事を答えております。それで市としては何もこれに対して全然ふれないと云う問題であります。その問題については色々予算を立案するに当たりまして次年度予算を立案するに当たりまして相当着生産と云う様な意味から検討を加えた訳であります。1番問題になりますのは家畜のシ料の問題であると云つたら家畜のシ料がその自給シ料とそれから購入シ料がありますて色々シ料は單一化されていないので、まず仮にブタのシ料を飼料みたいなもので全部まかねうと云うならば非常に計算もやりやすいし、又方法も非常に簡単に行くんであります。色々のシ料を購入して配合して自分でシ料を作るとなればその購入先の確認とか或はそのシ料の購入する訳にも行かないし、どうしても実施面において考えられなかつた訳であります。それで戦後実際実施可能な面としましては今度イモの植付に薦の不足もあり又収量も減つておりますのでこの面は馬レイ薯を沢山植付する事によつて食糧対策にも又1面シ料対策にもなるからと云う訳で今農協が着馬レイシヨの購入申込みを取つておりますが、それを調べて見ますと例年と何ら變りはない訳です。この申込数量がそれから考えてみても農業は特割かん害に對してどうしようと云う対策がないと云う事から考究して、どうしてもこの縣は馬レイシヨを沢山作つてもらわな

害額に対しては別にこれから起り得るであろう所の対策を立てるんであるのか、それについては別に救済策でも良いし或はその他色々なそれに対する対策が講じられると云うふうな事も考えられますがそれについては別に対策はないと云うふうなことですか。

経済課長～今度のかん害に対する対策でありますが、これはもち論政府の施策にも政府が当然なすべき仕事でありますので政府の方でも大分それはそれぞれやつている様でありますが政府の方針としては1応はこう云うふうに進めている様であります。先ずそれは損失の補償と云う事はまず全然愈頭においておりませんが対策としては1応生産手段としては、経済局の担当するとそれから生活困きゆうに対しましてはこれは厚生局が担当すると云うふうに大体大まかに分けられておりまして経済局が担当している所は種々対生産手段の問題に對しては緊急対策とそれからかん害根本的な対策としては恒久的なかん害の施設の問題とこう云うものがある訳であります。先ず緊急対策として種々対策としては政府としても1応種もみの補助金を出しますとそれからその外はほとんどこの七料なんかは融資の方になつていては云うふうに1応大まかな要綱は今政府の方で査定されて皆さん方も御承知かと思ひますがあの要綱を見た場合実施する場合どう云うふうに実験やるのかと云う事になると全然あれでは見当付けられてない訳です。進められない訳です。その問題について実際問題としていかなる方法でこの問題をやるのかと政府に聞いた所が、いやこれは只方針であつてその詳しい実際的なやり方については今文書を作成して送つてなければ近い内に届くと思うのでそれに基づいて仕事をやつてもらいたいこう云う事を答えておりますそれで市としては何もこれに対して全然ふれないと云う問題であります。その問題については色々予算を立案するに当たりまして次年度予算を立案するに当たりまして相当対生産と云う様な意味から検討を加えた訳でありますが1番問題になりますのは家ちくのシ料の問題であると云つたら家ちくシ料がその自給シ料とそれから購入シ料がありまして色々シ料は單一化されていないので、まず仮にブタのシ料を粉シ料みたいなもので全部まかうと云うならば非常に計算もやりやすいし、又方法も非常に簡単に行くんでありますが色々のシ料を購入して配合して自分でシ料を作るとなればその購入先の確認とか或はそのシ料の限定期間にても行かないし、どうしても実施面において考へられなかつた訳であります。それで戦後実際実施可能な面としましては今度イモの堆積に雲の不足もあり又取量も減つておりますのでこの面は馬レイ薯を沢山植付する事によつて食糧対策にも又1面シ料対策にもなるからと云う訳で今農協が馬レイシユの購入申込みを取つておりますが、それを調べて見ますと例年と何ら變りはない訳です。この申込数量がそれから考えてみても農家は特別かん害に対してどうしようと云う対策がないと云う事から考へまして、どうしてもこの際は馬レイシユを沢山作つてもらわな

けりやいかんと思いまして、市としましては500箱を購入しましてこれを販売的にかん害を受けた所に配分する様に次年度の予算に計上してあります。以上が市がなしうる所のかん害に対する対策であります。

4番～通常の農業政策、通常の予算で計上される所の産業振興費ですか、それ以外の今度の特にそう云つた様な大きな被害も出来たら、この対策の1課として変つた所の或は又数箇の予算面に多くこの被害対策に亘すだけの予算が計上されて届りますか、通常並の予算であるのか。

市長～いわゆる産業経済面には今課長の説明の様にそう云う苗ですか、これが今度のかん害でもミヤ或は馬レイショそう云う苗を配布すると云うのがふだんよりもふえている訳であります、水道においては今度も骨源の施設がふえている訳であります。

4番～その産業費ですか、それを額にしていくらですか、通常の予算と変っていますか。

経済課長～2,200多です。

19番～かん害対策の問題を出してありますので関連質問として質問致します、水の問題でありますけれども水は飲料水又は農業用水と色々種類は御ざいますけれども、現在いわゆる溜水川の水ですか、渓流水においてはもう當てにならないと次に確保すべきものがこれに次いで地下水だと良く云われますけれども市として現在その水の対策としていわゆる地下水の開発についてどの程度調査研究されておりますか、これ1点次に又上の地下水と云うものは湧水の事であります、更に掘り下げていわゆる地下水ボーリングの件でありますが、その資料かれこれについては今行政府に相当の資料があると思つております、それを取りよせてどの程度研究されたか以上であります。

議長～只今の協調4時であります、全日程はまだ終了しておりませんので時間を延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

全員～異議なし。

議長～異議がありませんので時間を延長致します。

市長～只今の御質問にお答え致します、湧水については水道課長さんに前に皆さんから将来の自己水源による水道の資料としてその調査をやる様に話してあります、まだそのまとまつた水源の報告はまだ受けておりません、それから地下水源いわゆるボーリングについてでありますが、政府や日本にまだ聞いた感じでないんですが、おそらく

けりやいかんと思いまして、市としましては500箱を購入しましてこれを監点的にかん害を受けた所に配分する様に次年度の予算に計上してあります。以上が市がなしうる所のかん害に対する対策であります。

4番～通常の農業政策、通常の予算で計上される所の産業振興費ですか。それ以外の今度の時にそう云つた様な大きな被害も出来たら、この対策の1環として要つた所の或は又救助の予算面に多くこの被害対策に回すだけの予算が計上されて居りますか。通常並の予算であるのか。

市長～いわゆる農業経済面には今課長の説明の様にそう云う旨ですか。これが今度のかん害でモミや或は馬レイシユそう云う苗を配備すると云うのがふだんよりもふえている訳であります。水道においては今度5号線の施設がふえている訳であります。

4番～その産業費ですか。それを額にしていくらですか。通常の予算と変っていますか。

経済課長～2,200\$です。

19番～かん害対策の問題を出してありますので関連質問として質問致します。水の問題でありますけれども水は飲料水又は農業用水と色々種類は御ざいますけれども、現在いわゆる瀬戸内海の水ですか。瀬戸内海においてはもう當てにならないと次に確保すべきものがこれに次いで地下水だと良く云われますけれども市として現在その水の対策としていわゆる地下水の開発についてどの程度調査研究されておりますか。これ又点次に又上の地下水と云うのは湧水の事であります。更に掘り下げていわゆる地下水ボーリングの件でありますが、その資料かれこれについては今行政府に相当の資料があると思つております。それを取りよせてどの程度研究されたか以上であります。

議長～只今の定期4時であります。全日程はまだ終了しておりませんので時間を延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

全員～異議なし。

議長～異議がありませんので時間を延長致します。

市長～只今の御質問にお答え致します。湧水については水道課長さんに前に皆さんから将来の自己水源による水道の資料としてその調査をやる様に話してあります。まだそのまとまつた水源の報告はまだ受けておりません。それから地下水源いわゆるボーリングについてでありますが、政府や日本にまだ聞いた出してないんですが、おそらく

く宜野湾市内にボーリングとしての調査はまだやられておらんじやないかとこう思つております。それで今度是非政府にもお願ひしてその水壓探査機械はあるそうであります。それによつて1号検定をしてそこへボーリングをやつてみたいとこう思つております。問題は1号隣沿い、いわゆる海岸地帯にはわく水も多いんですが、最も困るのは2号隣地帯であります。この辺に水脈でもあれば幸いだがとこう思つております。

18番～私が申上げるのはボーリングをすると云うのは大体に考えておりますと申しますのはこの水壓探査機によるボーリングと云いますと大変これは浅いです。いわゆる貯留水です。もつと地下水となればですこの辺で大体1番渠渠淺い所にある粘板岩ですか。それが大体300から600尺位あるんです。それを更に今度何ですか。農耕地と云いますか。向うは仮りにあの辺でボーリングをする事によつて農業カジ水に非常に侵立つ訳です。ああ云つたものをして計画すれば相当効果があるんじやないかとこう考えている訳です。ですからしていわゆるボーリングをする場合においてはどうしても地質ですか。土ジヨウじやないです。市の地質圖と云うのはちゃんと出来ているはずです。こうしたものを取りよせてですか。これの資料を研究されたかと云う意味であります。これはまだの様でありますからユツそう云つたのを取り寄せて早めに研究やつて下さい。このいわゆるふく溜水の件であります。これは色々年齢の話を聞きますといわゆる市長さんのお宅の附近でもあるだろうとこう云つたものですか。ある程度調査をさせてこう云つたかん嘗がある場合に利用出来る様ですか。いわゆる施設出来ないもんかどうか云つた様な調査面の件で御ざいます。ユツこう云つた点も考慮に入れて、只単に飲料水と云う問題じやなくして、いわゆる農業用水の面も考慮に入れて地下水の開発並に湧流水の開発と云う事をして載きたい事をお願い申上げます。

19番～水道公社が當時給水の不履行又は都合によつて生ずる法的或は財政的責任はどうなるのか。

市長～その点は水道公社との契約で天災地變によるところの断水についても公社も協力的にもその責任は負わないと云うふうにお互いで契約を交わしてありますので、法的にも財政的にも非常にこの責任をおいなさいとは云えないんじやないかとこう思います。

20番～その方はメーターで取水した分だけを払つておる訳ですか。それとも自損的な基本料金と云うのがある訳ですか。いわゆる使わなくても払うと云う？

水道課長～渠メーターによる使用料だけを払つております。

く宜野湾市内にボーリングとしての調査はまだやられておらんじやないかとこう思つております。それで今度是非政府にもお願ひしてその水~~事~~^事知の機械はあるそうですがそれによつて1応査定をしてそこへボーリングをやつてみたいとこう思つております。問題は1号線沿い、いわゆる海岸地帯にはわく水も多いんですが、最も困るのは5号線地帯であります。この辺に水~~事~~でもあれば幸いだがとこう思つております。

13番～私が申上げるのはボーリングをすると云うのは大体に考えておりますと申しますのはこの水~~事~~^事知機によるボーリングと云いますと大變これは浅いです。いわゆる貯留水です。もつと地下水となればですこの辺で大体1番薄い所にある粘板岩ですか。それが大体300から600尺位あるんです。それを更に今度何ですか、農耕地と云いますか、向うは板りにあの辺でボーリングをする事によつて農業カン水に非常に役立つ訳です。ああ云つたものを計画すれば相当効果があるんじやないかとこう考へてゐる訳です。ですからしていわゆるボーリングをする場合においてはどうしても地質ですか。土ジョウじやないです。市の地質図と云うのはちゃんと出来ているはずで。こうしたものを取りよせてですか、これの資料を研究されたかと云う意味であります。これはまだの様でありますから1つそう云つたのを取り寄せて早めに研究やつて下さい。このいわゆるふく溜水の件であります。これは色々年寄の話を聞きますといわゆる市長さんのお宅の付近でもあるだろうとこう云つたものですか。ある程度調査をさせてこう云つたかん害がある場合に利用出来る様ですか。いわゆる施設出来ないもんかどうか云つた様な調査面の件で御ざいます。1つこう云つた点も考慮に入れて、只単に飲料水と云う問題じやなくして、いわゆる農業用水の面も考慮に入れて地下水の開発並に湧流水の開発と云う事をして載きたい事をお願い申上げます。

15番～水道公社が常時給水の不履行又は都合によつて生ずる法的或は財政的責任はどうなるのか。

市長～その点は水道公社との契約で天災地変によるところの断水については公社も経済的にもその責任は負わないと云うふうにお互いで契約を交わしてありますので、法的にも財政的にも非常にこの責任をおいなさいとは云えないんじやないかとこう思います。

15番～その方はメーターで取水した分だけを払つておる訳ですか。それと自損的な基本料金と云うのがある訳ですか。いわゆる使わなくても払うと云う？

水道課長～親メーターによる使用料だけを払つております。

4番～断水時の時にたまつたいわゆる空気が出る、これをですか工場^ノ
用家別のメーターをどう云うふうにその空気料はです、どう勘定さ
れるつもりですか、これ非常に問題がある^事と思うんですが、

水道課長～15番議員さんの4番目の御質問と関連すると思いますが、

15番～4番ですが質問は、いわゆる今日の様な天災による場合でもいわゆ
るその条例通りやるのかです、そして特例をもうける考えは当局と
してはいかない、その質問のポイントはそこにあるのです。

水道課長～お答えします、今度の断水は直野海岸の水道が詰まつてこう云う
長い期間の断水が続いたが水道料金は従来は始めて御ざ
いますが、これは72年ぶりと云う天災で御ざいまして、この意味
において断水が続いているんだが水道料金は従来通り徴収するのか
と云う御質問で御ざいますが、私の方としましては基本水量が8立^方
米で御ざいます。それでこれは断水しなくとも基本水量の8立^方米
まで使えない人も沢山おられる訳なんです。それで今度断水が毎日続
続いておりますがほとんどの人が何時までは水が止まるので工場貯
めておこうと云う事でこれを今の8立^方米を30日1ヶ月に割当て
ますと大体ドラム缶の1本半位になると云う訳なんです。それでやや
かより8立方米より下つてもややこれに近い水量は使つておられる
んじやないかと云う様な推定をしておる訳なんです。それでこの基
本料金はこの際は変わらずに超過の分に対し、確かその調査は今
まで相当の20立^方とか、或は30立^方使つた人でもそれまで使え
ないと云う方が相当^{多く}おられると思います。その中には今15番
議員さんからお話を有りました様にメーターが確かにその中の空氣
で固つている様な所もあると思われます。それでこの際までに見る
天災で御ざいますので、少ない基本水量においてはお互い公平にこの
水道事業の負担を基本料金においては持つて載いてそして超過の
料金、云々はこう云う空氣によつてメーターが固つていると云う様
な点が御ざいます場合には特徴的な事がありましたら水道条例の水道
料金のメーターが故障した場合には、前2ヶ月分の推定使用料をも
つて参酌をするとこう云う規定も御ざいますので、特に変った家で
いにおいては前2ヶ月分を参^照して勘定してそしてこの断水の時期
の料金を金額を決めて行きたいとこう思つております。

15番～いわゆるこの特例条例を作るとかこう云つた様な考えはないと云う
ことですか。

水道課長～そうです。

8番～この断水と云う問題が出ておりますが、これについてちよつとお尋
ねしたい。現在は夕方の5時から22時までが水出ておる訳ですか
後はもう完全にストップしている訳ですが、何れにせよ市民の~~の~~ある

4番～断水時の時にたまつたいわゆる空気が出る、これをですか1応タイ
用家別のメーターをどう云うふうにその空気料はです、どう勘案さ
れるつもりですか、これ非常に問題がある選と思うんですが。

水道課長～15番議員さんの4番目の御質問と関連すると思いますが、

15番～4番ですが質問は、いわゆる今日の様な天災による場合でもいわゆ
るその条例通りやるのかです、そして特例をもうける考えは当局と
してはいかない、その質問のポイントはそこにあります。

水道課長～お答えします。今度の断水は宜野湾市の水道が始まつてこう云う
長い期間の断水が続いたりますが水道料金は従来は始めて御ざ
いますが、これは72年ぶりと云う天災で御ざいまして。この意味
において断水が続いているんだが水道料金は従来通り徴収するのか
と云う御質問で御ざいますが、私の方としましては基本水量が8立
方メートルで御ざいます。それでこれは断水しなくとも基本水量の8立方メー
トルまで使えない人も沢山おられる訳なんです。それで今度断水が毎日続
続いておりますがほとんどの人が何時までは水が止まるので1応貯
めておこうと云う事でこれを今の8立方メートルを30日1ヶ月に割当て
ますと大体ドラムカンの1本半位になる訳なんです。それでやや
かより8立方メートルより下つてもややこれに近い水量は使つておられる
んじゃないかと云う様な推定をしておる訳なんです。それでこの基
本料金はこの際は変わらずに超過の分に対して、確かその調査は今
まで相当の20立方とか、或は30立方使つた人でもそれまで使
ないと云う方々が相当量おられると思います。その中には今19番
議員さんからお話を有りました様にメーターが確かにその中の空氣
で固つている様な所もあると思われます。それでこの際までに見る
天災で御ざいますので、少ない基本水量においてはお互い公平にこの
水道事業の負担を基本料金においては持つて載いてそして超過の
料金、云えはこう云う空気によつてメーターが固つていると云う様
な点が御ざいます場合には特殊な事がありましたら水道条例の水道
料金のメーターが故障した場合には、前2ヶ月分の推定使用料をも
つて参考をするところ云う規定も御ざいますので、特に変つた家で
いにおいては前2ヶ月分を参考して勘査してそしてこの断水の時期
の料金を金額を決めて行きたいとこう思つております。

15番～いわゆるこの特例条例を作るとかこう云つた様な考えはないと言
うことですか。

水道課長～そうです。

8番～この断水と云う問題が出ておりますが、これについてちょっとお尋
ねしたい。現在は夕方の9時から11時までが水出でる訳ですか
後はもう完全にストップしている訳ですが、何れにせよ市民の或る

の便宜、衛生面から考えまして断水の時間をおゆる朝昼晩の食事時間中は出してもらつて、その他は断水をすると云う様な計画は出きないものか、それから5時から11時までは完全に断水しているかどうか聞く所によると北中の石平側はしよつ中水が出るんだと、そう云つたことはないかどうか。

水道課長～この断水の計画については詳しく各関係市町村に煩らされておりません。直接これは、キヤラウエー指揮でもつて、軍がポストエンジニアがこの断水の計画をしてやつております。それでこちらとしましてはその面で詳しい計画を水道公社の方へ要求しましたが、水道公社の方でもそれに全然タツチしてないからわからないと云う返答であります。それで近い中早速水道公社を通じてその方の計画を解明したいと思つております。今所は5時から11時までと云う時間給水は続けられて別に朝、昼、晩の時間を間に合わせてやると云う事は許可されておりません。この断水の問題に対しては、コザ宜野湾、油添、那覇、関係水道事業を行なつている関係市町村の断水について、軍がそう云ふうに取り扱つてある訳で御ります。その中でも、今石田さんが話されました様に特に小さなパイプで給水をしている直接軍の16インチにつながつてある所も現に宜野湾市内でもある訳なんです。喜友名の米人住宅街に行つてある100件そことこの家族、米人家族の皆住宅ですが、それに又その外にある伊佐かめ勤さんが請負つてある100件あまりの2ヶ所位に特にその2時間出でている箇所もある訳なんです。その面で水道公社にも苦情を申込んであるんですが同じ断水の時間は同じ様に公平に分離して呉れと云う様な事を申上げてあるんですが何せパイプの調整は軍が取り扱つておりますので軍の方でも今度は水道公社から軍のポストエンジニアの電話番号も聞きました、そこに米人の苦情処理の係に電話をかけさせたなんですが、今度はそう云う人間は又今度は向こうにはないと云う様な責任の板~~柱~~みたいな事を云われて今の所困っている様な状態です。この面ははつきりさせます。

8 番～今先の喜友名とか、或は石平とか小さい20寸パイプから引いた所の部落は24時間出でている訳ですか。そうすると、これは知らないから良い様なもののこれが段々分離して~~から~~20寸パイプから引けば4・6時間中水が出るんだと云うとになれば困るんじやないかと良心的にはいけないと思うが、こう思う訳であります。そこら辺聞いておりませんか。

水道課長～別にありません。

議長～暫休憩致します。(午後4時15分)

議長～再開致します。(午後4時19分)

の便宜、衛生面から考えまして断水の時間をいわゆる朝昼晩の食事時間中は出してもらつて、その他は断水をすると云う様な計画は出きないものか、それから5時から11時までは完全に断水しているかどうか聞く所によると北中の石平側はよつと中水が出るんだと、そう云つたことはないかどうか。

水道課長～この断水の計画について詳しく述べられておりません。直接これは、キアラウエー指令でもつて、軍がポストエンジニアがこの断水の計画をしてやつております。それでこちらとしましてはその面で詳しい計画を水道公社の方へ要求しましたが、水道公社の方でもそれに全然タッチしていないからわからないと云う回答であります。それで近い中早速水道公社を通じてその方の計画を解明したいと思つております。今の所は5時から11時までと云う時間給水は統けられて別に朝、昼、晩の時間を間に合わせてやると云う事は許可されておりません。この断水の問題に対しては、コザ宜野湾、瀧添、那覇、関係水道事業を行なつている関係市町村の断水について、軍がそう云ふうに取り扱つてある訳で御ります。その中でも、今石田さんが話されました様に特に小さなパイプで給水をしている直接軍の16インチにつながつてある所は現に宜野湾市内でもある訳なんです。喜友名の米人住宅街に行つてある100件そこそこの家族、米人家族の賃住宅ですが、それに又その外にある伊佐かめ助さんが請負つてある100件あまりの2ヶ所位に特別にその2時間出でている箇所もある訳なんです。その面で水道公社にも苦情を申込んであるんですが同じ断水の時間は同じ様に公平に分離して呉れと云う様な事を申上げてあるんですが何せパイプの調整は軍が取り扱つてありますので軍の方でも今度は水道公社から軍のポストエンジニアの電話番号も聞きまして、そこに米人の苦情処理の係に電話をかけさせたんですが、今度はそう云う人間は又今度は向こうにはないと云う様な責任の転換みたいな事を云われて今の所困つている様な状態です。この面ははつきりさせます。

8番～今先の喜友名とか、或は石平とか小さい20寸パイプから引いた所の部落は24時間出でている訳ですか。そうすると、これは知らないから良い様なもののこれが段々分離れて欲から20寸パイプから引けば4・6時間中水が出るんだと云うことになれば困るんじやないかと良心的にはいけないと思うが、こう思う訳であります。そこら辺聞いておりませんか。

水道課長～別にありません。

議長～暫休憩致します。(午後4時15分)

議長～再開致します。(午後4時19分)

15番～市民生活を良くするために御質問致します。物価値上がりや、重税のために働くものにとつては増え苦しくなり共かせぎをしなければ生活出来ない様な人達が沢山います。働く婦人のたのため市営の保育所託児所等をつくる計画がありますか、御質問します。

市長～その点につきましては、政府の方でも、5ヶ年計画で各市村、書類を提出するように計画されておりますので特に今年においては、中部南部北部に一ヶ所づつ設置される様でありますが、次回当りに或は宜野湾市にもそれが設置されるかと思いますので、その場合とこれとマッチして充分検討をしてう云うものを設置して行きたいと思うのであります。

15番～それは見通はありますか、

市長～大体計画されております。政府の方でも推進していますので、どこに次は当るかは、まだ、とにかく5ヶ年以内には各市町村に設置したいと云うことは政府は云っております。

15番～市長さん自からは技術なされたことはありませんか、

市長～まだ当つております。

15番～意図はある訳ですか、

市長～はい

総務課長～ちよつと補足申し上げますので、どこに次は当るかはまだとにかく5ヶ年以内には各市町村に設置したいと云うことは政府は云つております。

15番～市長さん貴

総務課長～ちよつと補足申し上げます。この件は今回5ヶ所の決定については政府の主管局である厚生局のいわゆる所属の福し託とかそう云う所の基点の場所でそう云う所で決定して、モデルケースとして今回は設置すると云うふうな何で次年度からは、いわゆる市町村のですか、案によつて政府としてもそのうち付けて行きたいと云うふうことを見つかり申し上げておりますので、市としてもどつちかと云えどあの5ヶ所の中で、那覇、コザを除いた市町村、市よりは、かえつて必要性にしほられた場所だと想いますので、次年度当りからの政府の計画ですか、それには充分タイアップして政府の方も又その点は充分考慮することに一応事務担当者の我々の所で連絡はついております。

15番～市民生活を良くするために御質問致します。物価値上がりや、重税のために働くものにとつては増え苦しくなり共かせぎをしなければ生活出来ない様な人達が沢山います。働く婦人のたために市営の保育所託児所等をつくる計画がありますか。御質問します。

市長～その点につきましては、政府の方でも、5ヵ年計画で各市町村、書類を提出するように計画されておりますので特に今年においては、中部南部北部に一ヶ所づつ設置される様でありますが、次回当りに或は宜野湾市にもそれが設置されるかと思いますので、その場合とこれとマツチして充分検討をしてう云うものを設置して行きたいと思うのであります。

15番～それは見通はありますか。

市長～大体計画されております。政府の方でも発表していますので、どこに次は当るかは、まだ、とにかく5ヵ年以内には各市町村に設置したいと云うことは政府は云っております。

15番～市長さん自からは接觸なされたことはありませんか。

市長～まだ当つております。

15番～意図はある訳ですか。

市長～はい

総務課長～ちょっと補足申し上げますので、どこに次は当るかはまだとにかく5ヵ年以内には各市町村に設置したいと云うことは政府は云つております。

15番～市長さん自

総務課長～ちょっと補足申し上げます。この件は今回の5ヵ所の決定については政府の主管局である厚生局のいわゆる所属の福し託とかそう云う所の基点の場所でそう云う所で決定して、モデルケースとして今回は設置すると云うふうな何で次年度からは、いわゆる市町村のですか、案によつて政府としてもそのうち付けて行きたいと云うふうなことをはつきり申し上げておりますので、市としてもどつちかと云えはあの5ヵ所の中で、那覇、コザを除いた市町村、市よりは、かえつて必要性にしほられた場所だと願いますので、次年度当りからの政府の計画ですか。それには充分タイアップして政府の方も又その点は充分考慮することに一応事務担当者の我々の所で連絡はついております。

12番～じや一応信頼することに致しまして(口)の方に入ります、低所得者が利用出来る市営住宅の建設、又は公営住宅誘致の計画はありますか。

市長～公営住宅の件は先にもどねたからか質問がありました。この誘致は事業所の誘致ですか。

13番～それとです市長さんの昨日の答弁からしますと云うとあくまでも財源獲得のための計画ですか。しかし、いわゆる政治的にこれをしなければどうにも出来ない様な人達が居るはずであります。私が質問致しておるのはいわゆる那覇で盛んにやっている様な高級アパートでなくともよろしい。とにかく低所得者が利用出来る様な計画はないか、どうかを聞いております。質問がわからん訳ですか。

市長～そんなことは別にですか。いわゆる福島長嶺みた様に前政府の方でやつておりました。貧困家でいにおいてのものは、今あれがなくなつておりますので、今の公営住宅法の弊によつてやろうと云う考えしか思つておりません。福島長嶺制度の何は今の所政府としても行なわれておりません。

14番～いや、私が聞いておるのは、政府としてじやなくして、市としてのですか、いわゆる年10～20～30も出せばいくらでもある訳ですが、そうじやなしに最も生活に困つている人達でも利用出来る様な計画はないかどうかを聞いておる訳です。

市長～公営住宅を建設する場合においては出来るだけそう云う向きの住宅を建設したいとこう思つています。

15番～いわゆる低所得者でも利用出来る様なですか。(はい)
これは今市長自身としては計画はありますか。

市長～計画と云うと考へておると構想はあるんですが、まだ計画は出来上がっておらない。

15番～どの位作つて、どの辺に大体場所は出来るんじやないかと、

市長～これは、まだ坪数とか、塗とかと云う様なのは何ですが、どの辺に作りたいなーと云うことは考へております。

16番～(口)の方に書ります。

~~市民の文化生活の向上のために青年、婦人、労働者の各方面から要望されておる実~~

15番～じや一応信頼することに致しまして(口)の方に入ります。低所得者が利用出来る市営住宅の建設、又は公営住宅誘致の計画はありますか。

市長～公営住宅の件は先にもどねたからか質問がありました。この誘致は事業所の誘致ですか。

15番～それとです市長さんの昨日の答弁からしますと云うとあくまでも財源獲得のための計画ですか。しかし、いわゆる政治的にこれをしなければどうにも出来ない様な人達が居るはずであります。私が質問致しておるのはいわゆる那覇で盛んにやつている様な高級アパートでなくてもよろしい。とにかく低所得者が利用出来る様な計画はないか、どうかを聞いております。質問がわからん訳ですか。

市長～そんなことは別にですか。いわゆる幅し長屋みた様に前政府の方でやつておりました。¹困家ていにおいてのものは、今あれがなくなつておりますので、今の公営住宅法の裏によつてやろうと云う考えしか思つておりません。福し長屋制度の伺は今の所政府としても行なわれております。

15番～いや、私が聞いておるのは、政府としてじやなくして、市としてのですか、いわゆる²10~20~30も出せばいくらでもある訳ですが、そうじやなしに最も生活に困っている人達でも利用出来る様な計画はないかどうかを聞いておる訳です。

市長～公営住宅を建設する場合においては出来るだけそう云う向きの住宅を建設したいとこう思つています。

15番～いわゆる低所得者でも利用出来る様なですか。 (はい)
これは今市長自身としては計画はありますか。

市長～計画と云うと考へておると構想はあるんですが、まだ計画は出来上がっておらない。

15番～どの位作つて、どの辺に大体場所は出来るんじやないかと。

市長～これは、まだ坪数とか、室とかと云う様なのは何ですが、どの辺に作りたいなーと云うことは考へております。

15番～(ハ)の方に移ります。
市民の文化生活の向上のために青年、婦人、労働者の各方面から要望されておる文

15番～これも、そんなら大いにその施政を發揮致しまして早目に作つてもらう様に御要望を申し上げまして私の質問を終ります。(A)に移ります。市民の文化生活の向上のために青年、婦人労働者の各方面から要望されておる文化センターとしての市民会館を作る計画はありませんでしようか。

市長～欲しいとは思つておりますけれども現状においては、市庁舎の拡張財源さえ見出すに非常に四苦八苦しておりますので、何んとかして将来はこれを是非もつと云う気持はありますけれども、現在の所こう云う計画を得る所の財源を見出すに困つておる状態であります。

15番～これも、もち論市単独でやる場合には非常に財源的にどうしても無理だと考えられますので、これもやはり政治的な大きな権力が必要だと考えておりますので、先きの問題も、これも一様市長さんの手が脱出にもかかると思つております。政治的な権力も持つて戴きたいとを御要望致しましてこの質問を終ります。

6番の質問に入ります。

登録された失業者は何名おありますか。失業対策事業の現況はどうなつておりますか、又市としての補助はどの様にして行なつていますか御質問致します。

市長～その点については一応総務課長の方から説明させます。

総務課長～これは3点に分かれておりますが、一番始の第1点の方は、失業対策に關係する、いわゆる関係法でもつて適確者として登録したもののその数が40名男7名、女33名適確者として登録されたものが7名と33名で計40名であります。これについてちよつと補足申し上げますが、この方はいわゆる失業対策事業のその市町村に対するいわゆる分量、割合この方も他の事業でしたら、いわゆる工事主体によつてなされるものですが、この失業対策事業は今度は工事主体じやなくして失業者の数の多い少ないによつて事業の割当ても決まると言ふふうなもので御ざいますので一つ皆様方からもその一旗この職業旅館と云う意味の登録は是非市内の方に前年度に市長が誘致運動をしまして出張所を設置してありますので、そこを充分利用して載く様にお知らせも願いたいと思います。現在の登録は今申し上げた通りであります。それからもう一点は今度のかん言対策の一つの対策としていわゆる雇用によつて施設を維持しておつた方々が軽く生活の困りゆうを生じておると云う方々も出来るだけこの失業対策面でもきゆう復したいと云うふうなことで各市町村に実態調査がまいつております。そう云う面からもどんな登録者を沢山実際の実数に近い登録者を出して事業面の延擷もしたいと云うふうに考えておりますので一つ御協力お願い致します。次の2点～3点については直接事業担当である。

15番～これも、そんなら大いにその施設を発揮致しまして早目に作つてもう様に御要望を申し上げまして私の質問を終ります。

(八)に移ります。市民の文化生活の向上のために青年、婦人労働者の各方面から要望されておる文化センターとしての市民会館を作る計画はありませんでしようか。

市長～欲しいとは思つておりますけれども現実においては、市庁舎の拡張財源さえ見出すに非常に四苦八苦しておりますので、何んとかして将来はこれを提議もつと云う気持はありますけれども、現在の所こう云う計画を得る所の財源を見出すに困つておる状態であります。

15番～これも、もち論市単独でやる場合には非常に財源的にどうしても無理だと考えられますので、これもやはり政治的な大きな接觸が必要だと考えておりますので、先きの問題も、これも一様市長さんの手がうでにもかかると思つております。政治的な接觸も持つて戴きたいととを御要望致しましてこの質問を終ります。

6番の質問に入ります。

登録された失業者は何名ありますか。失業対策事業の現況はどうなつておりますか、又市としての補助はどの様にして行なつていますか御質問致します。

市長～その点については一応総務課長の方から説明させます。

総務課長～これは3点に分かれておりますが、一番始の第1点の方は、失業対策に關係する、いわゆる関係法でもつて適確者として登録したものその彼が40名男7名、女33名適確者として登録されたものが7名と33名で計40名であります。これについてちよつと補足申し上げますが、この方はいわゆる失業対策事業のその市町村に対するいわゆる分量、割合この方も他の事業でしたら、いわゆる工事主体によつてなされるものですが、この失業対策事業は今度は工事主体じやなくして失業者の数の多い少ないによつて事業の割当ても決まると言ふうなもので御ざいますので一つ皆様方からもその一様この職業訓練と云う意味の登録は是非市内の方に前年度に市長が誘置運動をしまして出張所を設置してありますので、そこを充分利用して載く様にお知らせも願いたいと思います。現在の登録は今申し上げた通りであります。それからもう一点は今度のかん害対策の一つの対策としていわゆる雇用によつて生計を維持しておつた方々が特に生活の困りゆうを生じておると云う方々も出来るだけこの失業対策面でもきゆう吸したいと云ふうなことで各市町村に実態調査がまいつております。そう云う面からもどんな登録者を沢山実際の実数に近い登録者を出して事業面の獲得もしたいと云ふうに考えておりますので一つ御協力お願い致します。次の2点～3点については直接事業担当である。

建設課長～失業対策事業の現況でございますが、現在、本市におきましては、40に制度を一日交代で20名以内ずつ労働工事に働いております。それで人員の内審でございますが、男の方は一日4～5名女の方が16名～15名とこう云ふうにして、勤務させて、それで今年度事業をやつたのは5ヶ所あります。その中には、長田の農道工事普天間地内の道路改修工事神山の道路改修工事真栄原地区の道路改修工事我如古の農道工事その我如古の農道工事は、まだ9ヶ程度でございます。それから真栄原の方は75ヶでございます。以上が建設課で取り扱つておる失業事業の道路工事に対する現況でございます。

15番～これは、つまり日雇としてのそれとも何日間と云う様な期間をもうけてなさるのか、日々を単位として計算している訳ですが、

総務課長～失業対策の場合には、そうであります。1日？

15番～これは日当になる訳ですか、

総務課長～そうです。

15番～額はどの位ですか、

建設課長～日当は政府でも決められておりまして、大体\$0.80だつたと思います。

15番～政府のですか、（はい）

建設課長～基準があります。それにまつてやつております。

15番～これは\$0.80と云うのは1日にですか。1日8時間ですか、これは男ですか、女ですか、

建設課長～それからこの労働面の男女別にも

15番～男女別によるんですか、最低と最高とのやらい聞きがありますか、

建設課長～その方は今の所おぼえておりませんから、

15番～後でてもいい訳ですが、そうするところは政府から出される金ですか、これだけですか、市としても補助する訳ですか。1日\$0.80でだつたら仕事をやる人はいないでしよう。これは金でどこで払う訳ですか、

建設課長～それの支払は、後所の方でやつております。

建設課長～失業対策事業の現況でございますが、現在、本市におきましては、40に制度を一日交代で20名以内ずつ労働工事に働いております。それで人員の内容でございますが、男の方は一日4～5名女の方が16名～15名とこう云ふようにして、勤務させて、それで今年度事業をやつたのは5ヶ所あります。その中には、長田の農道工事普天間地内の道路改修工事神山の道路改修工事真栄原地区の道路改修工事我如古の農道工事その我如古の農道工事は、まだ9%程度でございます。それから真栄原の方は75%でございます。以上が建設課で取り扱つておる失業対策の道路工事に対する現況でございます。

15番～これは、つまり日雇としてのそれとも何日間と云う様な期間をもうけてなさるのか、日々を単位として計算している訳ですが、

総務課長～失業対策の場合には、そうであります。1日？、

15番～これは日当になる訳ですか、

総務課長～そうです。

15番～額はどの位ですか、

建設課長～日当は政府でも決められておりまして、大体\$0.80だつたと思います。

15番～政府のですか。（はい）

建設課長～基準があります。それにまつてやつております。

15番～これは\$0.80と云うのは1目ですか。1日8時間ですか、これは男ですか、女ですか、

建設課長～それからこの労働面の男女別にも

15番～男女別によるんですか、最低と最高とのぐらい聞きがありますか、

建設課長～その方は今の所おぼえておりませんから、

15番～後ででもいい訳ですが、そうするとこれは政府から出される金ですか、これだけですか、市としても補助する訳ですか。1日\$0.80でだつたら仕事をやる人はいないでしょう。これは金ゼンはどこで払う訳ですか、

建設課長～その支払は、役所の方でやつております。

15番～役所で詰うんだつたら今すぐは出せないと云う訳ですか。

建設課長～資料持つておりませんので後でお答えします。

議長～暫休憩致します。(午後4時35分)

議長～再開致します。(午後4時45分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を閉じることに致します。尚次回は6月24日の午前10時より再開することに致します。

議長～散会(午後4時46分)

15番～役所で払うんだつたら今すぐは出せないと云う訳ですか。

建設課長～資料持つておりませんので後でお答えします。

議長～暫休憩致します。（午後4時35分）

議長～再開致します。（午後4時45分）

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を閉じることに致します。尚次回は6月24日の午前10時より再開することに致します。

議長～散会（午後4時46分）